

人文・社会科学研究

東京国際大学大学院

第9号

論 文

DX 投資促進税制の政策効果に関する事後評価テストの研究 …内山 旭…… 1

学校法人会計制度の変遷・動向及び基本金の研究 ………………安達 秀明…… 35
——制度変遷の動向より本質を探究——

リースに関する法人税制のあり方 ………………与喜多麗愛…… 67
——使用権資産認識を検討——

競馬事件における所得区分についての一考察 ………………島崎 麻世…… 85
——大阪事件と札幌事件——

人文・社会科学研究

東京国際大学大学院

第9号

DX 投資促進税制の政策効果に関する 事後評価テストの研究

内 山 旭

A Study on Ex-post Facto Evaluation of the Policy Effectiveness of the Tax System to Promote Investment in a DX

Akira Uchiyama

Abstract

The tax system to promote investment in a digital transformation (denoted here as the tax system to promote investment in a DX) was created as part of the FY2021 revision of the tax system. The applicable period of the tax system to promote investment in a DX was extended by the FY2023 revision of the tax system; the applicable period was extended two years until March 31, 2025, but the system was abolished once that period ended.

Reports of fact-finding studies on the application of tax systems to achieve policy objectives based on special taxation measures have been published, empirically analyzing the effectiveness of such a system is difficult under current circumstances.

The aim of the current study was to attempt to verify an ex-post facto evaluation of the effectiveness of a tax system to achieve policy objectives by combining published data on the application of the tax system to promote investment in a DX and other publicly available data. Based on an empirical analysis and the results of verification, this study suggests forms of highly effective digital-related policies to create a digital society in Japan.

Keywords: tax system to promote investment in a DX, special taxation measures, tax system to achieve policy objectives, digital transformation, DX, evaluation, ex-post facto evaluation, setting of KPIs, special depreciation system

要　旨

令和3（2021）年度税制改正において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（以下、「DX投資促進税制」という。）が創設されている。DX投資促進税制は、令和5（2023）年度税制改正により適用期限の延長がなされ、令和7（2025）年3月31日まで2年間延長されたが適用期限をもって廃止されている。

租税特別措置に基づく政策税制の適用成果については、適用実態調査報告書の公表はされているが、有効性を実証的に分析することは難しいのが現状である。

本研究の目的は、DX投資促進税制において公表されている適用実態データ及び他の公表データを組み合わせることにより政策税制の有効性について、事後評価テストの検証を試行するものである。実証的な分析、検証結果を踏まえ、わが国のデジタル社会実現に向けた、政策効果の高いデジタル関連施策のあり方について提言を行っている。

キーワード：DX投資促進税制、租税特別措置、政策税制、デジタルトランスフォーメーション、DX、評価テスト、事後評価、KPI設定、特別償却制度

目　　次

はじめに

1. 本研究の目的
2. 本論文の構成

I. わが国のデジタル社会実現に向けた現状

1. 日本の労働生産性
2. デジタル社会実現に向けた国の動き
3. DXレポート「2025年の壁」
4. DXレポート2.2
5. DX動向2024

II. DX投資促進税制

1. DX投資促進税制創設の経緯及び趣旨
2. 令和3（2021）年度税制改正（創設）における制度概要
3. 令和5（2023）年度税制改正（延長）における制度概要

III. 租税特別措置法と政策税制

1. 租税特別措置・政策税制の定義
2. 法人税における政策税制の分類及び手法
3. 租税特別措置の問題の所在
4. 租税特別措置の評価テスト
5. 政策税制の改革の方向性
6. 租税特別措置適用状況透明化法の制定

IV. DX投資促進税制の事後評価テストの試行

1. 分析対象データ
2. DX投資促進税制の事業評価テスト結果
3. 考察

結びに代えて

はじめに

1. 本研究の目的

令和3（2021）年度税制改正において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（以下、「DX投資促進税制」という。）が創設されている¹⁾。

DX投資促進税制は、令和5（2023）年度税制改正により適用期限の延長がなされ、令和7（2025）年3月31日まで2年間延長されたが適用期限をもって廃止されている（措法42の12の7①）²⁾。

租税特別措置法については、「租税特別措置は、一定の政策目的を達成するための手段として租税のインセンティブ効果を活用しようとするものであって、経済政策の一環としての意義をもつものであるが、その反面、負担公平原則や租税の中立性を阻害し、総合累進構造を弱め、納税道義に悪影響を及ぼすなど、多くの短

所がある点にかえりみ、当調査会が従来から答申してきた整理縮減の方向を引き続き推進すべきものと考える。」³⁾とされており、租税特別措置は縮減の方向で進められてきた経緯がある。

租税特別措置に基づく政策税制の適用成果については、租税特別措置適用状況透明化法⁴⁾に基づき、「適用実態調査報告書」の公表はされているが、「現状の有効性を実証的に分析することは難しい。適用企業の個別情報はおろか、個々の適用額などミクロの情報は全くと言っていいほど公表されておらず、事後的な開示もなされていないためである。」と指摘されており⁵⁾、適用実態調査の対象である法人税関係の租税特別措置について、有効性を実証的に分析することは困難であるのが現状である。

DX投資促進税制の適用実態については、適用対象となった認定案件一覧及び実施状況結果が公表されている⁶⁾。本研究の目的は、DX投資促進税制において公表されている適用実態データ及び他の公表データを組み合わせることにより政策税制の有効性について、事後評価テストを試行し、実証的な分析、検証結果を踏まえ、わが国のデジタル社会実現に向けた、政策効果の高いデジタル関連施策のあり方について提言を行うことである。

2. 本論文の構成

本研究では、I 「わが国のデジタル社会実現に向けた現状」では、日本におけるデジタル社会の進展状況、DX投資促進税制の契機となったDXレポートの概要について述べる。II 「DX投資促進税制」では、令和3（2021）年度税制改正に創設され、令和7（2025）年3月31日をもって廃止されたDX投資促進税制の制度概要と特徴について整理を行い、III 「租税特別措置法と政策税制」では、租税特別措置法と政策税制の過去経緯や論点について述べる。IV 「DX投資促進税制の事後評価テストの試行」では、租税特別措置適用状況透明化法に基づき公表されているデータや各種公表データを組み合わせることにより政策効果についての実証的分析を

行う。最後の「結びに代えて」では、今後のわが国のデジタル社会実現に向けた政策税制に関する方向性について述べる。

I. わが国のデジタル社会実現に向けた現状

本章では、DX投資促進税制創設の背景となつたわが国のデジタル社会の現状、企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への取組状況について概観する。

1. 日本の労働生産性

日本の労働生産性の国際的なポジションは、2010年代後半まではOECD加盟国中20位前後の状況が続いてきたが、2010年代後半から急速に順位を落としており、2022年は38カ国中30位になっている⁷⁾。

日本の一人当たり労働生産性は、92,663ドル（877万円）で、ハンガリー（92,992ドル／880万円）やスロバキア（92,834ドル／879万円）といった東欧諸国とほぼ同水準であり、主要先進7カ国で最も低くなっていると報告されている⁸⁾。日本の労働生産性が低い要因については、「付加価値創出力」の低さ、つまり、ICT資産当たり付加価値（IT・デジタル化）が課題の一つとして指摘されている⁹⁾。

2. デジタル社会実現に向けた国の動き

令和3（2021）年9月に日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足している。デジタル庁の創設について、「新型コロナ感染症への対応の中、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。思い切ってデジタル化を進めなければ、日本を変えることはできない。」と訓示されている¹⁰⁾。

デジタル庁は、目指すべきデジタル社会への羅針盤として、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を公表し、デジタル社会で目指す6つの姿を示しており、その中で「デジタル化による成長戦略」をあげ、「社会全体の生産性・

デジタル競争力を底上げし、成長していく持続可能な社会を目指す」としている¹¹⁾。

3. DXレポート「2025年の壁」

2018（平成30）年に経済産業省「DXレポート～ITシステム「2025年の壁」の克服とDXの本格的な展開～」が公表されて大きな注目を集めた¹²⁾。

「2025年の壁」とは、「多くの経営者が、将来の成長や競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変するデジタル・トランスフォーメーション（=DX）の必要性について理解しているが……この課題を克服できない場合、DXが実現できないのみではなく、2025年以降、最大12兆円／年（現在の約3倍）の経済損失が生じる可能性（2025年の壁）」との指摘である¹³⁾。

「2025年の壁」の要因として、「既存システムの複雑化・ブラックボックス化」から生じていると指摘し、既存システムが、事業部門ごとに構築されて、全社横断的なデータ活用ができず、過剰なカスタマイズがなされているなどにより、複雑化・ブラックボックス化を招き、「経営者がDXを望んでも、データ活用のため……既存システムの問題を解決し、そのためには業務自体の見直しも求められる中（=経営改革そのもの）、現場サイドの抵抗も大きく、いかにこれを実行するかが課題」としている¹⁴⁾。

DX実現シナリオとして、「2025年までの間に、複雑化・ブラックボックス化した既存システムについて、廃棄や塩漬けにするもの等を仕分けしながら、必要なものについて刷新しつつ、DXを実現することにより、2030年実質GDP130兆円超の押上げを実現」するとしている¹⁵⁾。

DX推進に向けた対応策として、「「2025年の壁」、「DX実現シナリオ」をユーザ企業・ベンダー企業等業界全体で共有し、政府における環境整備を含め、諸課題に対応しつつ、DXシナリオを実現」することが示されている¹⁶⁾。

4. DXレポート2.2

2022（令和4）年7月に経済産業省は「DXレポート2.2」を公表している¹⁷⁾。「DXレポート2.2」では、2018（平成30）年の「DXレポート」を受けて、各種政策ツール（DX推進指標、デジタルガバナンスコード、DX認定など）が発表され、その後のDXの進捗状況について整理している¹⁸⁾。

「DXレポート2.2」では、「DX推進に取り組む重要性は広がる一方で、デジタル投資の内訳はDXレポート発出後も変化がなく、既存ビジネスの維持・運営に約8割が占められている状況が継続」しており、「自己診断結果を提出していない企業が水面下に多数いることを考えると、この状況はさらに深刻な段階にある可能性」を示唆している¹⁹⁾。

また、「DXレポート2.2」では、「ユーザ企業とベンダー企業はともに「低位安定」の関係に固定されてしまっているため、我が国においては、個社単独でのDXが困難な状況にある。」として、産業全体として変革する必要性を指摘し、デジタル産業への変革に向けた具体的な方向性やアクションを提示している²⁰⁾。

5. DX動向2024

情報処理推進機構（IPA）は、2024（令和6）年に「企業等におけるDX推進状況等調査分析」を実施し、その結果を「DX動向2024」として公表している²¹⁾。

DX動向2024では、「日本の企業全体としてはDXの取組が年々増加しているが、サービス業や従業員規模が小さい企業の取組状況は遅れており、課題として捉える必要がある。」との調査結果を示している²²⁾。

DXへの取組は、3つの異なる段階（ステージ）に分解できる。第1段階はデジタイゼーション（Digitization）でアナログ・物理データのデジタルデータ化、第2段階はデジタライゼーション（Digitalization）で個別の業務・製造プロセスのデジタル化、第3段階はデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）で

組織横断、つまり、全体の業務・製造プロセスのデジタル化、顧客起点の価値創出のための事業やビジネスモデルの変革である²³⁾。

2024(令和6)年度調査におけるDXの成果は、2022(令和4)年度調査から大きな変化は見られず、「DXの取組をデジタイゼーション、デジタライゼーション、デジタルトランスフォーメーションの3段階(ステージ)で示しているが、企業のデジタルトランスフォーメーション段階での取組は成果が出ていない部分があり、道半ばである」との分析結果が示されている²⁴⁾。

第1段階のデジタイゼーション(アナログ・物理データのデジタル化)には97.0%の企業が取組み、その成果の出ている割合は64.7%、第2段階のデジタライゼーション(業務の効率化による生産性向上)には99.5%の企業が取組み、その成果の出ている割合は56.8%、第3段階のデジタルトランスフォーメーション(新規製品・サービスの創出)には84.4%の企業が取組み、その成果の出ている割合は22.1%にとどまっている(図表1)。

調査結果について、「DXの成果創出には、4～5割強の企業が越えた第1の崖壁(業務の効率化、組織横断/全体の業務・製造プロセスのデジタル化等)と2割の企業しか超えられていない

ない第2の崖壁(ビジネスモデルの根本的変革等)が存在する」と指摘しており、日本企業のデジタルトランスフォーメーションの成果創出が2割にとどまる原因や成果創出に向けて求められる取組等を分析している²⁵⁾。

II. DX投資促進税制

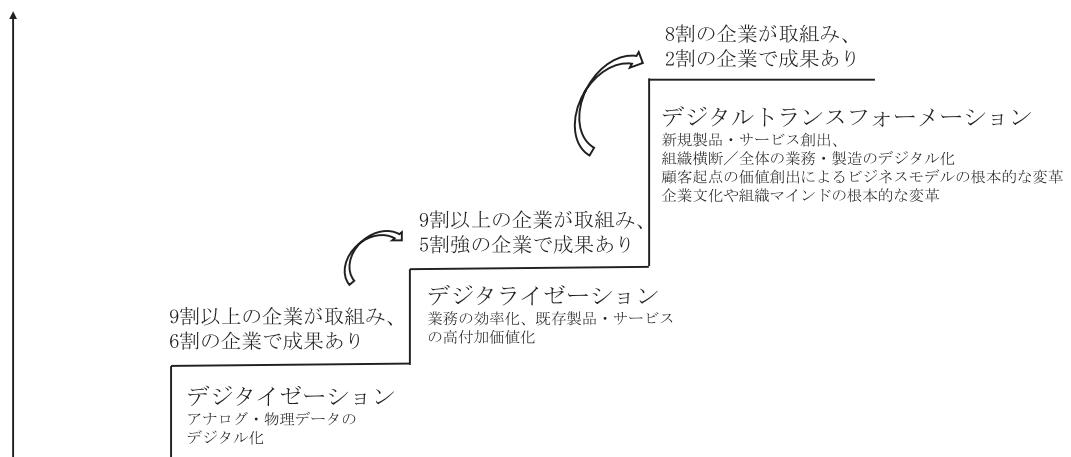
本章では、令和3(2021)年度税制改正に創設され、令和7(2025)年3月31日をもって廃止されたDX投資促進税制の制度概要と特徴について整理を行う。

1. DX投資促進税制創設の経緯及び趣旨

令和3(2021)年度税制改正において、事業適用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度(デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)が創設されている。

制度創設の背景には、令和2(2020)年1月の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、多くの企業において、事業・財務基盤が毀損し、企業戦略の見直しが迫られるなど、産業構造転換の必要性が高まり、今後、我が国企業が競争力を維持・強化するため、事業

図表1 DXの各段階における取組状況と成果



出所: DX動向2024(図表1-14)より筆者作成²⁵⁾

環境の変化に適応した企業変革が不可欠となつたことがあげられている²⁷⁾。

産業構造転換として最も必要性が高いデジタルシフトによる事業再構築、すなわち、デジタル技術を活用した企業改革（デジタルトランスフォーメーション：DX）の推進が重要であり、これをレガシーシステムの温存・拡大につながらない形で、企業の取組を後押ししていくため、税制改正において、DX投資促進税制が創設されている²⁸⁾。

DX投資促進税制は、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな日常に対応した、企業における事業再構築を早急に進めていくために、デジタル技術を活用した企業変革（DX）が重要であり、こうしたDXを企業ごとのレガシーシステムの温存・拡大につながらない形で進めていく必要があり、税制においても、こうした企業の取組を後押ししていくため、産業競争力の強化を目的としている²⁹⁾。

2. 令和3（2021）年度税制改正（創設）における制度概要

デジタル技術を活用した企業変革（DX）を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されている（2年間の時限措置）³⁰⁾。

本制度の適用を受けるためには、産業競争力強化法の認定事業適用事業者が、事業適用計画の認定要件を満たした上で主務大臣から確認を受けることが必要となる。

（1）適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者とされている³¹⁾。

（2）適用期間

適用期間は、産業競争力強化法等の改正法の施行の日から令和5（2023）年3月31日までの期間とされている。

（3）事業適応計画の内容

事業適用計画には、事業適用要件としてデジ

タル（D）要件と企業変革（X）要件の2つの要件を満たす必要があることが本制度の特徴点な点である。

（a）デジタル（D）要件

デジタル（D）要件（データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ）として以下の要件を満たす必要がある。

- ①他の法人等が有するデータ又は事業者がセンター等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること
- ②クラウド技術を活用すること
- ③情報処理推進機構が審査を行う認定（DX認定）³²⁾

（b）企業変革（X）要件

企業変革（X）要件（ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略）として以下の要件を満たす必要がある。

- ①商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ②生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
 - ・計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
 - ・計画期間内で、売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- ③投資総額が売上高比0.1%以上であること

（4）対象とする設備

認定された事業適用計画に基づいて行う設備投資に対して、税額控除又は特別償却ができるものとされている。適用対象資産となるソフトウェアは「特定ソフトウェアの新設もしくは増設し、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）」とされている（図表2）。

適用対象資産（減価償却資産）のソフトウェアとは、「電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を

図表2 DX投資促進税制の措置内容（令和3（2021）年度創設時）

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産		
機械装置	【他社とのデータ連携に係るもの】	
器具備品	5%	

※設備投資総額の上限：300億円

(注1) クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用（繰延資産）

(注2) 機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る

(注3) 税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限

出所：財務省より作成³⁴⁾

含むものとし、複写して販売するための原本を除く。)」とされている（措令27の12の7①）³⁵⁾。

なお、適用対象資産（繰延資産）については「本制度は、レガシーシステムの温存・拡大につながらない形でデジタルトランスフォーメーションを進めていくための政策の一つであり、したがってソフトウェアはクラウドを通じて利用するものの方が政策目的に適合」としており、クラウド利用が前提となっている。

クラウド利用にあたり、利用料となる期間費用、利用のための初期費用（法人税法施行令第14条第1項第6号ロの「資産を賃貸し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用」）が繰延資産とされる。

（5）適用対象事業

適用対象となる事業は、特に業種の限定はなく、「国内にある……事業の用」とされていることから、適用対象法人の国内で行われる事業に限り対象となる。

（6）税制改正による増減収見込額

令和3（2021）年度の税制改正における増減収見込額は、初年度（令和3（2021）年度）▲70億円、平年度▲110億円と試算されている³⁵⁾。

3. 令和5（2023）年度税制改正（延長）における制度概要

DX投資促進税制の適用期間が令和5（2023）年3月31日とされているため、令和5（2023）

年度税制改正において、適用期限の2年間延長及び要件の見直しがされている。

（1）改正の経緯

施策の必要性について、令和5（2023）年度税制改正要望事項において次の2点を挙げている³⁶⁾。

1点目は、DX投資促進税制の支援の結果、通常の企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を後押しして好事例を創出したとしているが、依然として企業においては「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていないとしている。

2点目は、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約2年程度であることから、大規模なシステム投資の実態と適用期間が合わないことが課題であるとしている。

DX投資促進税制の期限を令和7（2025）年3月31日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図るとしている。税負担軽減措置等の適用実績と今後の見込みを図表3に示す。

（2）改正の内容

改正内容は、①適用期限の延長（令和7（2025）年3月31日まで2年延長）、②従前の認定に基づく資産の除外、③認定要件の見直しの3点で

図表3 税負担軽減措置等の事業適用計画数

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
事業適用計画数	20件	34件 (見込み)	34件 (見込み)	34件 (見込み)
減収額	79億円の内数	118億円の内数		

注：事業適用計画数の見込みは、税制改正当時の計画値

出所：経済産業省『令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項』より作成

図表4 令和3（2021）年度（創設）と令和5（2023）年度（延長）の認定要件

	令和3（2021）年度（創設）	令和5（2023）年度（延長）
デジタル（D）要件	①データ連携 ②クラウド技術の活用 ③DX認定の取得	①データ連携 ②クラウド技術の活用 ③DX認定の取得、 <u>デジタル人材の育成・確保</u>
企業変革（X）要件	①全社の意思決定に基づくものであること ②一定以上の生産性向上などが見込まれること等	①全社レベルで売上上昇が見込まれる ②成長性の高い海外市場の確保を図ること ③全社の意思決定に基づくもの

注：下線は筆者

出所：経済産業省資料より作成^{38) 39)}

ある。

改正では、国際的な競争力の強化に資するDXを促し、成長性の高い海外市場を獲得する取組に重点化するため、生産性の向上又は需要の開拓に特に資する基準及び事業対応計画の認定要件の見直しがされていることが特筆すべき点である（図表4）³⁷⁾。

III. 租税特別措置法と政策税制

本章では、次章でDX投資促進税制の事後評価テストを行うにあたり、これまでの租税特別措置法及び政策税制の過去経緯や論点について整理する。

1. 租税特別措置・政策税制の定義

租税特別措置法は、第1章第1条において「この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税……の特例を設けることについて規定するものとする。」と法の趣旨を規定している⁴⁰⁾。

租税特別措置法・政策税制の定義については、「いかなるものを政策税制あるいは租税特別措置にかかる税制として理解するかはかならずしも見解は一致しているとはいえない」とされている⁴¹⁾。

租税特別措置について、「特定の政策目的を実現するために、税制上の例外規定・特別規定をもって行われる税の軽減措置・優遇措置である」と定義しつつも、「わが国の場合、この例

外規定・特別規定は、主として『租税特別措置法』によっているが、そのほかの基本税制においても類似の例外規定・特別規定がみられる。したがって、特別措置の範囲を厳密に定めるることはきわめて困難である」との見解が示されている⁴²⁾。

また、「租税特別措置というのは、租税類別措置（differential tax）とは異なり、担税力その他の点では同様な状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減あるいは加重することを内容とする措置のことで、税負担の軽減を内容とする租税特別措置を租税優遇措置（preferential tax treatments）といい、税負担を加重する租税特別措置を租税重課措置という」との定義が示されている⁴³⁾。

租税特別措置法と政策税制の関係については、「租税政策とは、租税制度に関する国家の政策であるが、それは、租税政策以外の国家の様々な政策と密接な関係を有する。これは、租税法・租税制度が、財政目的（すなわち、収入を得るという租税本来の目的）以外の、国家の様々な政策実現のための手法として用いられているかである。これを政策税制と呼ぶ。」との見解が示されている⁴⁴⁾。

つまり、租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであり、「税負担の公平・中立・簡素」という税制の基本原則⁴⁵⁾の例外措置として位置づけられるものである。

2. 法人税における政策税制の分類及び手法

本項では、政策税制のうち、法人税法における分類及び手法の体系について整理を行う。

法人税法における政策税制は、①法人税を永久に免除し、または軽減する性質を有するもの、②一時的にその課税を猶予し、その延期を行うもの、③重課、損金不算入の3形態に分類される（図表5）⁴⁶⁾。

上記①の分類には、税率の軽減、損金算入（特別控除）、②の分類には、特別償却、準備金、圧縮記帳、③の分類には、税率による重課、損金不算入などが該当する⁴⁷⁾。

DX投資促進税制は、②一時的にその課税を猶予し、その延期を行うものに該当する。本項では②の特別償却、準備金、圧縮記帳の概要を述べる。

（1）特別償却

特別償却は、減価償却資産について通常の減価償却額以上の超過償却を行わせるものであり、投下資本の早期回収または資金繰り緩和を図るため、主に産業基盤の強化、設備近代化等の見地から認められ、狭義の特別償却⁴⁸⁾と割増償却⁴⁹⁾が該当する。特別償却は措置法上の減価償却の特例として、普通償却と同様に位置づけられており、商法上の「相当の償却」に当たるかどうかについて疑義が生ずることから、このような償却方法にかえて特別償却準備金として積み立てることを認めている⁵⁰⁾。

特別償却は、減価償却制度を利用した課税緩和措置であるが、企業としては課税猶予額を資

図表5 法人税における政策税制の手法による分類

分類	手法
①法人税を永久に免除し、または軽減する性質を有するもの	税率の軽減 損金算入（特別控除）
②一時的にその課税を猶予し、その延期を行うもの	特別償却 準備金 圧縮記帳
③重課、損金不算入	税率による重課 損金不算入

金として運用することができることから、国庫から無利息融資を受けるのと同等の経済効果を享受できるものとされ、特定の設備投資等を誘導する政策的な誘導措置として位置づけられている。しかしながら、特別償却制度は租税負担の公平性や租税の中立性を阻害するとの指摘がされている⁵¹⁾。

(2) 圧縮記帳

圧縮記帳は、租税政策的目的から、一定の場合に課税を繰り延べるものである。国庫から助成し、他方で課税を通じてその一部を直ちに国庫に吸収することは、国庫補助金の支給による政策効果を実現できなくなるため、当該支給額を益金の額に算入するとともに、同額を固定資産の価額から差し引き損金の額により、取得時点での課税を中和化し、固定資産の耐用年数にわたり繰延課税する方法であり、減価償却と同様な効果を持つものとされる⁵²⁾。

(3) 税額控除

税額控除は、政策減税等の手段として多用されており、支出した費用について、一定額を法人税から控除するものである。しかしながら、「税額控除なので、赤字などでもともと法人税が発生しない企業においては意味がない」とされている⁵³⁾。

3. 租税特別措置の問題の所在

租税特別措置に対しては、「一定の政策目的を達成するための手段として租税のインセンティブ効果を活用しようとするものであって、経済政策の一環として意義をもつものであるが、その反面、負担の公平原則や租税の中立性を阻害し、総合累進構造を弱め、納税道義に悪影響を及ぼすなど、多くの短所がある」と指摘されている⁵⁴⁾。

この租税特別措置の短所に対し、「租税特別措置が認められるのは、まず、税制以外の措置で有効な手段がないかどうかを検討し、他に適当な方法が見出しえない場合に限られるべきである。」との考えが示されている⁵⁵⁾。

平成22（2010）年度税制改正大綱において、

「現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見」という指摘がされている⁵⁶⁾。

また、租税特別措置の短所として、「租税特別措置は納税者を当然の対象とするが、全法人の約7割が欠損法人であるといった状況のもとでは租税特別措置等の政策効果は限定的となる。」と指摘されている⁵⁷⁾。

4. 租税特別措置の評価テスト

前項で述べたとおり、「租税特別措置が認められるのは、税制以外の措置で有効な手段がないかどうかを検討し、他に適用な方法が見出しえない場合に限られるべきである。」ことから、税制調査会において評価テストの検討がなされている。

(1) 3つのテスト

昭和39（1964）年度の税制調査会の答申⁵⁸⁾において、租税特別措置の評価について次のテスト項目が示されている。

- (イ) 政策目的自体の合理性の判定
- (ロ) 政策手段としての有効性の判定
- (ハ) 附隨して生ずる弊害と特別措置の効果との比較衡量

上記は「3つのテスト」と呼ばれ、租税特別措置に対する判断の規律とされたものである⁵⁹⁾。

(イ) 直接の政策目的の合理性の判定とは、「その特別措置の目的が総合的な経済政策の観点から考えて合理的な意義を持つものであるかどうか、また、掲げられている政策目的が他の政策目的と抵触することはないか、つまり、経済政策全体として首尾一貫し調和のとれているものになっているかどうかが検討されるべきである。」であり、(ロ) 政策手段としての有効性の判定とは、「政策目的に対してその措置が果して有効であるかどうかの検討である。政策手段の有効性が十分確保されなければ、これを導入する意義に乏しいことはいうまでもない。」

であり、(ハ) 附隨して生ずる弊害と特別措置の効果との比較衡量とは、「特別措置には……負担公平の原則や租税の中立性を阻害し、総合累進課税を弱め、納税道義に悪影響をおよぼす等の弊害が生ずる。……特別措置については、この附隨して生ずる弊害の程度を十分検討し、政策手段としての有効性とのバランスにおいて評価すべきである。」との考えが示されている⁶⁰⁾。

(2) 6つのテスト

平成21(2009)年12月22日の「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～」において、「政策税制措置の見直しの指針(6つのテスト)」が示されている⁶¹⁾。「政策税制措置の見直しの指針(6つのテスト)」は、「租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的な方策を策定する」との諮問に基づき、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチームにおける検討結果を反映したものである⁶²⁾。

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか

6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか

上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証について、「存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、特に厳格に判断する。」との方針が示されている。

この見直しのため「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定め、租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」を抜本的に見直しとした⁶³⁾。

「租税特別措置法の見直しに関する基本方針」では、「原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する」としたうえで、「実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討」とした見直し方針(「ふるい」)を示している。

見直し方針(「ふるい」)では、「政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルトを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。」とされた⁶⁴⁾。

(3) 事前評価及び事後評価のガイドライン

租税特別措置等の事前評価及び事後評価の政策評価の内容、手順等について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22(2010)年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)において指針が示されている⁶⁵⁾。

(a) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施し、

同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むこととしている。

事前評価の項目は、租税特別措置等の①必要性等（租税特別措置等により実現しようとする政策目的、租税特別措置等により達成しようとする目標）、②有効性等（適用数、適用額、減収額及び効果の予測・把握）、③相当性（政策目的の実現のための手段としての、租税特別措置等の手段を取ることが必要であり、適切であるかの説明）である。

（b）事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施し、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる、としている。

事後評価の項目は、事前評価と同じく、租税特別措置等の①必要性等、②有効性等、③相当性である。

5. 政策税制の改革の方向性

税制調査会は平成26（2014）年の「法人税の改革について」において、「租税特別措置は、一度創設されると長期にわたって存続するという問題があるため、その必要性や効果を常にゼロベースで検証する必要がある。」と指摘している⁶⁶⁾。

税制調査会は、具体的な改革の方向性として「政策税制については、経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある。」とし、具体的に下記の3つの基準に沿って、ゼロベースで見直しを行うこととしている⁶⁷⁾。

基準1	期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する
基準2	期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う
基準3	利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う

6. 租税特別措置適用状況透明化法の制定

平成21（2009）年度から政権交代に伴う税制改革の動きを受け、政治主導の考え方のもとに、政府に財務大臣を会長とし、大臣および各府省副大臣を構成員とする新しい税制調査会、そのもとに税財政の専門家によって構成される専門委員会が設置され、税制改革に関する検討がされている⁶⁸⁾。

平成21（2009）年12月22日に「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～」において、税制の抜本的改革の基本方針として「公正・透明・納得」の3つの原則を税制改革の基本とすることが示されている。新しい税制改革の仕組みとして、①政府の責任で一元的に税制改革を策定するための新しい税制調査会の設置意義について述べ、②租税特別措置を「ふるい」にかけて整理合理化を行うとともに、租税特別措置の適用状況を明らかにするために、平成22（2010）年度に租税特別措置適用状況透明化法の制定を目指すことを明らかにしている⁶⁹⁾。

現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからず存し、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて透明でなければならないという問題が生じていることについて指摘がされている⁷⁰⁾。

租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）」（以下、「租特透明化法」という。）が制定され、関係政省令とともに、平成22（2010）年3月21日に公布されている。

租特透明化法第1条において、「この法律は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする。」としている。目的にある適用実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置として、租特透明化法には次の三つの仕組みが規定されている⁷¹⁾。

- (イ) 適用額明細書に記載されている事項の集計等による適用件数、適用額その他の事項を把握する適用実態調査
- (ロ) 適用実態調査により明らかとなった適用件数、適用額その他の事項等その結果の国会への報告
- (ハ) 適用実態調査により得た適用状況に関する情報の各特例措置に関する各府省への提供

なお、交際費等の損金不算入（措法61の4）や使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62）等の法人税の負担を増加させる措置は報告から除かれている⁷²⁾。

租税特別措置の適用状況は、平成23（2011）年度以降、財務省から公表された報告書によれば、特別償却は平成15（2003）年度を境に大きく減少しているが、税額控除は傾向としては減少したと判断するにはまだ難しい状況であるとされている⁷³⁾。

IV. DX投資促進税制の事後評価テストの試行

DX投資促進税制の適用実態については、適用対象となった認定案件一覧及び実施状況報告が公表されている。本章では、適用対象となった認定案件一覧及び実施状況結果の公表データに加え、他の公表データを組み合わせることにより政策税制の有効性について、ミクロ的な事後評価テストの検証を試行する。

1. 分析対象データ

DX投資促進税制の実証的分析においては、経済産業省のウェブサイトに公表されている「DX投資促進税制認定一覧」及び「事業適用計画のポイント」、「認定事業適用計画の概要の公表」、「実施状況報告」の記載事項に基づき分析データの整理を行っている。

なお、経済産業省のウェブサイトにある「DX投資促進税制認定一覧」には過去に掲載されていた一部の資料が最新のウェブサイトには掲載されていないものもあり、国会図書館インターネット資料収集保存事業⁷⁴⁾に保存されているアーカイブ文書を参照することによりデータ補完をしている。また、認定事業適用事業者の属性情報のうち、日本標準産業分類コード（大分類）は「実施状況報告」の記載内容から、資本金及び資本金の区分並びに売上高、営業利益は各認定事業適用事業者の有価証券報告書、決算公告及びディスクロージャー誌等の公表データを基に補完している。

2. DX投資促進税制の事業評価テスト結果

本節では、令和3（2021）年度税制改正及び令和5（2023）税制改正の事業適用計画認定案件（情報技術事業適応）の公表データに基づきDX投資促進税制の事後評価分析を試みる。

(1) 認定事業適用事業者数

令和3（2021）年度税制改正（令和3（2021）年8月～令和5（2023）年3月）の認定事業適

用事業者は43社、令和5（2023）年度税制改正（令和5（2023）年4月～令和7（2025）年3月）の認定事業適用事業者は2社の計45社となっている。

DX投資促進税制（令和3（2021）年度税制改正及び令和5（2023）年度税制改正）の認定事業適用事業者一覧を図表6に示す。

（2）年度別の認定事業適用事業者数

DX投資促進税制の年度別の認定事業適用事業者数の分析結果を図表7に示す。

令和3（2021）年度は上期1社、下期19社の計20社、令和4（2022）年度は上期13社、下期10社の計23社となっており、令和3（2021）年度税制改正の認定事業適用事業者数は合計43社となっている。

令和5（2023）年度は上期1社、下期1社の計2社、令和6（2024）年度は0社であり、令和5（2023）税制改正の認定事業適用事業者数は2社にとどまっている⁷⁵⁾。

令和5（2023）年度以降、認定事業適用事業者数が大幅に減少している理由については所管官庁からは公表されていない。令和5（2023）年度税制改正において、新たに要件として追加されたのは、デジタル（D）要件の「デジタル人材の育成・確保」と企業変革（X）要件の「全社レベルでの売上上昇が見込まれる」、「成長性の高い海外市場の確保を図ること」である（図表4）。

デジタル（D）要件の新たな要件として追加された「デジタル人材の育成・確保」については、多くの企業においてDX人材の育成・採用活動を積極的に行っており、事業計画としては実施可能な目標と考えられる。一方、企業変革（X）要件の新たな要件として「成長性の高い海外市場の確保を図ること」が追加設定されたことにより、海外市場に展開している企業のみが対象となったことも大幅な減少の一因になったものと考えられる。

（3）産業分類別の認定事業適用事業者数

DX投資促進税制の産業分類別の認定事業適用事業者の傾向について分析を行う。分析結果

を図表8に示す。

産業分類別で最も多いのは「I 卸売業、小売業」の14社、次いで「J 金融業、保険業」の10社、「E 製造業」の9社となっている。「G 情報通信業」は5社、「M 宿泊業、飲食サービス業」は3社である。

デジタル活用が期待される「A 農業、林業」、「P 医療、福祉」など認定事業適用事業者がない産業分類も存在している。産業分類別の分析結果から、DX税制が一部の産業セクターにおける活用となっている。

（4）産業分類別・資本金区分別の認定事業適用事業者数

DX投資促進税制の産業分類別・資本金区分別の認定事業適用事業者の傾向について分析を行う。分析結果を図表9に示す。

認定事業適用事業者45社中、資本金の区分が「100億円以上」が33社、「50億円～100億円未満」が4社となっており、認定事業適用事業者は大企業のみである。資本金の区分1億円未満の中小企業は0社となっている。

DX投資促進税制Q & A⁷⁶⁾において、税制措置の対象となる事業者に関する質問に対し、「青色申告書を提出する法人又は個人であって、認定事業適応事業者であるものであれば、業種・資本金規模を問わず対象になります。」との回答が示されているが、結果的に大企業中心の制度となっており、中小企業において事实上、制度利用しにくい政策税制となっている。

（5）デジタル要件（D）における取組内容の類型

令和3（2021）年度税制改正及び令和5（2023）年度税制改正に共通するデジタル（D）要件は、「データ連携」、「クラウド技術の活用」、「DX認定の取得」の3要件である。

前述したとおり、「本制度は、レガシーシステムの温存・拡大につながらない形でデジタルトランスフォーメーションを進めていくための政策の一つであり、したがってソフトウェアはクラウドを通じて利用するものが政策目的に適合」としていることから、全ての認定事業適用計画において、クラウド利用が前提となっ

図表6 DX投資促進税制の認定事業適用事業者一覧 (1/5)

No	適用制度	事業者名	認定省庁	計画概要		日本認定産業分類(大分類・小分類)	認定年月	開始時期終了時期	財務内容の健全性の向上目標
				資本金(億円)	区分				
101	令和3年4月 税制改正	森ビル株式会社	国土交通省	都構OS、グラウド上の会員データ分析	K 不動産賃料、賃貸料	100億円以上	2021/8	2025/3	有利子負債/キャッシュフロー=18.8倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率150%
102	令和3年4月 税制改正	富士フィルムホールディングス株式会社	経済産業省	顧客情報ソリューションサービス、顧客のビジュアル改修	G 情報通信業	100億円以上	2021/11	2022/3	有利子負債/キャッシュフロー=4.2倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率106.4%
103	令和3年5月 税制改正	株式会社九電工	国土交通省	建築物の空調熱量削減データのAI会析・既存のハイブリッド設備などのビジュアルモデルを変革	D 建設業	100億円以上	2021/12	2024/3	有利子負債/キャッシュフロー=4.4倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率は112.6%
104	令和3年5月 税制改正	京都中央信用金庫	金融厅	基幹システムのオーバーハウス、データ利活用の基盤強化による多様なサービス提供	1 金融業、小売業	100億円以上	2021/12	2022/1	有利子負債/キャッシュフロー=6.4倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率134.7%
105	令和3年6月 税制改正	株式会社ライフコーポーラー	経済産業省	デジタルな買い物体験の提供と流通販路構築による購買行動のデータ構築	1 飲食、小売業	100億円以上	2021/12	2026/11	有利子負債/キャッシュフロー=1.1倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率100%
106	令和3年6月 税制改正	株式会社アルファ	経済産業省	在庫管理等のリアルタイム、ニアリアルタイム化による情報収集、取引可能なプラットフォームサービス化	1 飲食、小売業	5億円未満	2021/12	2023/12	有利子負債/キャッシュフロー=1.9倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率103.9%
107	令和3年7月 税制改正	JPFスチール株式会社	経済産業省	鋼構造部材削減システムや設備動能を強化するシステム導入、購入・販売データをデータベースへ登録するシステム化	E 製造業	100億円以上	2022/1	2026/3	有利子負債/キャッシュフロー=3.9倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率115.0%
108	令和3年7月 税制改正	株式会社FOOD & LIFE COMPANIES	農林水産省	農業生産者向けシステム、農業生産者、各メーカーと連携して在庫算出・販路拡大化	1 飲食、小売業	100億円以上	2022/1	2025/9	有利子負債/キャッシュフロー=0.7倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率118.5%
109	令和3年7月 税制改正	株式会社JERA	経済産業省	電力の供給、電力の販売、電力の供給や需要の変動による電力の供給、電力の供給や需要の変動による電力の供給	F 電気、ガス、水道業	100億円以上	2022/1	2026/3	有利子負債/キャッシュフロー=4.8倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率101.4%
110	令和3年8月 税制改正	株式会社スギヤス局	経済産業省	スマートフォンアプリ店舗、店舗内・店舗外で顧客との接点を拡張するシステム化	1 飲食、小売業	100億円以上	2022/1	2022/2	有利子負債/キャッシュフロー=4.2倍 が、業績が高騰する年5年がイント以上で、経営収支比率103.3%

注1 「事業者名」、「認定省庁」、「計画概要」：経済産業省のウェブサイトに公表されている、「事業適応計画認定案件（情報技術事業適応）DX 投資促進割」

注2 「日本標準産業分類コード(大分類)」、「認定年月」、「開始時期」、「終了時期」、「生産性向上目標・新需要開発目標」、「財務内容の健全性の向上目標」：詳
より記載している。

注3 「資本金の区分割」認定事業対応言語の公表の記載事項から作成している。なお、表中の◆は開始年度、■は実施年度を示す。資本金の区分は経済産業省「企画活動基準調査」の区分に準拠している。資本金の区分は公表データから記載している。

図表6 DX投資促進税制の認定事業適用事業者一覧（2/5）

No	適用制度	事業者名	認定省庁	計画概要	日本標準産業分類コード（大分類）	資本金の区分	認定年・月	開始時期	終了時期	財務内容の健全性の向上目標
111	令和年度 税制改正	株式会社平和堂	経済産業省	固有の決算年度「1000カ月会計」を軸に、ネットによる決算年度と会計年度の間に、顧客データの最も活用頻度が高い大限活用の利用データの最も活用頻度が高い大限活用	1 銀行業、小売業	100億円以上	2022/1	2022/2	2024/2	自社電子マネーによる店舗売上高の伸び率が、小売業の業種別売上高伸び率を1.5倍する
112	令和年度 税制改正	株式会社山善	経済産業省	基幹システムの導入による情報の一元化、顧客情報の分析等により、マンパワーを中心とした生産性の向上による効率化、データを活用した生産性の向上による効率化、データを活用した生産性の向上による効率化	1 銀行業、小売業	50億円～100億円未満	2022/2	2022/2	2026/3	ROAを1.75%がポイント以上向上
113	令和年度 税制改正	株式会社三井戸野銀行	金融庁	多額の顧客情報を収集・蓄積・分析、データを活用した生産性の向上による効率化	J 金融業 保険業	100億円以上	2022/2	2022/2	2026/3	ROAを1.5%がポイント以上
114	令和年度 税制改正	株式会社QUICK	経済産業省	DX技術を活用した次世代サービス基盤による顧客接点の拡大、多額の顧客情報を収集・蓄積・分析、データを活用した生産性の向上による効率化	G 情報通信業	5億円～10億円未満	2022/2	2022/2	2025/12	ROAを1.5%がポイント以上
115	令和年度 税制改正	株式会社千葉銀行	金融庁	顧客データの収集・蓄積・分析、データを活用した生産性の向上による効率化	J 金融業 保険業	100億円以上	2022/3	2022/3	2026/3	ROAを1.5%がポイント以上
116	令和年度 税制改正	KDDI株式会社	総務省	KDDIグループ外人と内部状況や利用情報を連携することで、顧客の属性・利便性・ニーズを分析する	G 借貸業	100億円以上	2022/3	2022/3	2025/3	ROAを1.5%がポイント以上
117	令和年度 税制改正	株式会社クボタ	経済産業省	小型建設機械に搭載したAI機能から得られるデータを活用したAIデータ活用システムの構築によるデータ活用による効率化、基幹システムの構築によるデータ活用による効率化	E 製造業	100億円以上	2022/3	2022/3	2025/12	ROAを1.5%がポイント以上
118	令和年度 税制改正	日本通運株式会社	国土交通省	基幹システムの導入によりデータ活用による効率化、データ活用による効率化	H 陸運業 郵便業	100億円以上	2022/3	2022/4	2026/12	開発中断
119	令和年度 税制改正	株式会社東海理化	経済産業省	3Dデータ転換によるデータ活用による効率化	E 製造業	100億円以上	2022/3	2022/3	2026/3	ROAを1.5%がポイント以上
120	令和年度 税制改正	長瀬産業株式会社	経済産業省	顧客・製品情報等のデータ連携（電子データ交換）による顧客引当業務等、取引情報等のデータ活用による効率化	1 銀行業、小売業	50億円～100億円未満	2022/3	2022/3	2026/3	各種商品開発率をかる売上高伸び率を5%がポイント以上

注1 「事業者名」、「認定省庁」、「計画概要」：経済産業省のウェブサイトに公表されている「事業適応計画認定案件（情報技術事業適応）DX投資促進税制」により記載している。

注2 「日本標準産業分類コード（大分類）」、「認定年・月」、「開始時期」、「終了時期」、「財務内容の健全性の向上目標」：詳細資料の「認定事業対応計画の概要の公表の記載事項」から作成している。なお、表中の◆は開始年度、■は実施年度を示す。

注3 「資本金の区分」：認定事業適用事業者の有価証券報告書、決算短信、ディスクロージャー誌等の公表データから記載している。資本金の区分は経済産業省「企業活動基本調査」の区分に準拠している。

図表6 DX投資促進税制の認定事業者一覧 (3/5)

「日本版セイシカ類コード」(大分類)主2「認定年月」、主3「開始時期」、主4「終了時期」、主5「財務性向目標・新需要開拓目標」、主6「生産性向上目標・健全性の向上目標」、主7「日本版セイシカ類コード」(大分類)主2「認定年月」、主3「開始時期」、主4「終了時期」、主5「財務性向目標・新需要開拓目標」、主6「生産性向上目標・健全性の向上目標」

細資料の「認定事業対応・計画の概要の公表の記載事項」から作成している。なお、表中の◆は開始年度、■は実施年度を示す。
主3 「資本金の区分」:認定事業適用事業者の有価証券報告書、決算短信、ディスクロージャー誌等の公表データから記載している。資本金の区分は経済産業省「企業活動基本調査」の区分に準拠している。

図表6 DX投資促進税制の認定事業適用事業者一覧 (4/5)

注1 「事業者名」：経済産業省のウェブサイトに公表されている「事業適応計画認定案件（情報技術事業適応）DX投資促進税制」

「認定年月」、「開始時期」、「終了時期」、「財務内容の健全性の向上目標」：詳
細な記載を要する。
注2 本體産業分類コード（大分類）

〔資料の区分〕認定事業計画の概要の公表の記載事項から作成している。なお、表中の●は開始半年度、■は実施年度を示す。資本の区分は経済産業省「企業活動基本調査」の区分に準拠している。

図表6 DX投資促進税制の認定事業適用事業者一覧（5/5）

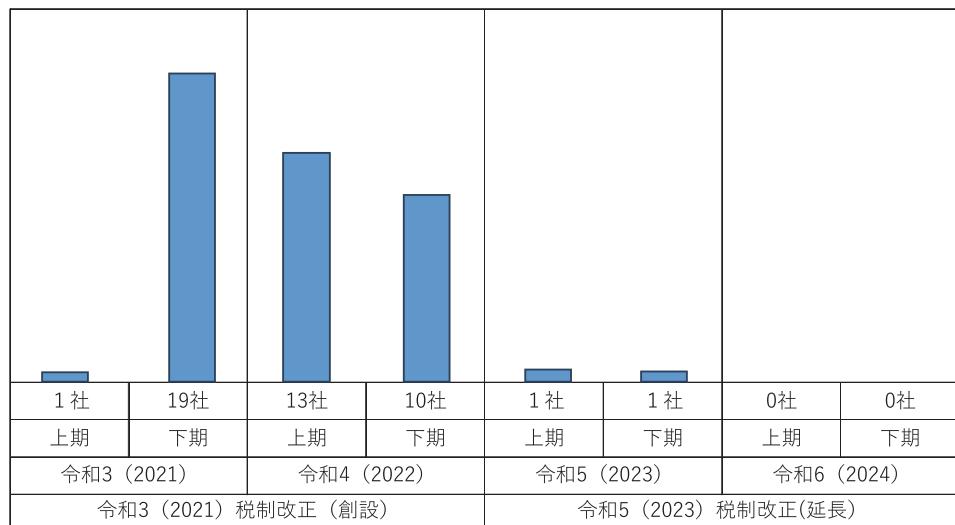
No	適用制度	事業者名	認定省庁	計画概要	資本金の区分	認定年月	開始時期終了時期	生産性向上目標・新需要開拓目標	財務内容の健全性の向上目標	
141	令和3年度 税制改正 条例改正	株式会社イズミ	経済産業省	カスタマーコーチングツールの活用による個別取扱いの高密度、スマートフォンによるPOGに対するセグメント別分析、スマートフォンによる業務のシナジー化の促進などで利便性向上、レジ業務の効率化	1 小売業 1 小売業	100億円以上	2023/2	2026/2	小売業に係る業績向上目標 5%がインポート以上	有利子負債／キャッシュフロー10倍以内 通常収支比率100%以上
142	令和3年度 税制改正 条例改正	株式会社三井住友銀行	金融庁	スマートフォンを活用したスマートフォンアプリやモバイル端末による基盤構築、既存データや外部企業データを組み合わせて分析	1 金融業 1 金融業	100億円以上	2023/2	2025/3	地銀の業績向上目標 5.0%がインポート以上	有利子負債／キャッシュフロー▲14.3倍 通常収支比率175.0%
143	令和3年度 税制改正 条例改正	株式会社三井住友銀行	金融庁	クラウド技術を活用してグループ各社・部門間のデータを収集・蓄積、既存データや外部企業データを組み合わせて分析	1 金融業 1 金融業	100億円以上	2023/3	2028/2	地銀の業績向上目標 5.0%がインポート以上	有利子負債／キャッシュフロー▲2.2倍 通常収支比率180.0%
201	令和5年度 税制改正 条例改正	関西ヘインツ株式会社	経済産業省	企業が保有する機器データをクラウド上でシームレスなデータを取得、機器の高効率化	E 製造業	100億円以上	2023/7	2032/3	新商品・新サービスに係る業績向上目標 5%がインポート以上	有利子負債／キャッシュフロー1.1倍 通常収支比率100.1%
202	令和5年度 税制改正 条例改正	江崎グリコ株式会社	農林水産省	元化されたデータをクラウド上でシームレスなデータを取得、機器の高効率化	E 製造業	50億円～ 100億円未満	2024/3	2029/3	新商品・新サービスに係る業績向上目標 5%がインポート以上	有利子負債／キャッシュフロー4.5倍 通常収支比率108.4%

注1 「事業者名」、「認定省庁」、「計画概要」：経済産業省のウェブサイトに公表されている「事業適応計画認定案件（情報技術事業適応）DX投資促進税制」より記載している。

注2 「日本標準産業分類コード（大分類）」、「認定年月」、「終了時期」、「開始時期」、「新需要開拓目標」、「財務内容の健全性の向上目標」：詳細な資料の「認定事業対応計画の概要の公表の記載事項」から作成している。なお、表中の◆は開始年度、■は実施年度を示す。

注3 「資本金の区分」：認定事業適用事業者の有価証券報告書、決算短信、ディスクロージャー誌等の公表データから記載している。資本金の区分は経済産業省「企業活動基本調査」の区分に準拠している。

図表7 DX投資促進税制の年度別認定事業適用事業者数



図表8 DX投資促進税制の産業分類別認定事業適用事業者

日本標準産業分類（大分類）	令和3（2021）税制改正（創設）		令和5（2023）税制改正（延長）		大分類計
	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6（2024）	
A 農業、林業					0
B 漁業					0
C 鉱業、採石業、砂利採取業					0
D 建設業	1				1
E 製造業	3	4	2		9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1				1
G 情報通信業	3	2			5
H 運輸業、郵便業	1				1
I 卸売業、小売業	6	8			14
J 金融業、保険業	3	7			10
K 不動産業、物品貯蔵業	1				1
L 学術研究、専門・技術サービス業					0
M 宿泊業、飲食サービス業	1	2			3
N 生活関連サービス業、娯楽業					0
O 教育、学習支援業					0
P 医療、福祉					0
Q 複合サービス事業					0
R サービス業（他に分類されないもの）					0
S 公務（他に分類されるものを除く）					0
T 分類不能の産業					0
小計	20	23	2	0	45
中計		43		2	45

図表9 DX投資促進税制の産業分類別・資本金区分別認定事業適用事業者

日本標準産業分類（大分類）	資本金の区分								大分類計
	3千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円～50億円未満	50億円～100億円未満	100億円以上	
A 農業、林業									0
B 漁業									0
C 鉱業、採石業、砂利採取業									0
D 建設業									1 1
E 製造業						1	2	6	9
F 電気・ガス・熱供給・水道業								1	1
G 情報通信業					1	1		3	5
H 運輸業、郵便業								1	1
I 卸売業、小売業					1	3	2	8	14
J 金融業、保険業								10	10
K 不動産業、物品賃貸業								1	1
L 学術研究、専門・技術サービス業									0
M 宿泊業、飲食サービス業				1				2	3
N 生活関連サービス業、娯楽業									0
O 教育、学習支援業									0
P 医療、福祉									0
Q 複合サービス事業									0
R サービス業（他に分類されないもの）									0
S 公務（他に分類されるものを除く）									0
T 分類不能の産業									0
中計	0	0	1	0	2	5	4	33	45

ている。

令和3（2021）年度税制改正43社、令和5（2023）年度税制改正2社のデジタル要件の取組内容については、各社毎に詳細資料「事業適用計画のポイント」に実施概要が公表されている。各社におけるDX実現に向けた取組内容は、図表10に示すとおり「顧客の利便性向上・サービス提供」と「生産性向上・リードタイム短縮」を目指す2つの類型に分類することができる。

「顧客の利便性向上・サービス提供」の取組内容は、企業と顧客との関係（リレーション）を強化することを主な目的とするものである。スマートアプリを活用し、クラウド経由で顧客の行動履歴を取得し、新たに構築した顧客データベース（顧客DB）に収集したデータを蓄積し、蓄積された顧客データを自社内、フィンテック企業及び外部企業と連携することにより、パーソナライズしたサービス提供を実現しようと

するものである。この類型は主に、「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」の産業分類に該当する事業者において取組みがなされている。

「生産性向上・リードタイム短縮」の取組内容は、主に「E 製造業」の産業分類の事業者が中心となる。この類型は、自社内、取引先、販社といったサプライチェーンの関係者間で、クラウドを活用してデータ共有（共有DB）を実現することにより、設計～調達～製造～物流～販売～サービスの一連のプロセスを連結し、生産性向上とリードタイム短縮を実現しようとするものである。

図表10に示した「顧客の利便性向上・サービス提供」と「生産性向上・リードタイム短縮」のいずれ類型においても、DX実現のためには、自社のみならず、取引先、外部企業等の利害関係者を含めたサプライチェーン全体のDX化を実現できなければ、非DX化の箇所がボトルネックとなり、全体最適化されたDX実現はで

きないことになる。

わが国のデジタル社会の実現に向けて、ショーケースとなる先進的な取組みを行う企業におけるDX導入を支援もしつつ、サプライチェーン全体のDX推進、つまり、点と点から面的なDX実現へシフトしていくかないと、期待する成果は得られないと考えられる。

(6) DX投資促進税制の実施期間

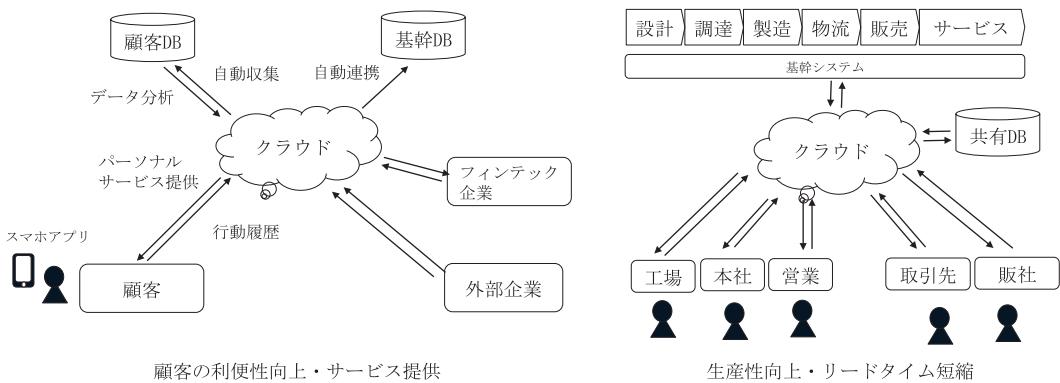
認定事業適応計画の実施期間は最長10年間とされている。令和6（2024）年度までに計画

認定された事業者は、計画の終了まで実施状況を報告する義務がある。

各社の実施期間については、詳細資料「認定事業適応計画の概要の公表」において開示されている。図表11にDX投資促進税制の実施期間の分布を示す。なお、認定事業適用事業者45社のうち、開発中断及び認定取り消しとなっている3社を集計対象から除いている。

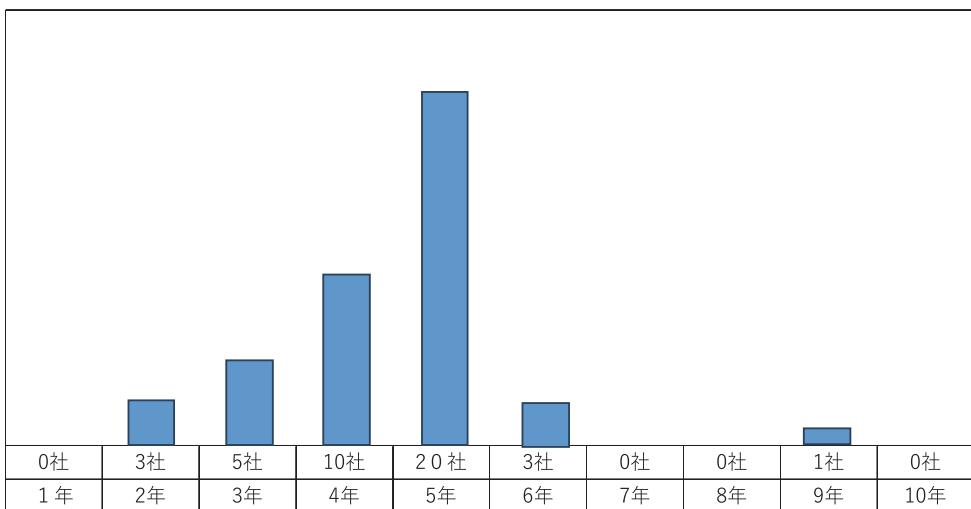
実施期間で最も多いのは「5年」の20社、次いで「4年」の10社、「3年」の5社となっている。

図表10 認定事業適用計画の取組内容の類型



出所：事業適用計画のポイントより筆者作成

図表11 DX投資促進税制の実施期間



注) 認定事業適用事業者45社のうち、開発中断及び認定取り消し3社を集計対象から除いている

令和5（2023）年度税制改正の経緯として、「現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約2年程度であることから、大規模なシステム投資の実態と適用期間が合わないことが課題である」とされているとおり、デジタル（D）と企業変革（X）を実現するためには、2年間という短期間で実現することは難しいことを裏付けている。

一方で、「2年」が3社、「3年」が5社、存在しており、短期でDX実現を目指すという事業者の取組みも存在する。事業環境や情報技術の進展は早く、早期にDX実現により目的を達成しようとする試みもあることは着目すべきである。

図表12にDX投資促進税制の産業分類別・実施期間の分布を示す。産業分類別での傾向の違いではなく、実施期間の「5年」が最も多い。

（7）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

計画期間中は、認定事業適用事業者は、毎事業年度、計画の実施状況について所定様式⁷⁷⁾による報告が義務づけられている。報告事項は、「認定の日付」、「認定事業適応事業者の名

称」、「認定事業適応計画の実施期間」、「認定事業適応計画の実施状況」の4項目である。

認定事業適応計画の実施期間は最長10年間であり、令和6（2024）年度までに計画認定された事業者は、計画の終了まで実施状況を報告する義務がある。報告書の提出時期は原則、認定事業適用事業者の事業年度終了後3ヶ月以内で、毎年度公表される。なお、事業適応期間中に目標を達成した場合は、翌年度以降の報告は不要とされている。

本項では、事業適用計画に係る事業の目標の達成状況について、経済産業省のウェブサイトにある「DX投資促進税制認定一覧」の実施状況報告の公表データを基に、各認定事業適用事業者の達成状況について分析を行う。なお、海外要件など新要件が追加された令和5（2023）年度税制改正については認定事業適用事業者が2社と少数であることから本分析からは除くこととした。

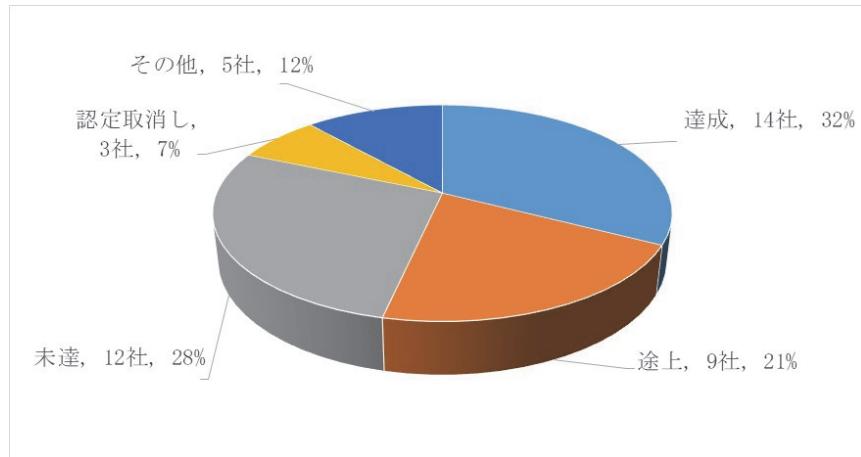
令和5（2023）年度における事業適用計画に係る事業の目標の達成状況の分析結果を図表13に示す。認定事業適用事業者43社の自己評

図表12 DX投資促進税制の産業分類別・実施期間

日本標準産業分類（大分類）	実施期間										大分類計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
A 農業、林業											0
B 漁業											0
C 鉱業、採石業、砂利採取業											0
D 建設業				1							1
E 製造業	1		1	5	1			1			9
F 電気・ガス・熱供給・水道業				1							1
G 情報通信業		1	2	1							4
H 運輸業、郵便業											0
I 卸売業、小売業	2	2	3	5	1						13
J 金融業、保険業		1		8	1						10
K 不動産業、物品販賣業			1								1
L 学術研究、専門・技術サービス業											0
M 宿泊業、飲食サービス業		1	2								3
N 生活関連サービス業、娯楽業											0
O 教育、学習支援業											0
P 医療、福祉											0
Q 複合サービス事業											0
R サービス業（他に分類されないもの）											0
S 公務（他に分類されるものを除く）											0
T 分類不能の産業											0
中計	0	3	5	10	20	3	0	0	1	0	42

注) 認定事業適用事業者45社のうち、開発中断及び認定取り消し3社を集計対象から除いている

図表13 事業適用計画に係る事業の目標の達成状況（令和5（2023）年度）



注) 令和5（2023）年度税制改正の認定事業適用事業者は2社と少数であり分析からは除いている。

値として、「達成」は14社、「未達」は12社となっている。達成見込みであるが計画期間中のため効果は発現していないとする「途上」は9社、「認定取消し」は3社である。なお、「その他」の5社は、直接的な売上高の伸び率を計測することは困難であると記載のあるもの又は目標の達成状況について直接的な記載がない認定事業適用事業者が該当する。認定事業計画における第3段階のデジタルトランスフォーメーションの成果創出を実現している割合は3割となる。

DX投資促進税制の事業適用計画の認定にあたっては、「生産性向上目標・新需要開拓目標」及び「財務内容の健全性の向上目標」の2つのKPIを設定する必要がある。令和5（2023）年度における各社の事業適用計画に係る事業の目標の達成状況を整理した結果を図表14に示す。

「財務内容の健全性の向上目標」のKPIは、「有利子負債／キャッシュフロー」及び「経常収支比率」の会計情報から測定可能なKPIであり、全て認定事業適用事業者が状況報告を行っている。一方、「生産性向上目標・新需要開拓目標」のKPIは、「業種売上高伸び率と比較して〇〇%ポイント以上」というKPI設定がなされている。認定事業適用事業者からの回答の中

には、「直接的な売上高の伸び率を計測することは困難」とする回答も見受けられる。

DX投資促進税制の関連投資は、事業者におけるデジタル投資総額の一部のみを対象していることから、本税制による直接的な効果を測定することは難しいものと考えられる。会計情報から測定可能なKPIである「有利子負債／キャッシュフロー」及び「経常収支比率」についても、本税制措置の適用のみで直接的に達成できるものではないと考えられる。

DX投資促進税制の適用におけるKPI設定のあり方については、直接的な効果を測定できる指標にすべきではないかと考えられる。

DX投資促進税制の達成状況について、産業分類別及び資本金区分別の認定事業適用事業者の傾向について分析を行う。分析結果を図表15及び図表16に示す。

サンプル数が少ないため有意な差があるとは言えないが、産業分類別では「G 情報通信業」では「未達」とする割合が多く、「J 金融業、保険業」では「達成」とする回答傾向が見受けられる。資本金区分別についてはサンプル数も少なく比較することができなかった。

事業適用計画に係る事業の目標の売上高営業利益率区分別達成状況（令和5（2023）年度）

図表14 事業適用計画に係る事業の目標の達成状況一覧（令和5（2023）年度）（1/2）

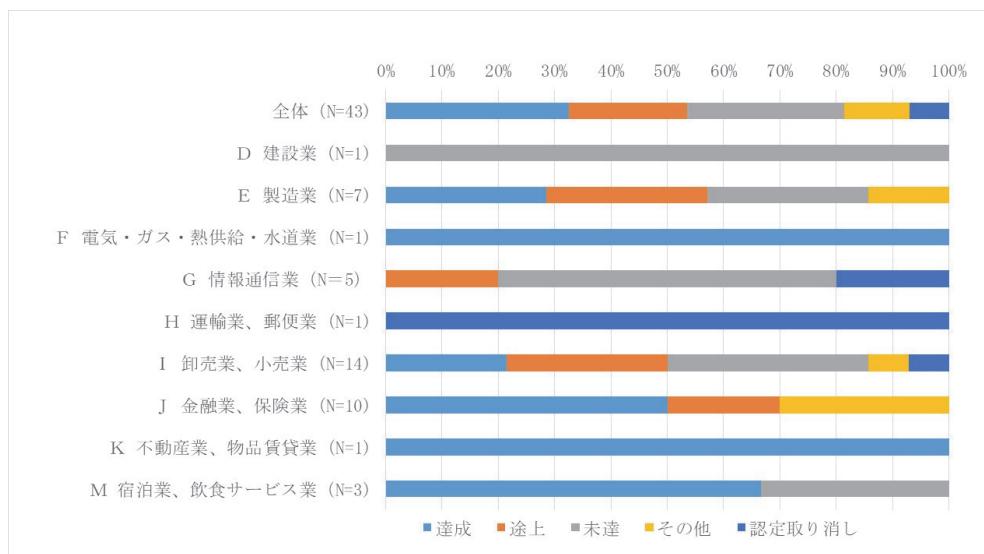
NO	適用制度	事業者名	日本標準産業分類コード（大分類）	生産性向上目標・新需要開拓目標の達成状況	財務内容の健全性の向上目標の達成状況
101	令和3年度税制改正	森ビル株式会社	K 不動産業、物品販賣業	当初見込みを上回る増加	有利子負債／キャッシュフロー-18.6倍 経常収支比率136.1%
102	令和3年度税制改正	富士フィルムビジネスソリューション株式会社	G 情報通信業	ROAが0.6%ポイント向上 目標の9.0%ポイントの減は未達	有利子負債／キャッシュフロー-▲0.3倍 経常収支比率160.7%
103	令和3年度税制改正	株式会社九電工	D 建設業	当初計画の投資額の10倍には至っていない	有利子負債／キャッシュフロー-▲9.0倍 経常収支比率115.6%
104	令和3年度税制改正	京都中央信用金庫	J 金融業、保険業	業種売上高伸び率を22.63%ポイント上回った	有利子負債／キャッシュフロー-7.2倍 経常収支比率134.9%
105	令和3年度税制改正	株式会社ライコーポレーション	I 卸売業、小売業	ROAは、8.22%	有利子負債／キャッシュフロー-1.2倍 経常収支比率134.9%
106	令和3年度税制改正	株式会社アルファバーチェス	I 卸売業、小売業	ROAは、2.15%	有利子負債／キャッシュフロー-▲2.7倍 経常収支比率103.0%
107	令和3年度税制改正	JFEスチール株式会社	E 製造業	2024年度から設備の本格的な運用を開始し、成果目標の達成を図る計画	有利子負債／キャッシュフロー-2.7倍 経常収支比率108.0%
108	令和3年度税制改正	株式会社FOOD & LIFE COMPANIES	M 宿泊業、飲食サービス業	ROAは、6.98%	有利子負債／キャッシュフロー-3.4倍 経常収支比率119.0%
109	令和3年度税制改正	株式会社JERA	F 電気・ガス・熱供給・水道業	ROAは、5.2%増	有利子負債／キャッシュフロー-8.2倍 経常収支比率118.2%
110	令和3年度税制改正	株式会社スギ薬局	I 卸売業、小売業	実証実験フェーズ	有利子負債／キャッシュフロー-▲2.4倍 経常収支比率102.8%
111	令和3年度税制改正	株式会社平和堂	I 卸売業、小売業	当初見込みは未達	有利子負債／キャッシュフロー-0.5倍 経常収支比率106.4%
112	令和3年度税制改正	株式会社山善	I 卸売業、小売業	当初見込みは未達	有利子負債／キャッシュフロー-13.7倍 経常収支比率102.7%
113	令和3年度税制改正	株式会社武蔵野銀行	J 金融業、保険業	今回のサービスによる直接的な売上高の伸び率を計測することは困難 販管費を売上高で除した値を5.8%以上削減	有利子負債／キャッシュフロー-6.7倍 経常収支比率134.6%
114	令和3年度税制改正	株式会社QUICK	G 情報通信業	ROAは、▲2.3%	有利子負債／キャッシュフロー-▲3.2倍 経常収支比率124.3%
115	令和3年度税制改正	株式会社千葉銀行	J 金融業、保険業	DX投資による効果額 10,179 百万円 投資額で除した値は7.2倍	有利子負債／キャッシュフロー-0.4倍 経常収支比率159.0%
116	令和3年度税制改正	KDDI株式会社	G 情報通信業	当初見込みは未達	有利子負債／キャッシュフロー-▲0.7倍 経常収支比率139.6%
117	令和3年度税制改正	株式会社クボタ	E 製造業	売上高伸び率、売上高ともに目標を上回る実績	有利子負債／キャッシュフロー-0.4倍 経常収支比率98.5%
118	令和3年度税制改正	日本通運株式会社	H 運輸業、郵便業	開発中断R5年3月	開発中断R5年3月
119	令和3年度税制改正	株式会社東海理化	E 製造業	ROAは、▲4.1%	有利子負債／キャッシュフロー-▲2.8倍 経常収支比率114.7%
120	令和3年度税制改正	長瀬産業株式会社	I 卸売業、小売業	準備期間であり、本格的な稼働は2024年度から開始	有利子負債／キャッシュフロー- 概ね返済予定期 経常収支比率108.3%
121	令和3年度税制改正	株式会社日本経済新聞社	G 情報通信業	順調に推移	有利子負債／キャッシュフロー-▲9.5倍 経常収支比率108.4%
122	令和3年度税制改正	阪和興業株式会社	I 卸売業、小売業	ROAは1.1%向上	有利子負債／キャッシュフロー-▲7.4倍 経常収支比率99.7%
123	令和3年度税制改正	株式会社アダストリア	I 卸売業、小売業	売上高伸び率139.1%	有利子負債／キャッシュフロー-▲2.3倍 経常収支比率109.0%
124	令和3年度税制改正	株式会社すかいらーくホールディングス 株式会社すかいらーくレストラン	M 宿泊業、飲食サービス業	当初計画を下回る結果	有利子負債／キャッシュフロー-5.5倍 経常収支比率114.1%
125	令和3年度税制改正	日本調剤株式会社	I 卸売業、小売業	ROAを▲0.8%減で未達	有利子負債／キャッシュフロー なし 経常収支比率105.8%
126	令和3年度税制改正	オムロン株式会社 オムロンヘルスケア株式会社	G 情報通信業	認定取り消し	認定取り消し
127	令和3年度税制改正	ソニー生命保険株式会社	J 金融業、保険業	生命保険業に係る業種売上高伸び率を197.8%ポイント上回る	有利子負債／キャッシュフロー- 6.8倍 経常収支比率100.6%
128	令和3年度税制改正	株式会社村田製作所	E 製造業	当初計画を下回っている状況	有利子負債／キャッシュフロー-0.0倍 経常収支比率112.9%
129	令和3年度税制改正	株式会社アイシン	E 製造業	業種売上高伸び率を100%上回る実績	有利子負債／キャッシュフロー-▲4.3倍 経常収支比率108.7%
130	令和3年度税制改正	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	I 卸売業、小売業	収入合計8,862百万円	有利子負債／キャッシュフロー-0.5倍 経常収支比率163.3%

図表14 事業適用計画に係る事業の目標の達成状況一覧（令和5（2023）年度）（2/2）

NO	適用制度	事業者名	日本標準産業分類コード（大分類）	生産性向上目標・新需要開拓目標の達成状況	財務内容の健全性の向上目標の達成状況
131	令和3年度税制改正	株式会社ゼンショーホールディングス 株式会社すき家 株式会社はま寿司	M 宿泊業、飲食サービス業	ROAが、すき家は計画より12.9%ポイント以上、はま寿司は計画5.8%ポイント以上	すき家の有利子負債／キャッシュフロー-0.0倍 経常収支比率115.8% はま寿司の有利子負債／キャッシュフロー-1.3倍 経常収支比率108.8%
132	令和3年度税制改正	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 株式会社マルエツ 株式会社カスミ	I 卸売業、小売業	当初計画を下回っている状況	有利子負債／キャッシュフロー-8.3倍 経常収支比率193.2%
133	令和3年度税制改正	株式会社静岡銀行	J 金融業、保険業	地方銀行の業種売上高伸び率を144%ポイント上回る	有利子負債／キャッシュフロー▲4.1倍 経常収支比率156.4%
134	令和3年度税制改正	城南信用金庫	J 金融業、保険業	売上高伸び率は1.5%	有利子負債／キャッシュフロー▲16.5倍 経常収支比率131.0%
135	令和3年度税制改正	日本新薬株式会社	E 製造業	ROAは、2023年度の計画を上回る実績	有利子負債／キャッシュフロー なし 経常収支比率100%を上回る
136	令和3年度税制改正	伊藤忠食品株式会社	I 卸売業、小売業	ROAは0.9%向上	有利子負債／キャッシュフロー▲0.9倍 経常収支比率101.5%
137	令和3年度税制改正	小林製薬株式会社	E 製造業	一単位当たり製造原価は基準年度比削減率▲5.4%	有利子負債／キャッシュフロー なし 経常収支比率118.6%
138	令和3年度税制改正	ヤフー株式会社	I 卸売業、小売業	認定取り消し	認定取り消し
139	令和3年度税制改正	株式会社肥後銀行	J 金融業、保険業	直接的な売上高の伸び率を計測することは困難 貸出金利息収入と役務取引等収益の合計額は8,398百万円を計上	有利子負債／キャッシュフロー▲53.3倍 経常収支比率363.1%
140	令和3年度税制改正	株式会社百十四銀行	J 金融業、保険業	貸出金利息と役務取引等収益の合計額は43.8百万円、売上高伸び率は目標を大きく上回る	有利子負債／キャッシュフロー▲45倍 経常収支比率4.3%
141	令和3年度税制改正	株式会社イズミ	I 卸売業、小売業	当初計画を下回っている状況	有利子負債／キャッシュフロー10倍以内 経常収支比率100%以上
142	令和3年度税制改正	株式会社横浜銀行 三井住友カード株式会社	J 金融業、保険業	貸出金利息と役務取引等収益の合計額は2,060百万円を計上	有利子負債／キャッシュフロー▲22.2倍 経常収支比率129.2%
143	令和3年度税制改正	株式会社三井住友銀行	J 金融業、保険業	三井住友銀行の売上高伸び率266.8% 三井住友カードの売上高伸び率1,467.0%	三井住友銀行の有利子負債／キャッシュフロー▲4.8倍 経常収支比率142.1% 三井住友カードの有利子負債／キャッシュフロー13.6倍 経常収支比率▲356.7%

注) 令和5（2023）年度税制改正の認定事業適用事業者は2社と少数であり分析からは除いている

図表15 事業適用計画に係る事業の目標の産業分類別達成状況（令和5（2023）年度）



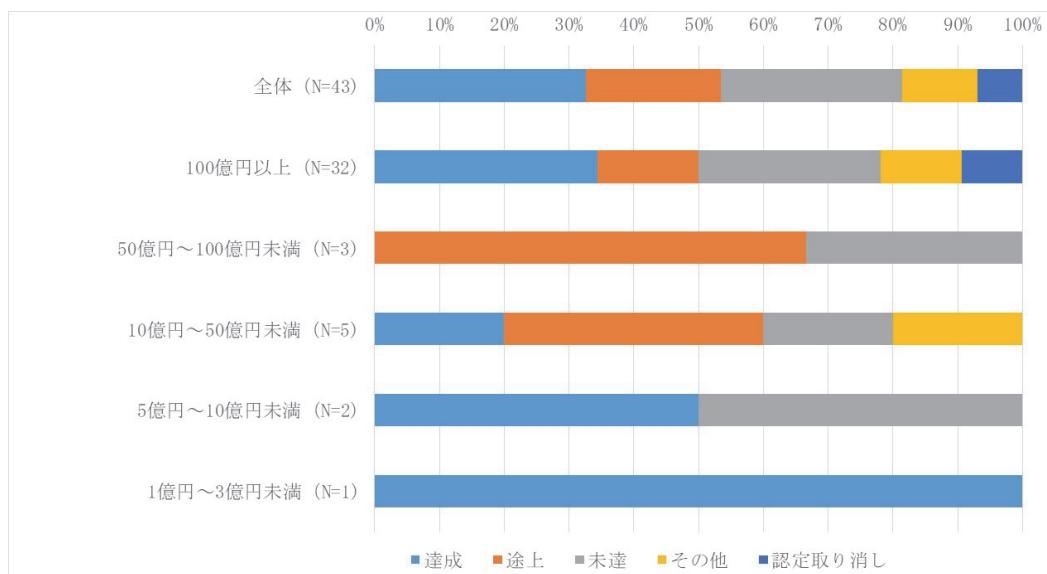
注) 令和5（2023）年度税制改正の認定事業適用事業者は2社と少数であり分析からは除いている

の分析結果を図表17に示す。本業の営業成績を示す売上高営業利益率を指標として用いることにした。事業年度毎の変動影響を考慮するため、売上高営業利益率は直近3事業年度（令和4（2022）年～令和6（2024）年）における売上高と営業利益の平均値から算出している。なお、単体の売上高、営業利益が公表されていない認定事業適用事業者については、連結決算の

売上高と営業利益の数値を用いている。また、銀行業・保険業の場合は、決算報告の経常収益、経常収入の値を用いている。

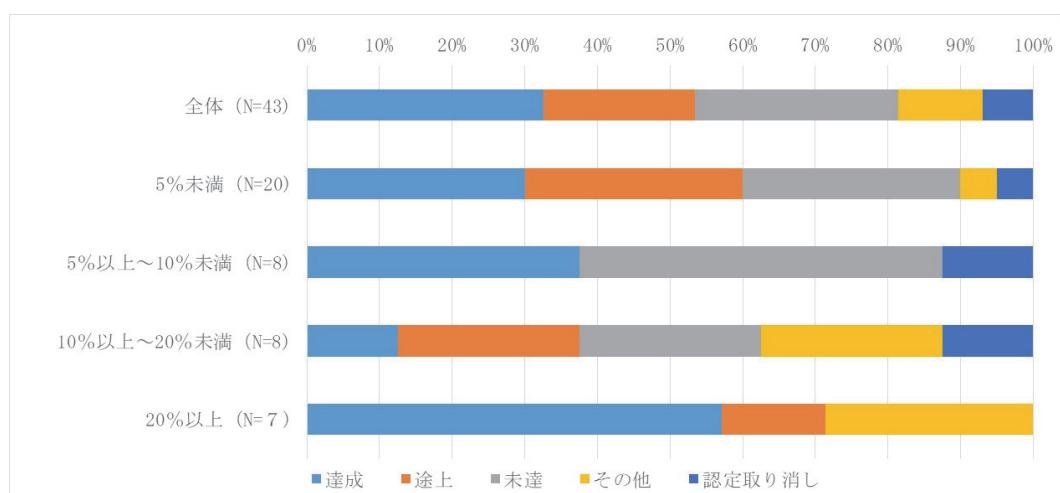
売上高営業利益率が高くなるにつれ、「達成」の割合が増加する傾向にあるが、サンプル数が少ないため有意な差があるとは言えない。一般的に売上高営業利益率の高い企業ほど、高い生産性を実現しており、デジタル投資も進んでい

図表 16 事業適用計画に係る事業の目標の資本金区分別達成状況（令和5（2023）年度）



注）令和5（2023）年度税制改正の認定事業適用事業者は2社と少数であり分析からは除いている

図表 17 事業適用計画に係る事業の目標の売上高営業利益率区分別達成状況（令和5（2023）年度）



注）令和5（2023）年度税制改正の認定事業適用事業者は2社と少数であり分析からは除いている

るものと想定され、更なるDX実現によるレベルアップを図ろうとしているものと考えられる。

3. 考察

本章では、令和3（2021）年度税制改正及び令和5（2023）税制改正の事業適用計画認定案件（情報技術事業適応）の公表データを基づきDX投資促進税制の政策効果に関する事後評価テストを試行した。

租税特別措置に基づく政策税制の適用成果については、租特透明化法に基づき、適用実態に関する報告書は公表されているものの、ミクロの情報は公開されておらず、現状の有効性を実証的に分析することは難しいとされているが、本研究で取り上げた、DX投資促進税制については、認定事業適用計画の概要、事業計画のポイント、各事業年度の目標の達成状況などが公表されており、各社におけるDX実現に向けた実施状況や成果について概要把握することは可能であると評価できる。しかしながら、認定事業適用事業者におけるDX投資金額及び税額控除額など、事業上の秘密に該当する部分は、公表の対象外とされており、具体的に確認することはできなかった。先進的なDX投資を図った認定事業適用事業者の取組みは、同じ悩みを持つ多くの企業において参考となるものであり、ベストプラクティスとして、具体的な取組内容について、取組成果の成果報告会や成果報告書のような形態で、その取組成果を併せて公表されることを期待したい。ただし、認定事業適用事業者の事後報告への負担軽減も配慮する必要がある。

次に、DX投資促進税制の制度利用について触れたい。令和3（2021）年度に創設され、令和7（2025）年3月末までの期間において、DX投資促進税制を利用した企業は45社（開発中断及び認定取り消しの3社を含む。）となったが、図表3の事業適用計画数の見込みを下回る認定事業適用事業者数という結果になった。

DX投資促進税制は、事業適用要件としてデジタル（D）要件と企業変革（X）要件の2つ

の要件を満たす必要があることが本制度の特徴点な点であることについて前述したが、申請しようとする多くの企業において事業適用要件が厳しい条件であったのではないかと考えている。DX投資促進税制を申請するためには、先ず、産業競争力強化法の認定事業適用事業者であることが必須条件であり、その上で、デジタル（D）要件として、DX認定制度（情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度）の認定を受けている事業者でなければならないという要件が設定されている⁷⁸⁾。令和7（2025）年5月時点におけるDX認定制度の認定事業適用事業者数は全体で1,448者（うち、大企業732者、中小企業等716者）であるが、DX投資促進税制を活用するためには、産業競争力強化法の認定事業適用事業者、かつ、DX認定制度の認定事業適用事業者であるという2要件を同時に満たす必要があり、DX投資促進税制を利用した事業者は、DX認定事業適用事業者のうち約3%程度にとどまる。

また、認定事業適用事業者の産業分類別は「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「E 製造業」などが多く、一方で、デジタル活用が期待される「A 農業、林業」、「P 医療、福祉」の産業分野ではDX投資促進税制の適用はない結果となっている。認定事業適用事業者45社中、資本金の区分が「100億円以上」、「50億円～100億円未満」の大企業が占めている。業種・資本金規模を問わず適用対象としていたが、結果的に特定の産業分野及び大企業中心の制度となっており、中小企業において事実上、制度利用しにくい政策税制となっている。

DX投資促進税制創設の背景には、令和2（2020）年1月の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、我が国企業が競争力を維持・強化するため、DXによる企業変革を加速しようとする本制度の方向性は望ましいものであるが、本制度を利用できる事業者が少数、かつ、限定的な結果となった。我が国全体のDXを加速していくためには、より多くの事業者が利用できるようなDX投資促進税制の要

件に見直すべきではないだろうか。

最後に、事業適用計画に係る事業の目標の達成状況について考察を述べる。目標を達成したとする認定事業適用事業者は3割程度となっている（図表13）。DX動向2024の調査結果によれば、各段階における取組状況と成果（図表1）において、第3段階のデジタルトランスフォーメーションの「崖壁（ビジネスモデルの根本的変革等）」を超えたのは2割とされているが、本税制の認定事業適用事業者の達成状況は3割を超えており、また、高度な活用を目標とした難易度の高い取組みであったことを加味すると、各事業者において認定事業計画に基づき、着実に事業遂行されたものと評価できる。

結びに代えて

本論文では、令和7（2025）年3月31日をもって廃止されたDX投資促進税制について、公表データを基に、政策税制の有効性について、ミクロ的な事業評価テストの検証を試みた。その検証過程において、DX投資促進税制の制度設計上の課題について、いくつか見直し論点があると考えている。

1点目は、認定要件のあり方である。令和5（2023）年度税制改正において、企業変革（X）要件の新たな要件として「成長性の高い海外市場の確保を図ること」が追加設定されたことにより、海外市場に展開している企業のみが対象となり、認定事業適用事業者数が大幅な減少の一因になったものと考えられる。令和3（2021）年度税制改正の制度下では43社の認定事業適用事業者の採択があったが、令和5（2023）年税制改正の制度については2社に激減している。海外事業展開を進め、同時にDX実現という次のステージに進もうとする意欲的な企業に対する制度改正であるが、新要件によりハードルが上がり過ぎたものと考えられる。

2点目は、点と点から面へのDX実現への展開、つまり、政策税制の適用対象範囲の取扱いである。図表10に示した「顧客の利便性向上・

サービス提供」と「生産性向上・リードタイム短縮」のいずれ類型においても、DX実現に向け自社のみならず、取引先、外部企業等の利害関係者を含めたサプライチェーン全体のDX化を実現できなければ、非DX化の箇所がボトルネックとなり、全体最適化されたDX実現はできないことになる。中小企業においても制度利用が可能な政策税制の導入が望まれる。

3点目はDX投資促進税制の適用期間のあり方である。令和5（2023）年度税制改正の経緯として、「現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約2年程度であることから、大規模なシステム投資の実態と適用期間が合わないことが課題である」とされているとおり、デジタル（D）と企業変革（X）を実現するためには、2年間という短期間で実現することは難しいことを裏付けている。残念ながら、DX投資促進税制は、令和7（2025）年3月31日まで2年間延長されたが適用期限をもって廃止されている。個別最適化されたDX実現から、もう1つ上のステージである全体最適化されたDX実現するためには相応の時間を要することも多く、制度設計においては中長期的な期間設定をすべきではないだろうか。

4点目は、KPI設定のあり方である。「財務内容の健全性の向上目標」については、「有利子負債／キャッシュフロー」及び「経常収支比率」の会計情報から測定可能なKPIであり、全て認定事業適用事業者が結果を公表している。一方、「生産性向上目標・新需要開拓目標」のKPIとして、「業種売上高伸び率と比較して〇〇%ポイント以上」という目標設定がなされているが、認定事業適用事業者からの回答の中には、「直接的な売上高の伸び率を計測することは困難」とする回答も見受けられる。KPI設定については、KGI的な目標設定ではなく、DX投資効果を直接測定できるような指標を設定したほうが、政策効果を把握しやすいものと考えられる。

最後に、わが国のDX実現に向けた私見を述べたい。わが国の将来の成長や競争力強化のた

めに、新たなデジタル技術を活用したDXの必要性は理解されているが、この課題を克服できない状況が続いている。DX投資促進税制は令和7(2025)年3月31日をもって廃止されているが、引き続き社会全体のDX実現に向けた政策的な誘導策は必要であると考えている。DX実現にあたっては、トップランナーを支援する政策税制も重要であるが、点と点の個別最適化

から、面的な全体最適化を実現するために、産業全体でのデジタル投資を促進するような多くの企業に適用可能な、特別償却制度を時限的に導入することを提案したい。「2025年の壁」で指摘されたレガシーな状況から脱却し、社会全体でDX実現に向けた政策税制が必要ではないだろうか。

注

- 1) 大蔵財務協会 (2021) p. 82
- 2) 大蔵財務協会 (2023) p. 352
- 3) 税制調査会 (1964) p. 23
- 4) 平成二十二年法律第八号『租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律』
- 5) 立岡健二郎 (2022) p. 43
- 6) 経済産業省 (2025a)
- 7) 木内康裕 (2024)
- 8) 労働生産性のドル建て・円貨の換算値は生産性研究レポートに記載された数値を完全引用。日本生産性本部 (2024) p. 1
- 9) 「IT・デジタル化」のスコアは56.6(46カ国中19位)であり、日本はデジタル化に後れをとっているといわれるが、今回の指標でみると米国や英国、ドイツといった主要先進国より低いものの、イタリアよりは高い水準となっている。デジタル化の基盤となる指標は優れているものの、サービス輸出に占めるICTサービス比率などデジタルをどのくらい産業化しているかといった観点では46カ国平均程度となっている。日本生産性本部 (2023) p. 10
- 10) デジタル庁 (2021)
- 11) デジタル庁 (2024)
- 12) デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018)
- 13) デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018) p. 2
- 14) デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018) p. 2
- 15) デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018) p. 3
- 16) デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018) p. 4
- 17) デジタル産業への変革に向けた研究会 (2022)
- 18) デジタル産業への変革に向けた研究会 (2022)
- 19) デジタル産業への変革に向けた研究会 (2022) p. 2
- 20) デジタル産業への変革に向けた研究会 (2022) p. 4
- 21) 情報処理推進機構 (IPA) (2024)
- 22) 情報処理推進機構 (IPA) (2024) p. 1
- 23) DXを3つの異なる段階に分解しているが、「これらは必ずしも下から順に実施を検討するものではない」としている。デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会 (2020) p. 25
- 24) 情報処理推進機構 (IPA) (2024) p. 1
- 25) 「成果あり」とは、「すでに十分な成果がでている」と「すでにある程度成果がでている」の計。情報処理推進機構 (IPA) (2024) p. 10
- 26) 河野浩二・大出真理子 (2024) p. 14
- 27) 大蔵財務協会 (2021) p. 552
- 28) 大蔵財務協会 (2021) p. 552
- 29) 大蔵財務協会 (2021) p. 80
- 30) 財務省 (2021) 3法人課税 (1)
- 31) 産業競争力強化法第21条の28第2項に規定する認定事業対応事業者。認定事業適用計画に従って事業適用で生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。大蔵財務協会 (2021) p. 554
- 32) 2025年5月時点における認定事業者の法人数は1,448者。情報処理推進機構 (IPA) デジタル基盤センター (2025)
- 33) 大蔵財務協会 (2021) p. 555
- 34) 財務省 (2021) 3 法人課税
- 35) 大蔵財務協会 (2021) p. 80
- 36) 経済産業省 (2023c) No. 31
- 37) 大蔵財務協会 (2023) p. 352

38) 経済産業省 (2021) p. 6

39) 経済産業省 (2023a) p. 24

40) 和田八束 (1992) p. 12

41) 占部裕典 (2008) pp. 126-127

42) 和田八束 (1992) p. 6

43) 金子 宏 (2021) pp. 93-94

44) 中里 実 (2017) p. 1

45) 「公正・中立・簡素」は、常にすべてが同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関係に立つ場合もある。税制調査会 (2000) pp. 15-21

46) 占部裕典 (2008) p. 133

47) 個別租税特別措置の機能別分類には、重課、軽課、無利息貸付、補助金、課徴金、繰延、税源、租税回避防止がある。末永英男 (2012) pp. 287-289

48) 狹義の特別償却とは、資産の取得時に一時にその取得価額の一定割合を乗じて計算した金額を加算して必要経費または損金の額に算入するものである。占部裕典 (2008) p. 138

49) 割増償却とは、その年度または事業年度の普通償却額の額または普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を加えて必要経費または損金の額に算入するものである。占部裕典 (2008) pp. 138-139

50) 占部裕典 (2008) p. 139

51) 坂本雅士 (2016) p. 119

52) 占部裕典 (2008) pp. 135-136

53) 占部裕典 (2008) p. 142

54) 税制調査会 (1964) p. 23

55) 税制調査会 (1964) p. 23

56) 財務省 (2009)

57) 占部裕典 (2008) p. 145

58) 税制調査会 (1964) p. 23

59) 和田八束 (1992) p. 7

60) 和田八束 (1992) p. 73

61) 『平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～』(平成21(2009)年12月22日閣議決定) p. 91

62) 税制調査会 租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム (2009) p. 1

63) 国税で241項目、地方税で286項目あり、これらをすべて「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直すとした。見直しの初年度となる平成22年度税制改正では平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行っている。結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止または縮減している。『平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～』(平成21(2009)年12月22日閣議決定) p. 9

64) 財務省 (2009) pp. 89-90

65) 総務省 (2010) pp. 486-492

66) 税制調査会 (2014) p. 2

67) 税制調査会 (2014) p. 4

68) 金子 宏 (2021) p. 68

69) 金子 宏 (2021) p. 68

70) 大蔵財務協会 (2010) p. 645

71) 大蔵財務協会 (2010) pp. 645-646

72) 大蔵財務協会 (2010) p. 684

73) 租税特別措置法の適用状況について、2011(平成23)年度から2020(令和2)年度までの適用状況や適用総額の集計分析結果が示されている。神尾篤史 (2022) pp. 96-101

74) インターネット上の情報は更新・改廃、かつ、ウェブサイト自体が消滅することも多く、分析にあたり国会図書館インターネット資料収集保存事業によりアーカイブされている過去文書を参照してデータ補完を行っている。国会図書館インターネット資料収集保存事業 <https://warp.da.ndl.go.jp/> (閲覧日 2025.4.2)

75) 令和5年度税制改正の計画認定を受けた事業者は、関西ペイント株式会社及び江崎グリコ株式会社の2社である。

76) 経済産業省 (2023b)

77) 様式第四十七(第48条第1項関係)「年度における認定事業適応計画の実施状況報告書」及び様式第五十の二(第48条第6項関係)「認定事業適応計画の(中間)実施状況の概要の公表」の文書を計画年度中は提出する必要がある。認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、公表の対象外として記載しないこととされている。

78) 経済産業省 (2025b)

参考文献

【書籍論文等】

1. 占部裕典 (2008) 「法人税法における政策税制——その機能と法的限界——」『政策税制の法的限界の検討』日税研論集第58号日本税務研究センター
2. 河野浩二・大出真理子 (2024) 『DX動向2024——日本企業が直面するDXの2つの崖壁と課題』情報処理推進機構 (IPA)
3. 金子 宏 (2021) 『租税法 (第24版)』有斐閣
4. 神尾篤史 (2022) 『最近の租税特別措置の運用状況』税研第224号日本税務研究センター
5. 木内康裕 (2024) 『国際比較からみた日本の労働生産性』2024年10-11月号日本経済研究所 https://www.jeri.or.jp/survey/202410-11_09/ (閲覧日 2025.4.2)
6. 坂本雅士 (2016) 「特別償却制度」『減価償却課税制度』日税研論集第69号日本税務研究センター
7. 末永英男 (2012) 「総括」末永英男編著『「租税特別措置」の総合分析——租税法、租税論、会計学の視点から——』中央経済社
8. 立岡健二郎 (2022) 「租税特別措置の実態把握を試みる」『租税特別措置の現状と課題』税研第221号日本税務研究センター
9. 中里 実 (2017) 「租税法と政策税制」金子 宏監修『現代租税法講義 第1巻 理論、歴史』日本評論社
10. 和田八束 (1992) 『租税特別措置——歴史と構造』有斐閣

【参考資料等】

1. 大蔵財務協会 (2010) 『改正税法のすべて平成22年度』大蔵財務協会
2. 大蔵財務協会 (2021) 『改正税法のすべて令和3年度』大蔵財務協会
3. 大蔵財務協会 (2023) 『改正税法のすべて令和5年度』大蔵財務協会
4. 経済産業省 (2021) 『令和3年度(2021年度)経済産業関係税制改正について』
5. 経済産業省 (2023a) 『令和5年度(2023年度)経済産業関係税制改正について』
6. 経済産業省 (2023b) 『DX投資促進税制Q & A』https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/QA_2023.pdf (閲覧日 2025.4.2)
7. 経済産業省 (2023c) 『令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項』No31

8. 経済産業省 (2025a) 『事業適応計画認定案件(情報技術事業適応) DX投資促進税制』https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html (閲覧日 2025.4.2)
9. 経済産業省 (2025b) 『DX認定制度(情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度)』https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html (閲覧日 2025.7.1)
10. 財務省 (2009) 『平成22年度税制改正大綱』(平成21年12月22日閣議決定)
11. 財務省 (2021) 『令和3年度税制改正』https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21/03.htm (閲覧日 2025.4.2)
12. 情報処理推進機構 (IPA) (2024) 『DX動向2024 進む取組、求められる成果と変革』
13. 情報処理推進機構 (IPA) デジタル基盤センター (2025) 『DX認定制度のご案内』<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html> (閲覧日 2025.4.2)
14. 税制調査会 (1964) 『今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方』についての答申』(昭和39(1964)年12月)
15. 税制調査会 (2000) 『わが国の現状と課題——21世紀に向けた国民の参加と選択』(平成12(2000)年7月)
16. 税制調査会 租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム (2009) 『報告』(平成21(2009)年11月17日)
17. 税制調査会 (2014) 『法人税の改革について』(平成26(2014)年6月)
18. 総務省 (2010) 『平成22年度税制大綱』【資料5】租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン (平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)
19. デジタル庁 (2021) 菅義偉 内閣総理大臣挨拶要旨 <https://www.digital.go.jp/news/uWAA9Dcp> (閲覧日 2025.4.2)
20. デジタル庁 (2024) 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』(最終更新日:2024年6月21日) <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program> (閲覧日 2025.4.2)
21. デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会 (2018) 『DXレポート～ITシステム

「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～
(サマリー)』経済産業省

22. デジタルトランスフォーメーションの加速に
向けた研究会(2020)『DXレポート2 中間
とりまとめ』経済産業省

23. デジタル産業への変革に向けた研究会(2022)
『DXレポート2.2(概要)』経済産業省

24. 日本生産性本部(2023)『生産性評価要因の
国際比較』生産性研究レポート058日本生産
性本部

25. 日本生産性本部(2024)『労働生産性の国際
比較2024』日本生産性本部

26. 『平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確
立へ向けて～』(平成21(2009)年12月22日
閣議決定)

学校法人会計制度の変遷・動向及び基本金の研究

—制度変遷の動向より本質を探究—

安 達 秀 明

Research on the Changes and Trends of the Accounting System for School Corporations and Capital Funds

—Exploring the Essence Through Trends of Changes in the System—

Hideaki Adachi

Abstract

Today, in general corporate accounting, research activities are being promoted from various perspectives. In comparison, research on the accounting of non-profit businesses is not so popular. It is a research topic that has relatively much room for future research. However, it seems that interest has been growing recently in the accounting of non-profit businesses. In particular, school corporation accounting has become an important research topic in the accounting of non-profit businesses. In this paper, therefore, we first outline school corporation accounting, which has a broad public nature, from a historical perspective, and then conduct a financial analysis using actual school corporations and two private university corporations as representative examples. In addition, in 1971, national treasury subsidies for school corporations were established and the accounting standards for school corporations were implemented. The three main characteristics are the “capital fund system,” “balanced income and expenditure,” and “budget system.” Therefore, we compared the unique calculation process of school corporation accounting with corporate accounting. Unlike private companies, the income of school corporation accounting is calculated by deducting the portion used for the acquisition of fixed assets and other funds from attributable income and incorporating them into capital funds, with the goal of balancing the income and expenditure of the entire school corporation. In addition, the budget system states that “specific plans for the activities of the school corporation are made and rational activities throughout the school corporation are essential for the school corporation to carry out rational activities throughout the entire school corporation,” and

the budget amount and the final amount are compared and recorded for each item of income and expenditure in the income and expenditure statement (Articles 9 and 18) . We confirmed these characteristics, and also considered the capital funds of school corporation accounting at the time of dissolution of the school corporation, especially the problems and characteristics of capital funds of type 2, and the problems of depreciation, which is a characteristic of type 1 capital funds. However, nearly 50 years have passed, and the above standards have been widely established as the unified accounting standards for school corporations for a long time. However, the 2013 amendments have significantly changed the social environment surrounding private universities, and school corporations are now being asked to look back on their previous expansionist approach and to improve the quality of education and even reduce their size. These changes have led to criticism and challenges for the capital fund (system) , as the previous accounting documents have been changed from “Consumption Income Statements” to “Operating Activity Income Statements,” which not only change the name but also show income and expenditure before and after the incorporation of the capital fund. In addition, the 2015 amendments require school corporations to more reliably fulfill their accountability, which has been more clearly required in the breakdown of financial statements prepared by school corporations following the 2013 amendments. From the above, we have confirmed the criticism of the capital fund (system) and future challenges and areas for improvement. Furthermore, this paper reviews the history from the implementation of the School Corporation Accounting Standards to the current revisions, covers the definition and accounting essence of capital funds, which are a characteristic of school corporation accounting, and also clarifies the problems. It also reaffirms the public nature of school corporation accounting, confirms the characteristics of school corporation accounting by comparing it with other non-institutional accounting and the accounting of corporations established by corporations, and further considers the state of school corporation accounting after the revisions, focusing on capital funds.

Keywords: capital funds system, school corporation accounting, balanced income and expenditure, budget system, non-institutional accounting, the accounting of corporations established by corporations

要　旨

今日、一般の企業会計では、様々な視点より研究活動が推し進められている。これと比較すると、非営利事業の会計の研究は、それほど、とはい難い。今後の研究対象の余地が比較的多く残っている研究テーマである。しかし、最近この非営利事業の会計にも関心が向いているように見える。特にこの非営利事業の会計でも、学校法人会計は重要な研究テーマになってきている。

そこで、本論文では、広い意味での公共性をもった学校法人会計を、まず、史的手法より概説し、実際の学校法人、2つの私法人を代表例とし、財務分析を行った。

また、昭和46（1971）年に、学校法人に対し国庫補助金が制定され、学校法人会計基準が施行された。特徴は、「基本金制度」、「収支の均衡」、「予算制度」の3つに代表される。そこで学校法人会計の特有の計算過程、企業会計との比較もおこなった、学校法人会計の収入は、民間企業と

異なり、固定資産の取得に充てる部分やその他の資金を帰属収入から控除し、基本金に組入れる仕組みを作り上げ、その上で学校法人全体の収支が均衡することを目標に、また、予算制度でも「学校法人の諸活動についての具体的な計画策定を行い、学校法人全体にわたる合理的な活動を行ううえで欠くことのない」として、収支計算書の収入、支出の科目ごとに予算額と決算額を対比し記載するとされる。(第9条、第18条)。という特徴を確認し、学校法人会計の特徴の基本金でも、学校法人解散時における基本金、特に第二号基本金の問題点と特徴等、第一号基本金の特徴等である減価償却の問題点をも含め、考察を行なった。しかし、現在、50年近くの年月が経過し、この上記基準は、長期間学校法人の統一的な会計基準として、広く、定着している。

だが、平成25年の改正では、私大を取巻く社会環境も著しく変化し、学校法人には今までの規模拡大志向を振り返り、教育の質の拡充や規模の縮小に及ぶまで問われるようになった。以上の変化が、従前の会計計算書類のうち「消費収支計算書」図表1—Aより「事業活動収支計算書」図表1—Bへ変わることで名称だけでなく、基本金組入れ前後の収支も表示することで、基本金（制度）に対する批判や課題としてつながっている。また、平成27年改正では、平成25年改正をうけ学校法人の作成する計算書類等の内訳を、より明確に要求されている説明責任を、より確実に果たすよう求められている。以上より、基本金（制度）に対する批判や今後の課題と改善点が確認できた。

さらに、本論文は、学校法人会計基準施行より今日の改正以後までの経緯を確認し、学校法人会計の特徴である基本金の定義と会計的本質をおさえ、さらに問題点をも明白にし、学校法人会計が持っている公共性の性格も再確認し、他の非制度会計、株式会社立大学会計との対比より、学校法人会計の特性を確認し、さらに、改正後の学校法人会計の在り方について、基本金を中心に考察をした。

キーワード：基本金制度、学校法人会計、収支の均衡、予算制度、非営利法人会計、株式会社立大学会計

目 次

序章 研究の動機	第1節 私学法人の現状と比較財務分析
——学校法人会計の問題の所在——	第2節 私学法人会計基準（学校法人会計基準）の現状と国立大学法人会計基準との比較
第1章 研究の目的 ——先行研究——	第5章 非営利組織体の会計（社会福祉法人会計）及び株式会社立大学会計と学校法人会計基準との比較可能性
第1節 我が国における学校法人の形成	第1節 株式会社立大学の概要およびその動向
第2節 学校法人会計基準成立から改正までの経緯	第2節 日本における株式会社立大学の分析 ——財務分析の視点から——
第2章 学校法人会計基準の概要	第3節 株式会社の大学経営参入（公共性のダブル・スタンダードの含意）
第1節 学校法人会計の計算構造	第4節 社会福祉法人会計との制度比較
第2節 学校法人会計の会計処理の特徴	第6章 学校法人の特徴 ——公共財としての学校法人——
第3節 学校法人会計と企業会計の比較	第1節 公共財の定義と性格
第3章 学校法人会計特有の処理 ——基本金——	第2節 公共財の最適供給
第1節 基本金制度の特徴	第7章 学校法人会計基準改正以後の学校法人会計の動向
第2節 基本金制度の目的	第1節 学校法人会計基準改正の背景と目的
第3節 基本金の機能について	
第4節 改正以前の基本金計算の問題点	
第4章 学校法人の現状と比較および財務分析	

- 第1-1節 学校法人会計基準の改正の主たる趣旨
- 第2節 基本金を中心に学校法人会計基準改正を考察
- 第3節 令和5年度私立学校法及び私立学校振興助成法施行規則改正概要
- 第4節 令和7年度の学校法人会計基準改正への動向
- 終章 結論 ——今後の在り方——

序章 研究の動機 ——学校法人会計の問題の所在——

今日、一般の企業会計においては、様々な視点から研究活動が推し進められている。これと比較してみると、非営利事業の会計についての研究は、それほど、とはい難い。今後の研究対象とすべき余地が比較的多く残されている研究テーマの一つである。

最近この非営利事業の会計にも関心が向いてきているように見える。特にこれらの非営利事業の会計の中でも、学校法人会計は特に、基本金についても重要な研究テーマになってきている。

第1章 研究の目的 ——先行研究——

第1節 我が国における学校法人の形成

ここでは、今日の「学校法人会計基準」の産みの親として知られている高橋教授、村上公認会計士の諸説を参考に、まず、初めに学校法人への会計基準が、旧・消費収支計算、基本金組入計算を基にどんな考察より「学校法人会計基準」に導入されたかを会計基準の変遷に立ち返り、考察する。

「基準」立案の作業は、多分に区々まちまちの会計実践の現状を離れ、わが国、学校法人会計により確立した基礎的な諸前提のもとで、学校法人の財政上の課題に対処するため、有効な経理体系を理論的に導出する方法を作らざるをえない。このことが今回「基準」作成に当たり、確認すべき基本的立場である。

そこでの「基準」は、その目的を

- (1) 学校法人に要請される財政上の課題にたい

し、会計が効果的に機能するための拠るべき指針を与える、健全な会計慣行の発展に資する

- (2) 学校法人の提供する会計情報を適切に理解するための基礎を与えるとうたった。

実務上の指針としての「基準」の実行可能性を、審議の段階で、決して闇扱したわけではないが、その構想する計算体系が重要な点で現状の会計実践とある程度の乖離をもつことは、上記のような「基準」作成上の基本的態度から、免れえなかった。しかし、それにもかかわらず、この「基準」を公表審議した第1回学校会計研究集会では「基準」実践上の問題を数々指摘されたとはいえ、「基準」に基本的な計算思考に対し、大方の理解と賛意とが表明され、学校法人会計の新しい展開を生み出すこととなった。

第2節 学校法人会計基準成立から改正までの経緯

「会計基準」そのものは、国等により学校法人への経常費補助金制度にともない設定されたものである。しかし、「会計基準」に盛り込まれている旧・消費収支計算書、基本金組入計算の会計方式は、日本私立学校連盟の「学校会計研究会」において、1964年に作成された「学校法人会計基準」に、はじめて明示されたものである。この会計方式は、1970年「学校法人財務基準調査研究会」で当時の文部省管理局長に対し報告した。「報告——学校法人会計基準」にそのまま引き継ぎ、「基準」として規定された。

このように、1964年版、報告——学校法人会計基準、さらに、学校法人会計基準でも演繹法を重視し、作成された会計基準と言っても過言ではない。では、これらは、何を前提に、どんな目的を果たすことを目的に設定されたのだろうか。この疑問について、村上氏、高橋教授両氏は、1964年版、報告——学校法人会計基準において端的に記述されている。¹⁾

学校法人は、公共性、自主性、永続性という性格が認められている。公共性という観点か

図表 1—A 旧・消費収支計算書

自 年 月 日 至 年 月 日

消費支出の部	***	消費収入の部	
学事費	***	学事収入	****
附帯事業費	****	附帯事業収入	****
		補助金収入	***
		寄付金収入	****
		雑収入	*****
		計	***
		基本金組入額	*****
消費支出合計	*****	差引消費収入合計	****
当期剩余金	*****	(当期不足金)	****
合計	*****	合計	****



図表 1—B 事業活動収支計算書（新基準）

年 月 日から 年 月 日 まで

教育活動収支	
事業活動支出の部	事業活動収入の部
人件費	学生生徒等納付金
教育研究費	手数料
管理経費	経常費等補助金
教育活動収支差額	
教育活動外収支	
事業活動支出の部	事業活動収入の部
借入金等利息	受取利息
教育活動外収支差額	
経常収支差額	
特別収支	
事業活動支出の部	事業活動収入の部
資産処分差額	資産売却差額
特別収支差額	
基本金組入前当年度収支差額	
基本金組入額合計	
当年度収支差額	

ら、学校法人は営利を目的とすることは認められず、学校法人に属する資産または、学校法人自体に対しては、何人も所有関係は存在しない。また、学校法人は特定の資産の寄付を基礎に、設立されている。

しかし、以後の運営に必要な支出とそのための資産の入手源泉、その額は学校法人が自主的に決定できる。また、学校法人は教育、研究を目的とする永続的な組織体でなければならない。

上記3つの学校法人の性格のなかで、最後の永続性の前提から、学校法人会計基準のあるべきすがたが、垣間見えてくる。つまり、学校法人の教育、研究にとって必要な資産の維持が、学校法人の財政上最大の課題である。

よって、学校法人会計基準において規定される会計システムは、財政維持可能性に関する情報を最もよく伝達するものでなければならない。

ここで、「学校法人会計基準」は、利潤（損益）計算として、発展している企業会計に手法を導入している。つまり、旧・消費収支計算の手法の導入である。また、損益計算をするために、いわゆる資本と利益の区分がなされる必要がある。そのために、基本金組入計算を導入している。

第2章 学校法人会計基準の概要²⁾

第1節 学校法人会計の計算構造

・学校法人会計について

(1) 学校法人会計の根拠

1967年に旧・文部省は、「臨時私立学校振興方策調査会」を設け、そこで私立学校の経理の合理化・適正化を図るために、財務基準の制定をはじめとする措置を講ずる必要があるとされた。そして、これを受けて発足した「学校法人財務基準調査研究委員会」が、1970年5月に「学校法人会計基準」をまとめ上げた。また、これと前後して、私立大学の経常的経費に対する国の助成制度（私立大学等経常費補助金等）がスタートすることになった。すなわち、1969年8月に文部省は、1970年度予算より人件費補

助を含めた助成を計上することに決定したのであった。ただし、補助金を配分するためには、その前提として各大学間の比較を可能にする統一的な会計基準が必要であるとされた。

第2節 学校法人会計の会計処理の特徴

そこで私立学校法の一部が改正され、「補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」ものとされた（現在、この条文は、私立学校振興助成法の第14条に移し替えられている）。このようにして、1971年に「学校法人会計基準」が公布されて以降は、学校法人はこの基準に沿って会計処理を行うようになった。

(2) 作成すべき計算書類（財務3表）：平成26年度まで（図表2-1 図表2-2参照）

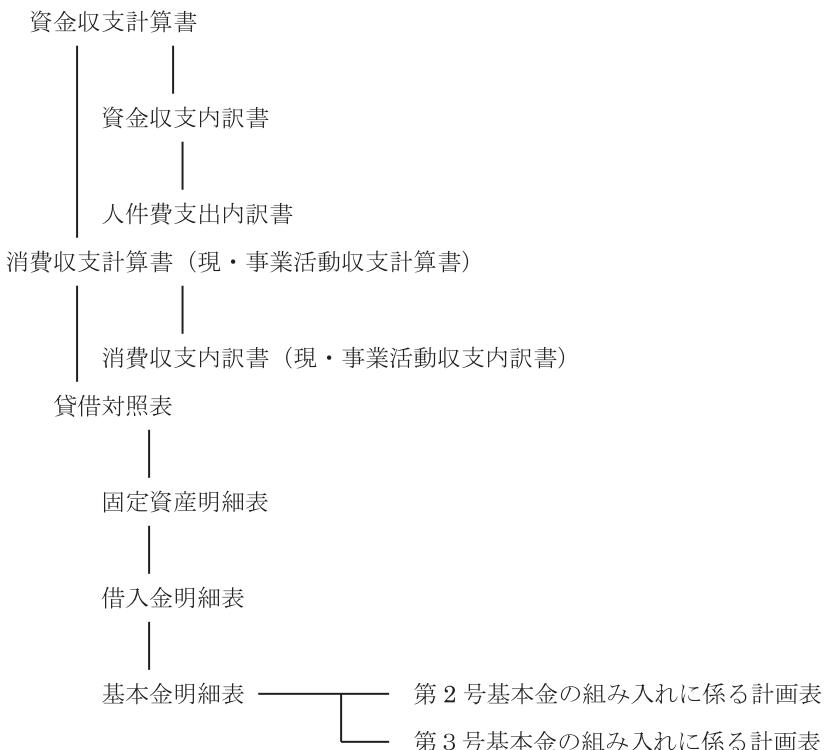
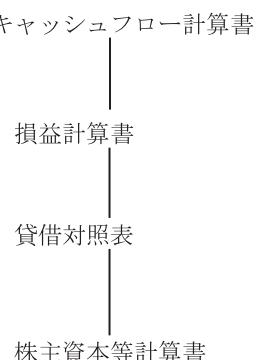
- ①資金収支計算書：補助金の適正な配分と効果が目的
- ②消費収支計算書（現・事業活動収支計算書）：収支の均衡と永続性が目的
- ③貸借対照表：年度末における学校法人の財務状況を明らかにすることが目的

第3節 学校法人会計と企業会計の比較

前章において、現在の学校法人会計基準が、旧・消費収支計算、基本金組入計算を基にどんな考察より「学校法人会計基準」に導入されたかについて、高橋教授、村上公認会計士の諸説を参考に、会計基準の変遷に立ち返り、利潤（損益）計算として、発展している企業会計に手法を導入し、発展してきたことが、確認できた。

では、この節においては、企業会計と企業会計に手法を導入し、発展してきた学校法人会計基準では、どのような差異が生まれているのか比較検討する。

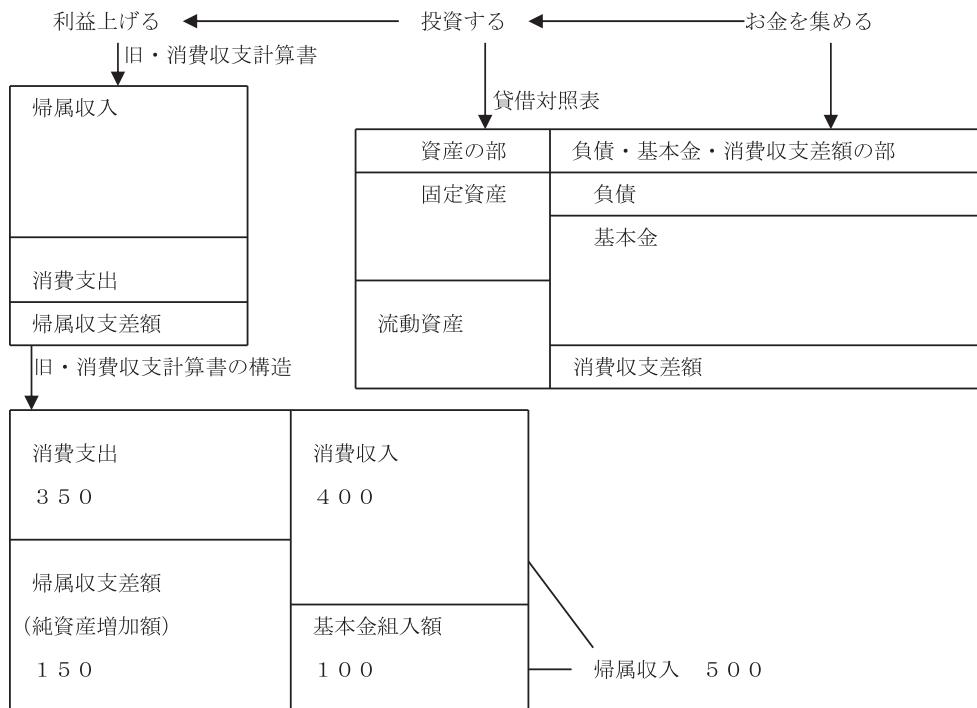
学校法人会計基準と企業会計原則、どちらにおいても、財政及び経営の状況、財政状態の眞実な報告（表示）を求めている。と同じく以上の報告（表示）は判断を誤らせない。つまり、

図表 2-1³⁾ 計算書類の体系：財務 3 表**【学校法人会計】改正以前****【参考】****【企業会計】**

正確に判断できるようにしなければならない。また、一般的には、財政状態は貸借対照表において表示されるので、学校法人会計基準と企業

会計原則も共に貸借対照表を作成することを要求している。しかし、企業会計原則は、「第三 貸借対照表原則」の一（貸借対照表の本質）で、

図 2-2 計算書類と用語の意味（改正以前）



- ・ 帰属収入 = 学校法人の負債とならない収入
= 純資産の増加額をもたらす収入 = 収益
- ・ 消費収入 = 帰属収入 - 基本金組入額
- ・ 消費支出 = 学校法人の純資産の減少をもたらす支出 = 費用
- ・ 帰属収支差額 = 帰属収入 - 消費支出 = 純資産増加額
- ・ 企業会計 = 収益 - 費用 = 利益
- ・ 帰属収入 = 帰属支出
- ・ 学校法人会計 = 収支の均衡

「貸借対照表は企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産および簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる」として財政状態、経営の状況（成績）と貸借対照表と損益計算書の対応を明らかにしている。

これに対し、学校法人会計基準は第四条が定義している計算書類は、付属する内訳書以外は、根本は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、および、貸借対照表の三つである。

だが、学校法人会計基準は、その第6条（資金収支計算の目的）と第15条（事業活動収支の目的）について述べているが、学校法人会計基準の「第四章 貸借対照表」においては、貸借対照表作成目的については何ら述べられていない。

通常、考察すると、貸借対照表が、財政の状態を表示し、資金収支計算書、事業活動収支計算書が経営の状況（成績）を表示すると、考えられる。

しかし、その点に、学校法人会計基準第6条は「学校法人は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金。以下同じ）の収入および支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うものとする。」としか定義してなく、学校法人会計基準第15条は「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動収支及び事業活動支出の内容および均衡の状態を明らかにするために、事業活動収支計算を行うものである」としているが、経営の状況（成績）という文言は使用されていない。このことから、考えられるのは、学校法人会計基準は、上記3つの計算書類で財政状態、経営の状況（成績）を総合的に判断すべきであるとしているということであろう。そして、この場合、経営の状況（成績）は決して損益の状況（成績）を表現しているわけではない。

この点こそが学校法人会計と企業会計の重要な差異が生じている。

第3章 学校法人会計特有の処理 ——基本金——（図表3-2-1参照）

第1節 基本金制度の特徴

ここまで、学校法人会計を中心に考察してきたが以下では、学校法人会計特有の基本金を中心に考察していくこととする。

・学校法人会計特有の基本金とは⁴⁾

まず、学校法人の究極の目的であり前提は、学校教育を安定的に継続していることが大前提である。↓

また、学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を帰属収入より留保したものが基本金である。そして、旧・消費収支計算において、基本金は、最優先に組入れなければならない。

よって、基本金の意義については、つまり、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するため維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額」

図3-2-1

	基本金(学校法人会計)	資本金(企業会計)
根拠	学校法人会計基準第29条	会社法445条
定義	学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するため維持すべきものとして、 <u>その事業活動収入のうちから組み入れた金額</u>	株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して <u>株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額</u>
計上区分	純資産の部 学校法人は、寄附行為によつて設立された法人であり、何人も学校法人に対する持分は認められない。	純資産の部 株主は株式会社に対し、原則として出資額に応じて、議決権の行使や配当・残余財産を受ける権利を有する。

のとして、その事業活動収入から組み入れた金額を基本金とする（基準第29条）。そして、学校法人が作成する計算書類上、この基本金は貸借対照表貸方の純資産の部中に表示することを指示している。

第2節 基本金制度の目的

ちなみに、ここでいう「その事業活動収入のうちから組み入れる」とは、以下ののような意味である。

すなわち、「事業活動収入から基本金への組入額を控除することをいい、これは学校の設置や規模の拡大その他学校法人の諸活動の計画に基づいて、学校法人が継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する金額については、学校法人において継続すべき金額として基本金に組み入れられて留保すべきであって、これを事業活動支出に充てるべきではないという学校法人会計の基本的な考え方によるものである」。このような基本金制度のあり方について、学校法人の教育活動に関わらしめる目的に、そして統一的に把握された固定資産、金銭その他の資産（具体的な）の有機的結合体が中核となって、基本金要組入額概念を生成せしめている。当該有機的結合体とは、学校法人の教育理念の一定時点における具体的的発現形態である。そして、当該有機的結合体の貨幣的測定面の投影が、基本金組入額に他ならない。したがって、基本金要組入額概念は、学校法人の教育理念、教育目標という精神を宿しているということができよう。

基本金の種類

- ・第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得にかかる基本金
- ・第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金にかかる基本金
- ・第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金
- ・第4号基本金：必要な運転資金維持にかかる基本金

第3節 基本金の機能について

「学校法人会計基準」は、わが国（日本）で初めての統一的会計基準として、1971年の制定以来、大切な機能を果たしている。だが、そこで規定されている、固定資産のための第1号基本金は、その機能の理解が難解であると同時に、その組入額は減価償却費との二重計上になるのではないだろうかとの疑問が指摘されている。よって、ここでは、第1号基本金を中心に、基本金の機能について取り上げる。

そこで、ここにおいては、資金の源泉が借り入れ等のケースとし、対象期間として6か年と設定し、基本金組入をするケースとしないケースとで、どんな異なる結果になることを、設例を用いて二重計上となるか二重計上にはならないこと確認し、その結果、借り入れのケースは二重計上となる、ことを試案、考察した。

I. 分析事例）借入金で建築したケース

借入れた資金90で校舎を建築したケースを、考察する。借入金は第1年度末に200、第2年度末に300、第3年度末に400返済し、支払利息はないと設定する。

なお「基準」（第30条第3項）により、基本金への組入額は、第1年度200、第2年度300、第3年度400とする。

なお、この返済数値例は、減価償却費と異なる金額にする。図表3-3-1では基本金組入れをせず、図表3-4-1では基本金組入れをした。借入資金で校舎を建築し、基本金組入れをしないケースには、図表3-3-2に示すように、資産（現金預金）0、負債（借入金）0、従って正味財産も0であり、第4年度期首において再度、借入金で資金を調達し校舎を再建築する必要がある。

基本金組入れをするケースにも、図表3-4-2に示すように、資産0、負債0、従って正味財産も0という点では同じであり、校舎を再建築するケースには再び借入金で資金を調達する必要があるのも同じである。しかし、正味財産の内訳が、基本金組入れをしないケースに

は、基本会計0、繰越消費収支超過額0であるが、
基本会計組入れをしているケースには、基本会計
900、繰越消費（現・事業活動）収支超過額マ
イナス900（繰越消費（現・事業活動）支出超
過額900）である。

この分析事例では、寄付金の提供者の意図

図表3-3-1 借入金で建築し、基本会計組入れをしないケース

I. 借入金で建築し、基本会計組入れをしないケース

年度	1	2	3	4	5	6	計
(1) 帰属（＝消費）（現・事業活動）収入	500	500	500	500	500	500	3000
減価償却費	-300	-300	-300	-300	-300	-300	-1800
経常消費（現・事業活動）支出	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-1200
(2) 消費（現・事業活動）支出	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-3000
(3) 消費（現・事業活動）収支超過額	0	0	0	0	0	0	0
繰越消費（現・事業活動）収支超過額	0	0	0	0	0	0	0

図表3-3-2 第3年度末貸借対照表

現金預金	0	借入金	0
		基本会計	0
		繰越消費（現・事業活動）収入超過額	0
合計	0	合計	0

図表3-4-1 借入金で建築し、基本会計組入れをするケース

II. 借入金で建築し、基本会計組入れをするケース

年度	1	2	3	4	5	6	計
(1) 帰属（現・事業活動）収入	500	500	500	500	500	500	3000
基本会計組入れ額	-200	-300	-400	0	0	0	-900
(2) 消費（現・事業活動）収入	300	200	100	500	500	500	2100
減価償却費	-300	-300	-300	-300	-300	-300	-1800
経常消費（現・事業活動）支出	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-1200
(3) 消費（現・事業活動）支出	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-3000
(4) 消費（現・事業活動）収支超過額	-200	-300	-400	0	0	0	-900
繰越消費（現・事業活動）収支超過額	-200	-500	-900	-900	-900	-900	-900

図表3-4-2 第3年度末貸借対照表

現金預金	0	借入金	0
		基本会計	900
		繰越消費（現・事業活動）収入超過額	-900
合計	0	合計	0

が、校舎の耐用年数期間3年間（第1～3年度）に限り、学生生徒等の負担の軽減であるならば、第1～3年度の学生生徒等は年間300の減価償却費を負担しない。

図表3-3-2は、減価償却をすれば資金が留保されないことを提示する。

図表3-4-1に示すように、基本金組入れをするケースには、第1年度から第3年度において、学生生徒等が受けたサービスのコスト500と等価の消費（現・事業活動）支出のみ計上されないが、帰属（現・事業活動）収入から基本金組入額が控除されるため、マイナスの消費（現・事業活動）収支超過額（消費（現・事業活動）支出超過額）が計上される。基本金組入れをするケースにも、第4年度期首時点での校舎建築するケースは、借入金で資金を調達するので、第4年度以降の消費（現・事業活動）収支超過額は0であり、繰越消費（現・事業活動）収支超過額マイナス900（繰越消費（現・事業活動）支出超過額900）は増加せず、900のまま（図表3-4-1の最終行）。このことは、基本金組入れの機能をこの例では表現している。

つまり、借入金で資金調達して建築した校舎でも、借入金ではなくても、自己資金で校舎を更新できるように、その点をマイナスの繰越消費（現・事業活動）収支超過額（繰越消費（現・事業活動）支出超過額）900の貸借対照表への表現から、学校法人経営者やその他の利害関係者および社会に対し、絶えず合図を送っている。

このような合図に対し学校法人経営者がとる手段、方策は、おもに二つある。ひとつ目は、再度外部資金（借入金）で対応し合図（繰越消費（現・事業活動）支出超過額）をキャンセルする。この分析事例では、校舎を拡大せずに、第4年度以降は繰越消費（現・事業活動）支出超過額は増加しないが、学部の新設などで校舎の拡張を積極的に行ない、その資金を借入金で調達するケースには、図表3-4-2から推測可能なように、基本金が拡大すると同時に、繰越消費（現・事業活動）支出超過額も同様に拡

大する。二つ目は、自己資金で対応し合図（繰越消費（現・事業活動）支出超過額）に反応する手段である。

自己資金での対応は、具体的には、学生生徒等納付金の引上げ、消費（現・事業活動）支出の引下げ（人件費削減や無駄の排除）、父母・卒業生からの寄付金の獲得、国・地方自治体からの補助金の獲得ということである。図表3-4-1に示すように、第1年度から第3年度においては、減価償却30の他に、借入金の返済に対応した基本金組入額を計上するために、基本金組入額の分だけ消費（現・事業活動）収支超過額がマイナスになる。このことが、いわゆる「減価償却費の二重計上」とか「減価償却費と基本金組入額との二重計上」と言われる事態を表現している。

さらに、上記、図表3-3-1、図表3-3-2、図表3-4-1および図表3-4-2の基礎である仕訳は、本文の最後に提示する。

〔図表の基礎仕訳〕

＜図表3-3-1＞

第1年度：（借）現金預金900（貸）借入金900
（借）校舎900（貸）現金預金900
（借）現金預金500
（貸）学生生徒等納付金500
（借）経常消費（現・事業活動）支出200
（貸）現金預金200
（借）借入金200（貸）現金預金200
（借）減価償却費300（貸）校舎300
第2年度：（借）現金預金500
（貸）学生生徒等納付金500
（借）経常消費（現・事業活動）支出200
（貸）現金預金200
（借）借入金300（貸）現金預金300
（借）減価償却費300（貸）校舎300
第3年度：（借）現金預金500
（貸）学生生徒等納付金500
（借）経常消費（現・事業活動）支

出200	
(貸) 現金預金200	
(借) 借入金400 (貸) 現金預金400	
(借) 減価償却費300 (貸) 校舎300	
 <i><図表3-4-1></i>	
第1年度 :	(借) 現金預金900 (貸) 借入金900
	(借) 校舎900 (貸) 現金預金900
	(借) 現金預金500
	(貸) 学生生徒等納付金500
	(借) 経常消費（現・事業活動）支出200
	(貸) 現金預金200
	(借) 借入金200 (貸) 現金預金200
	(借) 基本金組入額200
	(貸) 基本金200
	(借) 減価償却費300 (貸) 校舎300
第2年度 :	(借) 現金預金500
	(貸) 学生生徒等納付金500
	(借) 経常消費（現・事業活動）支出200
	(貸) 現金預金200
	(借) 借入金300 (貸) 現金預金300
	(借) 基本金組入額300
	(貸) 基本金300
	(借) 減価償却費300 (貸) 校舎300
第3年度 :	(借) 現金預金500
	(貸) 学生生徒等納付金500
	(借) 経常消費（現・事業活動）支出200
	(貸) 現金預金200
	(借) 借入金400 (貸) 現金預金400
	(借) 基本金組入額400
	(貸) 基本金400
	(借) 減価償却費300 (貸) 校舎300

その結果、学校法人会計の特徴である基本金（主に第1号基本金）組入れの機能を数値例で確認することによって、その特徴を明らかにできることを、推定した。

そして、借入金で得た資金で固定資産を取得

したケースにおいては、いずれ自己資金で更新ができるように表示され、分析より二重計上が起こる。ことが試案の結果、推定できた。

第4節 改正以前の基本金計算の問題点⁵⁾

以上、ここまででは、難解といわれている、基本金の特徴と基本金の組入れを行うことによって、二重計上になるか否かについて中心に概観してきた。特に借入金で得た資金で固定資産を取得したケースにおいては、二重計上になる可能性が高いことが推計できた。

さらに以下では、学校法人会計の問題点、中心論点である基本金を取り上げる。特に学校法人会計特有のものである組入れ方法取り崩しを考察していく。

学校法人会計の問題点として、いつも、第一義にあげられるのは、言うまでもなく基本金である。学校法人会計全体の枠組みの中で基本金の果たしている役割は大いに重大であるが、その概念規定、計算構造、組み入れ方法取り崩しなどが学校法人会計特有のものであることで、一般の企業会計に慣れ親しんで人達には、容易に理解が困難なものとなっている。

私立学校法第25条⁶⁾は規定している。これは学校法人がその本来の教育研究活動を行うために、必要な資産を自前で所有しなければならないことを法律で規定したものである。

この学校法人の諸活動のための資産は、設立当初の参加者、設立に賛同した特有の資産提供者により拠出され、設立後は、学校法人の活動による収入として獲得された資金により必要な資産が取得され保持される。この資産に、見合うものを会計的に考察し、学校法人の永続性のために維持、獲得すべきものとした金額こそが基本金である。

学校法人は、企業のように利益を分配するという約束で自己資金を調達する（すなわち株式発行などを起こす）ことができない。このため、政府の私学政策が大きく転換しない限り、学生納付金をはじめとする各種の収入を、人件費・教育研究経費・管理経費等といった「経常

的経費」に充てる以外に、各大学の将来計画と照らし合わせながら施設設備取得等の資金を「基本金」として留保しておくことは、学校法人の教育研究活動を将来的に継続するうえで必要であるとされている。

しかし、このように、総収入額から、まずは「基本金」として将来のための留保額などを差し引いて修正した収入額（消費収入）（現・事業活動収入）を計算し、それに経常的な経費とされる額（消費支出）（現・事業活動支出）を対比させて消費収支差額（現・事業活動収支差額）を表示するという計算方式に対しては、大学に過度の蓄積をもたらしかねないという批判があった。そのうえ、将来のための留保する資金の大きさについての法的な基準は何もなく、各大学がそれぞれの将来計画に沿って積み立てればよいとされている点についても指摘がなされてきた。

第4章 学校法人の現状と比較 および財務分析

第1節 私学法人の現状と比較財務分析⁷⁾

以上、ここまで、学校法人会計、基本金を中心に概説、考察してきた。だが、ここまで、あくまで、学校法人会計基準のあくまでも、究極の理想、るべき姿を著述してきたが、現実と理想の乖離、はある。特に大学等の絶え間のない不祥事等があげられる。そこで以下においては、現在の大学経営の在り方を分析する。

そのためにも、より具体的な事例を使用し、学校法人の財務分析を行ない解説する。ここでは、筆者が以前在籍した歴史的にも、大学の規模としても中堅私大といわれ、学部構成、大学院規模もほぼ同じである次2校、高千穂大学と卒業校である東京経済大学との比較を行うこととする。分析に当たり、両大学の教育サービスの努力水準や財務健全性の2つの視点より分析し、両大学のメリット・デメリットについて検討した。

分析例）財務健全性の測定（図表4-1、 図表4-2）

財務健全性の分析は企業を対象とした安全性の分析に類似しており、事業活動収支計算書、および貸借対照表を利用する。健全性の分析について、以下の3つの指標が代表例である。

財務健全性を測定する代表的な3つの指標

* 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債

* 純資産構成比率 =

純資産 ÷ (総負債 + 純資産)

* 教育活動収支差額比率 = 教育活動収支差額
÷ 教育活動収入

流動比率および負債比率は安全性の分析と同じである。流動比率は100%未満の場合は、1年未満に返済不可能であることがあるが、将来的の設備投資に向けた特定資産などその他に財源の留保がある場合は確認する必要がある。また、学校法人の純資産構成比率はもともと非常に高いため、これが、同規模の一般企業法人と比較したところ、異常に低い場合は、他人資本の方が自己資本より多いことを示すことで、法人経営に影響が出ていることに注目すべきであろう。

一方、教育活動収支差額比率は、教育活動収支差額を教育活動収入の合計額でわって算定する割合であり、企業会計の財務分析では、ROS (Return on Sales) と類似している。教育活動収支差額比率は、ゼロ以上が望ましいが、かえって高すぎると資源をうまく配分できることを意味していて、高ければよいわけでもない。教育活動収支差額比率がゼロから一定程度に収まるように計画立て業務を遂行できているかについて経営判断することができよう。

図表4-1、図表4-2は両法人の財務健全性について提示している。両法人とも流動比率は100%を大きく超えており、かつ増加傾向にあるうごきであるため、安定した経営が行われていることがよくわかる。純資産構成比率も両法人とも80%を大きく超えており、流動比率と同様に安定した経営が行われているとみるこ

とができる。一方、教育活動資金収支差額比率を見てみると、学校法人東京経済大学は13～16%台前後で安定的に推移しているが、学校法人高千穂大学は26～30%台を推移していたが、

図表4-1 両大学法人の財務健全性の比較

高千穂大学 財務健全性比率		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
比率名						
事業活動収支差額比率		-3.80%	-4.70%	11.00%	13%	13.40%
基本会計組入後比率		112.50%	130.60%	95%	92.70%	91.70%
学生生徒納付金比率		82.50%	82.40%	82.50%	88.50%	85.40%
人件費比率		57.70%	56.10%	50.80%	50.10%	46.4%
教育研究経費比率		33.90%	39.60%	3070%	29.50%	32%
管理経費比率		8.40%	8.20%	7.30%	7.30%	6.40%
流動比率		457.20%	350.90%	339.35%	340.20%	638.20%
負債比率		19%	18.70%	18.50%	15.20%	12.90%
純資産構成比率		84.4%	84.20%	84.40%	84.80%	88.50%
基本会計比率		100%	100%	100%	99.80%	100%
教育活動資金収支差額比率		19.40%	26.80%	31.80%	26.30%	-0.50%

図表4-2 両大学法人の財務健全性の比較

東京経済大学 財務健全性比率		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
比率名						
事業活動収支差額比率		6.30%	9.30%	10.50%	10.10%	8.80%
基本会計組入後比率		103.00%	103.60%	103.70%	98.60%	97.40%
学生生徒納付金比率		83.90%	82.30%	83.70%	82.20%	81.10%
人件費比率		52.80%	51.60%	49.30%	49.70%	48.90%
教育研究経費比率		35.80%	34.80%	35.30%	35%	37.90%
管理経費比率		5.50%	5.30%	5.30%	5.60%	5.20%
流動比率		205.20%	213.10%	141.20%	175.90%	237.30%
負債比率		21.80%	20.80%	17.80%	16.60%	16.20%
純資産構成比率		82.10%	82.80%	84.90%	85.70%	86.10%
基本会計比率		96.10%	97.20%	98.30%	99.40%	100%
教育活動資金収支差額比率		13.40%	18.50%	14.10%	16.20%	16%
経常収支差額比率		5.60%	8.10%	10%	9.60%	8%
基本会計組入比率		9%	12.50%	13.70%	8.90%	6.40%

(出所: 両大学法人の事業報告書⁷⁾ より筆者作成)

2020年度はいきなり-0.5%台へと大幅な変化が見られた。

以上のように、学校法人東京経済大学と学校法人高千穂大学を対象に財務分析を行い、比較検討してきた結果メリットとしての側面は、両法人の基本金組入後比率や基本金比率を見ても、両大学法人とも安定的な経営を行われていることが、一見できよう。

また、デメリットとしての側面は、学校法人高千穂大学は教育活動サービスの努力水準を維持しながら教育活動資金収支差額比率の減少状態をどのように改善していくかが、課題である。

一方、デメリットとしての側面は、学校法人東京経済大学は、教育活動サービスの努力水準を維持しながら、教育研究経費・管理経費を良好な維持に改善していくかが、課題となろう。

第2節 私学法人会計基準（学校法人会計基準）の現状と国立大学法人会計基準との比較⁹⁾

上記比較分析においては、私立学校法人同士を比較し、メリット、デメリットをあげることで中堅私立大学の現状を把握する一助となった。さらに以下では私立大学法人会計基準と国立大学法人会計基準との比較し、両大学法人とも、重要な財務情報とは高度な教育と研究を将来にわたり実施していく資金的裏付け、つまり、安全性の指標を大学の計算書類や財務諸表からどう導出するかについて考察した。

つまり、国立と私立を問わず大学とは高度な教育と研究を実施していく機関であり、財務はこの事業を支えるに足る資金的裏付けを保持していくことである。さらに、国立も私立も大学の利害関係者は同じで、彼らにとっての重要な財務情報とは高度な教育と研究を将来にわたり実施していく資金的裏付け、安全性の指標であると考察した。このような安全性の指標を大学の計算書類や財務諸表からどのように導出するかについて学校法人会計基準を中心に考察してきたが、消費（現・事業活動）収支を中心としたフロー面の分析では、1号基本金組入対象

資産の曖昧さや未組入れの問題、2号基本金の組入れの恣意性や長期計画の不確実性があり、これらの情報を併せて計算書類等に記載されないと、外部からは本当の安全性の指標は明確にはならないことが判明した。国立大学等にも関連する財務的安全性の維持の前提となる効率性に関しては、人件費比率等の有力な指標は導出できるが、一人当たり人件費は計算書類や財務諸表には人員の情報が不足しているため分析不能である一方で、財務数値以外にも学生一人当たりの教員数、職員数等の有力な効率性の指標があることも分かった。そもそも、大学の教育研究の継続性とそれを支える財務の安全性は、外部利害関係者が独自に計算する以前に大学内部の理事者や教職員によって不斷に検討されなければならないものである。理事者や教職員であれば、基本金対象資産と大学の規模等の比較は現在と将来像を見据えた形で行っているであろうし、2号基本金で取得する資産の実現可能性も概ね察しているはずである。つまり、これらの定性的情報は理事者や教職員にとっては入手可能であり、その意味からは彼らは現行の基準においても安全性の分析は十分可能である。そうであれば、計算書類等に予算の編成方針、とくに理事者らによる安全性の指標に関する理解と分析と将来に向かっての対策等の記載を求めるよう、基準を改正することは非常に意味があることである。

第5章 非営利組織体の会計（社会福祉法人会計）及び株式会社立大学会計と学校法人会計基準との比較可能性

第1節 株式会社立大学の概要およびその動向¹⁰⁾

構造改革特別区域制度を利用した株式会社による大学・専門職大学院が誕生した。以下では株式会社、企業会計において設立された大学・専門職大学院のメリット、デメリットについて、既存の学校法人会計基準において設立された大学・専門職大学院等との差異を中心に考察

する。

これまで学校は、学校教育法第二条により、国、地方公共団体、および私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができ、私立学校の設置には私立学校法第三条において定める学校法人を設立する必要があった。

しかし、事例としてはやや古いが、2002年12月小泉首相（当時）による構造改革の目玉として、構造改革特別区域法が成立し、地方公共団体が地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定事業を実施し又はその実施を促進することが可能となった。この特定事業が、学校教育法第二条の学校設置者に係る制限を免除し、学校法人を設立せずに、特例として株式会社によって学校の設置を可能とした。現在、この特例によって株式会社が設置している大学・大学院は、2011年2月末現在6機関あるが2011年2月末現在、株式会社立大学の象徴的な存在であり、かつ第1号であったLEC東京リーガルマインド大学は、2009年度以降総合キャリア学部の学生募集を停止するに至った（大学院は継続中）。また、2006年に開学したLCA大学院大学も2008年12月に学生募集停止を発表して閉鎖した。といいう状況である。

そこで、制度が発足してから約20年、日本の株式会社立大学の現状を財務的な立場より分析を試み、株式会社立大学の財務上の特質はどのようなものか、そして今後とも株式会社立大学が財務的に存続可能な制度なのか否か、という観点を明示し、考察した。

第2節 日本における株式会社立大学の分析 ——財務分析の視点から——

株式会社立大学の代表は、株式会社ビジネス・ブレークスルー（東京証券取引所マザーズ上場）が経営するビジネス・ブレークスルーダ大学院である

・ビジネス・ブレークスルーダ大学院 ビジネス・ブレークスルーダ大学院は、経営コンサルタントとして有名な大前研一氏が設立した株式会社ビジネス・ブレークスルーが経営す

る大学である。

ビジネス・ブレークスルーダ大学院大学は、構造改革特別区域法に基づく東京都千代田区の「キャリア教育推進特区」を利用して、マザーズ上場前の2005年4月に開学、2010年4月には「ビジネス・ブレークスルーダ大学」の開学において、2010年3月期の主な経営指標は、売上高1,926百万円、経常利益279百万円、当期純利益161百万円となっており、中でもBBT大学大学院の経営を含むマネジメント教育サービス部門が、全体の85%程度の売上高を占める主要部門である。

それゆえ、わが国（日本）の株式会社立大学の財務分析をする最適な例であり、財務データを用いることで、分析を行う。その際、株式会社立大学としての財務上の特性を、存続可能性、つまり、「安定性」、「継続性」という特徴について考察する。

・株式会社立大学の「安定性」と「継続性」

まず、大学の安定性と継続性の確保を考える際、最重要なのは足元の大学経営が順調にいつているか否か、である。株式会社立大学の場合には、学校法人設立の際に要する基本金を積む必要はない、特定事業番号の「校地・校舎の自己所有を要しない大学設置事業」を申請・設置認可を受ければ、その経営に必要な校地・校舎を保有する必要はない。そう考えると、それらが必要とされないから、株式会社立大学を選択したと言えるであろう。

しかし、大学経営を行うには、人件費はもとより教育研究経費や管理経費等を安定的に、永続的に賄う必要がある。このような点を踏まえるならば、株式会社として、一定の収益を確保するのは至極当然に必要なである。そこで、まずは各大学設置会社の収益率を時系列で比較する。（図表5-2-2参照）

図表5-2-1によれば、ビジネス・ブレークスルーダの売上高当期純利益率は、グロービス大学院大学を経営していたグロービスとともに、他の大学設置会社と比べて高い水準にあり、2004年度以降安定して上位に位置してい

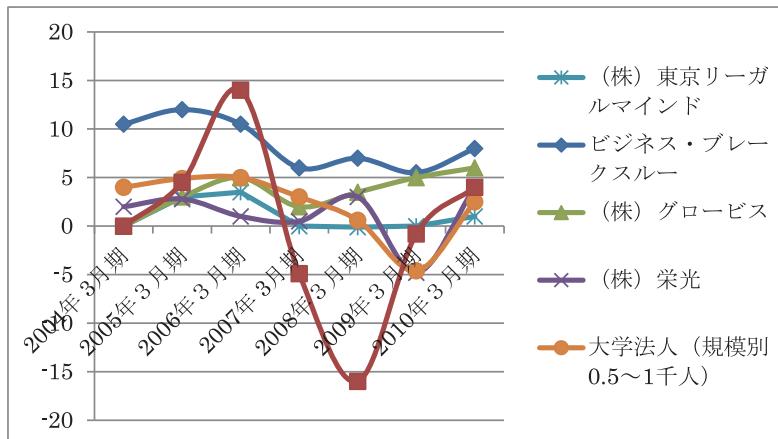
る。2010年3月期で売上高当期純利益率は8.4%になり、グロービスを除く他の設置会社が5%を大きく下回る中で健闘している。また、帰属収支差額比率でマイナスにある大学法人と比べても良好な水準にあると考察できよう。

また、財務基盤の安定性という観点から、大

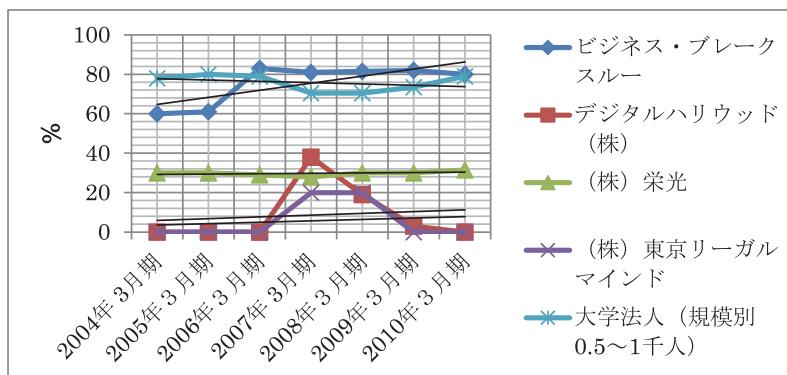
学設置会社と大学法人の自己資本比率を比較してみると、株式公開会社であるビジネス・ブレークスルーや栄光の自己資本比率は、限られたデータの範囲内ではあるが、株式非公開会社（デジタルハリウッド・東京リーガルマインド）に比べ高い水準である。（図表5-2-1、図

図表5-2 主な大学設置会社と大学法人の収益率・自己資本比率の比較

図表5-2-1 売上高当期純利益・帰属収支差額比率の比較（単位：%）



図表5-2-2 自己資本比率・自己資金構成比率の比較



注) (1) の大学設置会社は当該企業（連結ベース）の売上高当期純利益率（当期純利益率／売上高を、大学法人は帰属収支差額比率（（帰属収入－消費支出）／帰属収入）を表す。なお、大学法人は、株式会社立大学の平均的な収容定員数等を勘案し、0.5～1千人クラスの大学法人を比較対象とする。

(2) の大学設置会社は当該企業（連結ベース）の自己資本比率（純資産／総資産）を、大学法人は自己資金構成比率（（基本金+消費収支差額）／総資金）を表す。

(3) 大学設置会社については、「帝国データバンク企業情報」各社ホームページのデータをもとに作成。大学法人については、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」各年度版をもとに作成。

表5-2-2) 特にビジネス・ブレークスルーの場合には、2006年3月期に株式公開を果たしてから、常に自己資本比率が80%を超えており、この水準は大学法人と遜色のない水準であり、株式会社立大学であっても、自己資本が厚く当期純利益を堅実に獲得している会社であれば、財務基盤の安定性を十分に確保できるものと考えられる。

しかも、学校法人は私学助成を受けることが可能であり、「学校法人貴族説」という言葉に代表されるように恵まれた存在ともいえる。その意味で、株式会社立大学の運命とはいえ、年間1億円程度のキャッシュアウトを犠牲にして大学運営を行うビジネス・ブレークスルーは、効率的かつ安定的な運営を行っていると考察できよう。2010年3月期はBBT大学開学の前受金の増加等もあり、26億円を超える水準にまで現預金が積み上がった。そのため、同社には現時点で借入金等ではなく、無借金経営を続けている。よって、新規株式公開以来、株式の発行による大規模な資金調達を行ったことはない。

しかしながら、ビジネス・ブレークスルーは、今後の成長戦略として、専門分野、高い教育研修能力を持った教育機関をM&A対象とし、大学の拡大を目指すことを投資家向け説明会等で言及している。将来このよう事例が生まれた場合は、株式発行による資金調達を行うことを想定されるが、当面の間は、まず基盤を固める時期であると類推できる。しかし、同社は株式公開を果たしたとはいえ、筆頭株主は大前研一氏で過半数を超える51.63%（2010年3月末）の議決権を有している。その意味で、BBT大学は、大前氏の大学であり、あらゆる面で、大前氏への依存度が高い。

以上のような結果において、株式会社立大学の現状を見ると、私学助成を受け、大学の安定性と継続性の確保を担っているとは言い難い状況である。それに対し、学校法人会計基準において私学助成を受けることが可能であり、「学校法人貴族説」という言葉より恵まれ守られている、大学・大学院の安定性、優位性、継続性

の確保を担っていることが認められる結果といえるであろう。

第3節 株式会社の大学経営参入（公共性のダブル・スタンダードの含意）

構造改革特区の事業として、株式会社（学校設置会社）による学校経営への参入が認められることになり、既に6校の株式会社立大学が開学して様々な話題を呼んでいる。

戦後の学制改革において、私学は、国公立学校となんらの差別もなく、公教育を担うものとして正当に位置付けられるとともに、その設置者は学校法人でなければならない。これは、私学の自主性の精神を守るとともに、その公共的な性格を明確にするためで、新しい民主的学校教育制度を担う私学の基本となる制度である。株式会社立の大学を認めるということは、この私学の基本的な制度の意義を否定し、戦後確立された学校制度の秩序を根本から搖るがるものであるが、この問題について、その重要性に相応しい審議の手順が踏まれたとは言いがたい。

株式会社立大学を認めるための法的措置は、構造改革特別区域法に規定されている。学校教育法第二条で、学校は、国、地方公共団体及び「学校法人のみ」が設置できる、とされているのを、「学校法人又は株式会社（学校設置会社）」と読み替える規定である。「学校法人のみ」と定めた学校教育法には手を付けずある。特区限定の経過的措置であるが、いずれ全国展開し一般化が意図されている。この問題の審議のプロセス自体、構造改革推進本部関係の機関に委ねられ、中央教育審議会等はじめ、教育政策に責任を持つ本来的な審議機関はカヤの外である。このため、教育の重要な問題として国民の目に映る機会も少ないままに、私学の本質に係わる重要な変革が進行している。教育界は「構造改革」「規制改革」の呪縛にしばられている。現状からもこの今までいいとは限らない。

第4節 社会福祉法人会計との制度比較¹¹⁾ (図表5-4参照)

ここでは、非営利組織体の会計のうち、学校法人と同様に会計書類で基本金をもちいる社会福祉法人と対比することで、学校法人との基本金がどのように用いられているか、考察する。

社会福祉法人は、従来の公益法人に代わり、強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人として創設された経緯から、所轄による規制・監督と支援・助成が一体的に行われ、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されている。

このため、社会福祉法人会計は、事業活動を継続するために維持すべきものとして収受した寄附金で取得した基本財産等に対応するものみが基本金とされている。

一方で、学校法人が設置する私立学校は、公教育の一翼を担っている点においては変わりが

ないため、私立学校法による規制等「公共性」が求められる。一方で、学校法人は、創設者の寄附行為によって設立された法人であるため、「自主性」が尊重され、建学の精神や独自の校風が強調され、所轄庁の権限が国公立の学校の場合に比べて限定されるという特徴がある。したがって、学校法人は、社会福祉法人に比べ所轄庁による規制が弱い反面、自主性が尊重され、公的支援は社会福祉法人に比べ少ないとはいえ、このため、学校法人ではそれぞれ建学の精神にのっとった教育研究活動を行うために必要な資産を継続的に保有し、維持し続けることを担保するために、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする制度が設けられていると考察できよう。

図表5-4

	基本金(学校法人会計)	基本金(社会福祉法人会計)
根拠	学校法人会計基準第29条及び第30項1項	社会福祉法人会計基準第4章4(2)
定義	学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するため維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額	基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額を計上するものとする。
対象資産等	<ul style="list-style-type: none">学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額(第1号基本金)学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額(第2号基本金)基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額(第3号基本金)恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額(第4号基本金)	<ul style="list-style-type: none">社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額
未組入額	あり	なし

第6章 学校法人の特徴 ——公共財としての学校法人——

第1節 公共財の定義と性格

・学校法人 財の特徴¹²⁾

さらに、ここでは、学校法人という財を、公共性と言及している論文は多々見受けられているが、会計学の定義では、下記のように公共性の性格を定義している論文は見受けられなかつたため、ここでは、経済学の定義により、学校法人固有の公益性（公共性）の性格を考察する。

・経済学の定義により、学校法人固有の公益性（公共性）の性格を定義

公共財の固有の属性として、通例は、

- ・「非競合性」（non-rivalness in consumption）
- ・「非排除性」（non-excludability）

という二つの特徴がある



どちらの「側面」に強い財か？

学校法人の財の性質を鑑みると、そもそも学校とは、教育というサービスを享受する場であるため、

- ・「非競合性」…「各経済主体がある財を消費または利用したとしても、他の経済主体のその財の消費または、利用を減少させることができない」という意味である。すなわち、公共財においては、すべての経済主体のあいだに、その消費または利用による競合関係が存在せず、人々が同一の便益を享受することである。」
- ・「非排除性」…「各経済主体がある財を消費または利用したとしても、他の経済主体のその財の消費または、利用を減少させることができない」

といった性格によっているので、純粹公共財でなく、「非競合性」よりも「非排除性」の性格によった準公共財であると考えることができよう。

以上にみたように、公共財とは、非競合性と非排除性という二つの性格を持つ財であると定義することができる。このような公共財の代表

的なものとしては、外交や国防、立法、司法、警察、消防などがあげられる。これは、いわば全国的なレベルでの公共財であるといえよう。より限定的な地域レベルでの公共財としては、人が共通に利用する社会施設、一般道路、都市公園、治水施設、防衛関係施設、鉄道、港湾施設、上・下水道といったいわゆる社会資本があげられる。また、さらにここでは、公共性を保有している法人（学校法人）も以下図において分類を試みた。

また、非競合性と非排除性の2つの属性を基準として財を区分すると、一方の極にこの2つの性格を完全に保有する純粹公共財があり、他方の極にこれら2つの性格を全く持っていないもの、つまり競合性、排除性をともに持つ財としての私的財がある。そして、両者のいわば中間的な領域にこれら二つの属性を部分的に持つ財のグループが存在する。このうち非競合性と非排除性のどちらかの性質が比較的強い財を準公共財と呼ぶ。非競合性と非排除性の2つの属性を基準として財を区分する考え方は、公共財の定義の適応可能性を拡大し弾力化する上で極めて重要である。

図6-1は、非競合性と非排除性の程度に応じて財を分類、配列したものである。例えば、図6-2は、国防や伝染病予防は非競合性、非排除性の両点からみて、公共財（純粹公共財）と考えることができる。しかし、有線放送（CATV）学校法人などは、非競合性の点では、公共財の性質が強いが、排除性の点では私的財に近い。市街地の道路などは、競合性の点では、私的財に近く、非排除性の点では、公共財に近いといえる。（図6-1、図6-2を参照）

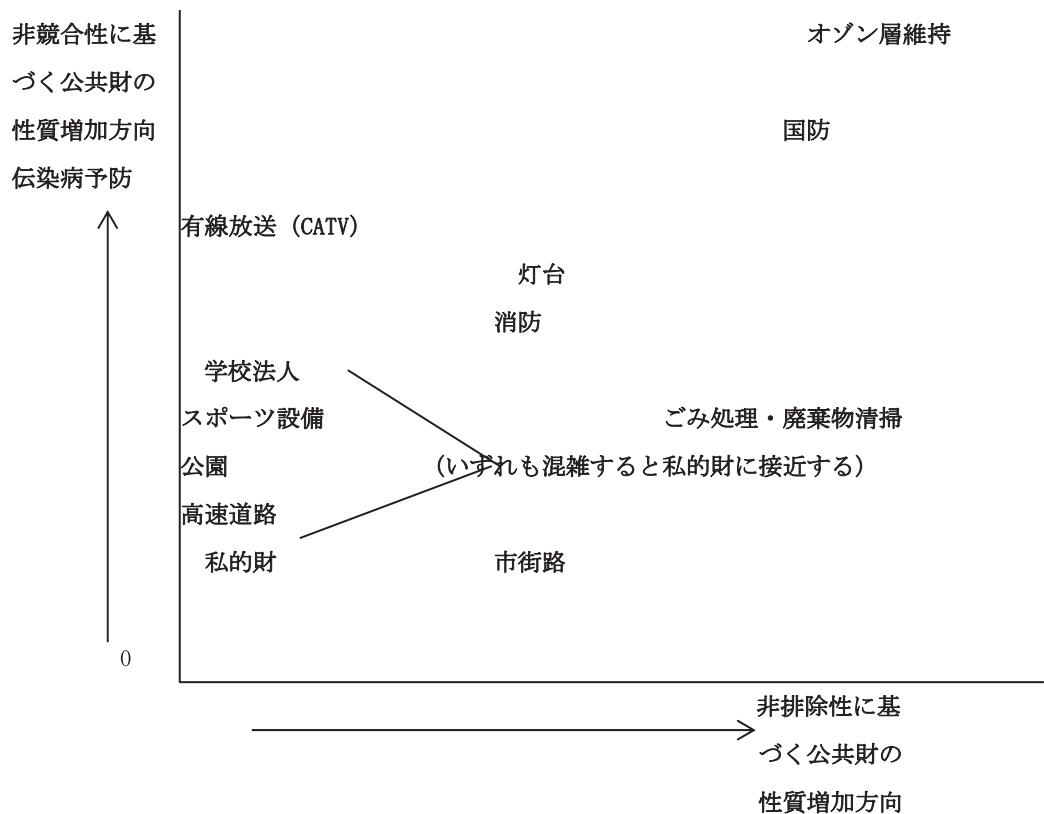
第2節 公共財の最適供給

公共財は、「非排除性」という性質と同時に「非競合性」という性質を持つことをすでに指摘した。「非競合性」を持つ財を市場は供給し得るであろうか。一般的にいえば、市場は対価が支払われる財（排除性を持つ財）については、供給の可能性を持つ。従って、競合性は少ない

図表 6-1 営利、非営利法人の性格分類

	非営利法人	営利法人
公益法人	公益法人 (民法第34条法人) 学校法人、NPO 社会福祉法人	株式会社 有限会社
公共法人	国 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人 国立大学法人	

図表 6-2 公共財の排除性と競合性の程度による分類



が、排除性を持つ財が市場で供給されることはあり得るであろう。

しかし、ある財が非競合性を持つということは、一旦、その財が供給されると、追加的消費者がその財の消費に参加する追加的コストはゼロであることを意味する。したがって、追加的消費者については、その財の価格はゼロにすべきであろう。しかし、価格をゼロにすれば、その財の供給者にとって総収入が総支出を下回ることになり、私企業として成り立たなくなる。すなわち、ここでも「市場の失敗」が生じるのである。

以上みたように、公共財の性質を保有している学校法人でも非排除性、非競合性という属性を持つ公共財であるので、市場を通じる効率的な資源配分は行われ得ない。

第7章 学校法人会計基準改正以後の学校法人会計の動向

第1節 学校法人会計基準改正の背景と目的¹³⁾

ここからは、今まで、総額表示で表現されていた学校法人会計基準が公教育を担う学校法人の経営状態について、より詳細に、社会より分かりやすく説明できる仕組みが求められたこととなった学校法人会計基準改正の目的を以下で中心に考察していく。

- (1) 学校法人会計基準は、昭和46年制定以来
 - ①私立学校の財政基盤の安定に資するもの
 - ②補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着
- (2) 一方、制定以来50年以上が経過
 - ①社会・経済状況の変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な他の会計基準の改正
 - ②私学を取り巻く経営環境の変化等を受ける公教育を担う学校法人の経営状態について、社会より分かりやすく説明できる仕組みとすることが求められている。

第1—1節 学校法人会計基準の改正の主たる趣旨（図7参照）

- (1) 平成25年1月の「学校法人会計基準の在り方に関する検討会（H24.8～H25.1）」の報告書に基づき改正をした。（「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会（H20.3～H24.3）」…論点整理）
- (2) 現状維持する部分
 - ①私立学校の特性を踏まえ、その財政基盤の安定を図る仕組み→基本金制度
私立学校は施設設備等の必要な資産の維持・充実を基本的に自前で行う。
必要な資産相当分を基本金として差し引いた上で、収支が均衡するかを見る。
 - ②私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準→資金収支計算書等
- (3) 改正の考え方
 - ①学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般に分かりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする。
 - ②学校法人の適切な経営判断に一層資するものとする。

第2節 基本金を中心とした学校法人会計基準改正を考察¹⁴⁾

(1) 学校法人会計における基本金組入

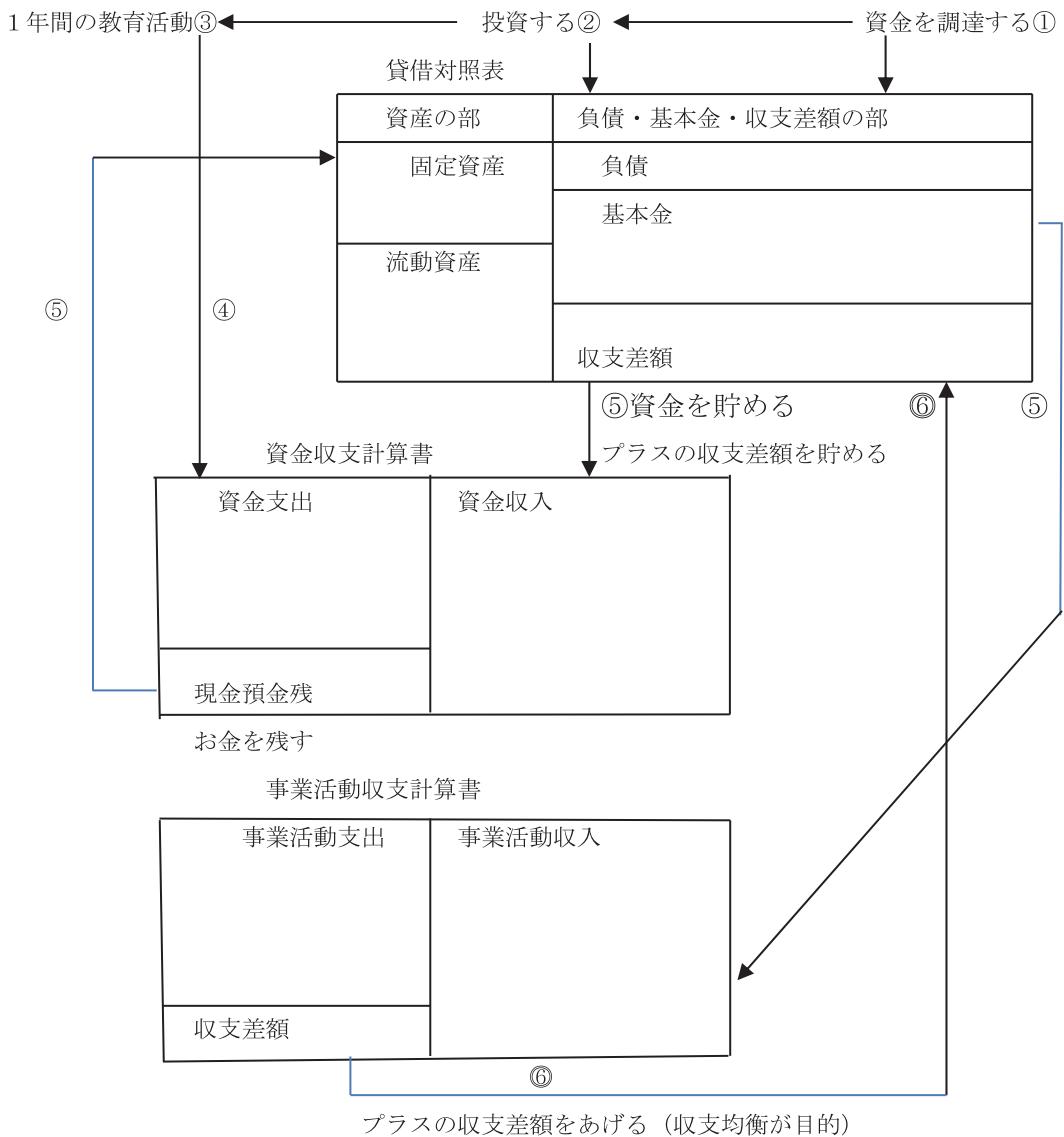
学校法人会計において活動計算書（損益計算書）に示すように、教育活動・教育外活動・特別活動に区分して、それぞれ収支差額が計算される。

また、基本金組入前収支差額が明らかにされる。

さらに、この基本金組入前 収支差額から各基本金へと組入がされる（学校法人会計基準第五号様式）。

また、当期収支差額は、貸借対照表の純資産の部における翌年度繰越収支差額へと振替られる。これは一般の企業会計で、損益計算書で算出する当期純利益が貸借対照表の繰越利益剰

図7 (改正以後) 計算書類と用語の意味 決算書の連携のながれ



上記図表7は①～⑥までの動きにより、各計算書類は作成される。

余金へ振替ると同様の計算構造である。

「利益」と「収支差額」と呼称は異なるが、サービス提供可能な資源という意味においては同様である。

このように学校法人会計では、将来において社会に還元するための資源として、各基本金が順次確保されていると考察できる。

(2) 貸借対照表との関係性

事業活動収支計算書における基本金組入額・取崩額は、図表Aに示すように貸借対照表の各基本金へ転記される。

このように、事業活動収支計算書で示された基本金組入額・取崩額は、貸借対照表の純資産の該当する基本金に加減される。

そこで、注目すべきものが、借方側に示している「第2号基本金引当特定資産」である。貸方側と借方側とのいわゆる紐付けがなされる。学校法人会計基準では、基本金組入額と特定資産の紐付けがある。

この問題をJICPAは、「本検討では、情報利用者のニーズを満たす観点から重要な情報に限定して情報提供することに主眼を置くため、純資産の拘束別区分表示と拘束の対象となる資産との紐付けは求めないと結論付けた」(JICPA)日本公認会計士協会〔2019〕『非営利組織の財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～』。p. 21)と記述している。

だが、学校法人会計は、自らが基本金として拘束するので、受託責任・社会的責任より考察すると、組み入れた基本金と特定資産の紐付けは必要と考察できよう。学校法人においては、これらの特定資産を管理・運用する受託責任・社会的責任が存在する。

その責任を、借方、学校法人会計基準の収支計算事業活動収支計算書（学校法人会計側）で見える形において開示するのが大きな意義があると考察できよう。

これらの各基本金を純資産区分に対応すると、図表Bのようになると考察できる。

第3節 令和5年度私立学校法及び私立学校振興助成法施行規則改正概要

・改正趣旨

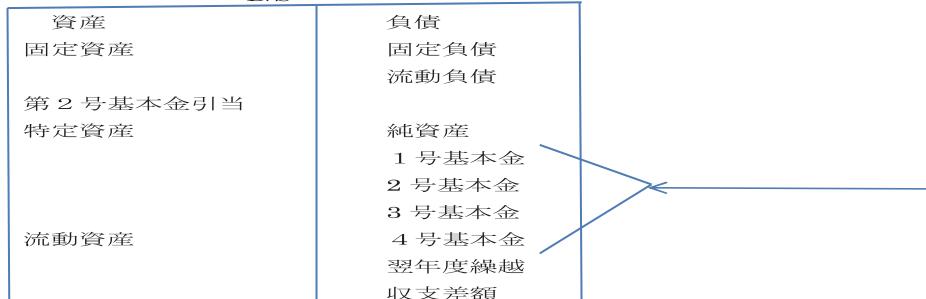
本改正においては、我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定めることとした。

・改正制度の趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主

図表 A 学校法人会計基準の貸借対照表

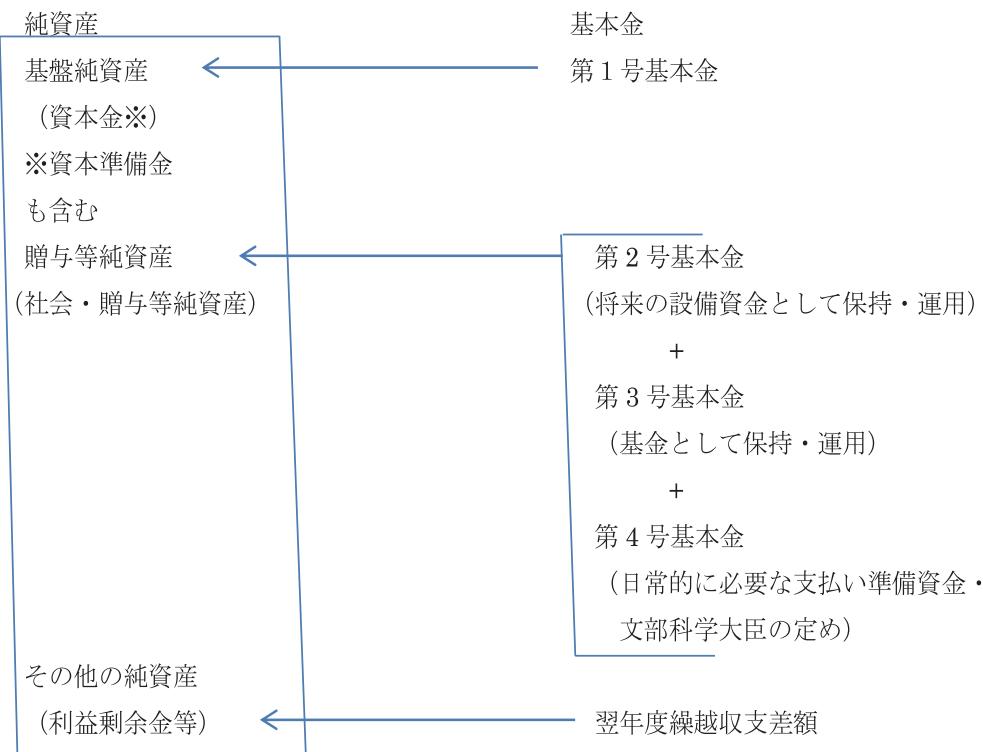
B/S



事業活動収支計算書より

基本金組入計算等	
基本金組入前収支差額	
基本金組入額	
当年度収支差額	
前年度繰越収支差額	
基本金取崩額	
翌年度繰越収支差額	

図表B 純資産と基本金との対応表



な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備するに至った。

・改正のポイント

1. 計算書類及び附属明細書

学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類、附属明細書 以下に掲げるとおりとした。

計算書類 [■貸借対照表 ■事業活動収支計算書 ■資金収支計算書 ■資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書 附属明細書 ■固定資産明細書 ■借入金明細書 ■基本金明細書]

2. 注記事項

次の計算書類には、次に掲げる事項を注記することとした。

(①重要な会計方針 ②重要な会計方針の変更
③減価償却額の累計額の合計額 ④徴収不能引

当金の合計額 ⑤担保提供資産の種類及び額 ⑥基本金未組入高 ⑦第4号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策 ⑧セグメント情報 ⑨重要な偶発債務 ⑩子法人に関する事項 ⑪学校法人の出資による会社に係る事項 ⑫関連当事者との取引 ⑬学校法人間の財務取引 ⑭重要な後発事象 ⑮前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項)

第4節 令和7年度の学校法人会計基準改正への動向¹⁵⁾

今回は、特に学校法人に対する会計制度も含めたガバナンスに焦点をあてた改正となっている。

よって、この改正は、改正私立学校法の考え方、つまり「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方より幹事会等の権限の分離をま

とめ、私学の特性に応じた形において「建設的な協働と相互牽制」を確立させようとするものである。

さらに、今まで、学校法人会計において存在していなかった内部管理体制の整備を、改正により、大臣所轄学校法人等においては、「理事等の職務執行や法人に対する寄付行為に適合することを確保するための体制の確保」を作り上げるためである。

特に、会計の側面では、今までの学校法人は、内部監査は、学校法人ごとにおいて、任意となっていたが、法律では、定められていないが、学校法人ごとに、内部監査部門を設置し、教職員が理事会の指示によって、学校の業務監査および会計監査を行っている事案が多く見受けられていた。

その結果、数校の学校法人における不祥事が発生してしまい、このようなことを防止することを目的に、本改正では、内部監査の役割、つまり規定通りに、実務が運用されずに、不正、誤謬の排除が有効に行われていない状況を把握することができるよう、また、把握した際に、直ちに、理事者に対して各部門への改善勧告を行うことができるようになり、学校の業務監査および会計監査の透明度がより増すよう拍車がかかった。

終章 結論 ——今後の在り方——

以上述べてきたとおり、最近この非営利事業の会計にも関心が向いてきているように見える。特にこれらの非営利事業の会計の中でも、学校法人会計は重要な研究テーマになっている。

そのため、本論文では、広い意味での、公共性をもった、学校法人会計を、まず、史的手法により考察し、つぎに、現実の学校法人、2つの代表的な中堅私立大学法人を代表例としてあげ、財務分析を行った。さらに、最近の株式会社立大学の動向や学校法人と同様に基本金を用いる社会福祉法人との制度比較について考察し学校法人会計基準のもとにある私立大学法人

の安定性、優位性、継続性が認められた。

また、さらに、昭和46（1971）年に、学校法人に対する国庫補助金が制定され、学校法人会計基準が施行された。特徴は、「基本金制度」、「収支の均衡」、「予算制度」の3つに代表される。学校法人会計の特有の計算過程、企業会計との比較もおこない、学校法人会計の収入は、民間企業と異なり、固定資産の取得に充てる部分やその他の資金を帰属収入から控除し、基本金に組み入れるという仕組みを作り上げ、そのうえで学校法人全体の収支が均衡することを目標とし、また、予算制度においても「学校法人の諸活動についての具体的な計画策定を行い、学校法人全体にわたる合理的な活動を行う上で欠くことのない」として、収支計算書の収入および支出の科目ごとに予算額と決算額を対比させて記載することとされている。（第9条、第18条）。という特徴を確認し、さらに学校法人会計の特徴である基本金についても、ついで、特に学校法人解散時における基本金、特に第二号基本金の問題点と特徴等及び、減価償却の問題点をも含め、あざさ監査法人の例を取りあげて考察をおこなった。

しかし、これまで50年近くの年月が経過し、この上記基準は、長期間学校法人の統一的な会計基準・会計として、広く、定着してきた。その間、数回の小さい改正はあったが、特に平成25年、平成27年に至るまで大きな改正は行われなかった。

だが、平成25年の改正において、特に、私立大学を取り巻く社会環境も著しく変化し、学校法人にはこれまでの規模拡大の志向を振り返り、教育の質の拡充や規模の縮小に及ぶまで問われるようになった。このような変化が、従前の会計計算書類のうち「消費収支計算書」より「事業活動収支計算書」へ変わることで名称ばかりでなく、基本金組入れ前後の収支も表示することになることで、基本金（制度）に対する批判や課題としてつながっている。また、平成27年の改正において、平成25年の改正をうけ学校法人の作成する計算書類等の内容がより一

般に明確に、社会より一層要求されている説明責任をより明確に果たすよう求められている。

その結果、以上のごとが平成25年の改正と平成27年の改正内容を吟味、考察することで、基本金（制度）に対する批判や今後の向けた課題と改善点が確認できた。だが、平成25年の改正において、特に、私立大学を取り巻く社会環境も著しく変化し、学校法人にはこれまでの規模拡大の志向を振り返り、教育の質の拡充や規模の縮小に及ぶまで問われるようになった。

このような変化が、従前の会計計算書類のうち「消費収支計算書」より「事業活動収支計算書」へ変わることで名称ばかりでなく、基本金組入れ前後の収支も表示することになることで、基本金（制度）に対する批判や課題としてつながった。

また、平成27年の改正において、平成25年の改正をうけ学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般に明確に、社会より一層要求されている説明責任をより明確に果たすよう求められている。

さらに、最近の令和5年度私立学校法および私立学校振興助成法施行規則改正によって、学校法人会計基準の時期改正のきっかけとなったのは、特に、数校の学校法人における不祥事がきっかけであり、このようなことを防止することを目的に、内部監査の役割、つまり規定通りに、実務が運用されずに、不正、誤謬の排除が有効に行われていない状況を把握することができるよう、また、把握した際には、直ちに、理事者に対して各部門への改善勧告を行うこと

ができるようになった。

そして、会計基準制定より、今日の改正に至るまでの動向において、今まで、総額主義で表現されていた会計基準、計算書類から、企業会計基準の考え方を導入することで、学校法人の内訳をより詳細に表現することが可能となつた。

さて、本論文では、深くふれられなかつた基本金の内訳には、減価償却費と基本金、取崩し、組み入れ2重負担などの基本金の特性並びに、また、さらに、学校法人会計の性格いわゆる「二重の安全装置」と評されている会計の仕組みなどの問題点をも明白にする作業等が多々残つてゐる。さらに、修士論文では取り上げられなかつたテーマ、学校法人における資産運用、資金調達についても研究課題として、取り上げ。また、学校法人会計、および一般の企業会計の金商法の規制の対象である金融派生商品会計との比較等も仮説考察し、財務分析を行うことで、独特の学校法人会計を、特に学校法人における資産運用、資金調達、寄附行為等及びこれに基づく関連諸規程等に則り、各学校法人会計の今後の在り方および学校法人の経営ノウハウについて、新たな知見を考察する計画である。

そして、さらに、学校法人会計だけでなく基本会計についても以上より、数多くの研究の対象が残されているのが現状であるので、さらなる課題として、研鑽を積んでゆく所存であります。

注

- 1) 高橋吉之助・村山徳五郎（1969）「学校法人会計基準（案）逐条解説（1）」『産業経理』第29巻第10号産業経理協会
- 2) 高橋吉之助・村山徳五郎（1969）「学校法人会計基準（案）逐条解説（続）」『産業経理』第29巻第11号産業経理協会
- 2) 和田義博（2005）「行政改革と会計」——公会計、公益法人会計、学校法人会計の理論と実務——明治大学大学院会計職研究科特別講

義 明治大学

会田一雄（1985）「学校法人会計の計算構造」

『産業経理』第45巻第1号pp. 36～45産業経理協会

3) 図表2-1とは、第2章 図表1である。例えば図表3-3-1は第3章 第3節 図表1である。以下の作図表でも同様の意味である。

4) 田中敬文「私大経営と基本金～鍵握る第2号基本金の分析～」『アルカディア学報』第38

号日本私立大学協会, 2001年

梅田守彦 (2013) 「基本会計についての若干の考察～学校法人会計基準の諸問題に関する検討について（課題整理）に沿って」, 『中京経営研究』, 第22巻, 第1・2号, pp. 49 ~ 57, 中京大学.

高橋一利 (2014) 「学校法人会計基準に関する課題と改善——第1号基本会計を中心とした『大学アドミニストレーション研究』, 第5号, pp. 31 ~ 45, 桜美林大学

千葉 洋 (2004) 「学校法人会計基準における基本会計概念の意義」『南山経営研究』第10巻 第2号 pp. 89 ~ 101, 南山大学.

5) 矢部孝太郎 (2013) 「学校法人会計における基本会計, 減価償却および消費収支均衡の意義」『大阪商業大学論集』第7巻第3号, pp. 60

6) 学校法人はその設置する私立学校に必要な施設及び、設置または設備又はこれに有する資金ならびにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有していなければならない。

7) 黒木 淳編著 (2019) 『公会計テキスト』 pp. 3 ~ 14, 中央経済社.

東京経済大学, 高千穂大学法人 (2022年度) 事業報告書

8) 東京経済大学, 高千穂大学法人 (2022年度) 事業報告書

9) 文部科学省, 学校法人会計基準の諸課題に関する検討会 [2012a] 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について, 課題の整理,」3月30日.

国立大学法人会計基準等検討会議 [2003] 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書 3月5日改訂 [2007] 12月12日.

10) 吉田 文「米国の株式会社立大学は日本での先例になるのか疑問」『週刊教育資料』2005年10月10日号
読売新聞「特区の学校 理想は「良質」&「黒字」」, 2005年7月30日
山田礼子「株式会社立大学で先を行くアメリカの現況」『カレッジマネジメント』124号, 2004年
丸山文裕『私立大学の経営と教育』東信堂, 2002年
村上孝弘 (2008) 「株式会社立大学成立史序説」『大学行政管理学会誌』第11号 (2007年度), 63-9頁.
村上孝弘 (2009) 「大学の規制改革と株式会社立大学の展開」『大学行政管理学会誌』第12号 (2008年度), 59-65頁.

中島真澄 (2005) 「アメリカ株式会社立大学の分析的検討——財務比率を中心とした『福島学院大学研究紀要』第37集, 107-23頁.

中島真澄 (2007) 「アメリカ株式会社立大学の財務報告ファクターについての実証研究」『年報経営分析研究』第23号, 109-23頁.

11) 白山真一 編著 (2024) 『非営利会計論15講』新世社

中田ちづ子編著 (2020) 『非営利法人の税務と会計』大蔵財務協会

石津寿恵編著 (2023) 『非営利組織会計の基礎知識』白桃書房

国見真理子著 (2016) 「社会福祉法人の会計制度の変遷に関する一考察——2016年社会福祉法改正を踏まえて」『田園調布学園大学紀要』第11号 pp. 95 ~ 111

12) Anthony B. Atkinson · JosePh E. Stiglitz 『Lectures on PUBLIC ECONOMICS』 LECTURE SIXTEEN pp. 482~487. McGRAW-HILL, 1979
柴田弘文, 柴田愛子著『公共経済学』東洋経済新報社, pp. 143
J. E. Stiglitz, Economics of the Public Sector. 2nd ed chapter. 3 & 4
(藤下史郎訳 (1996) 『公共経済学 (上)』東洋経済新報社)

13) 矢部孝太郎 (2012) 「学校法人会計基準上の会計計算構造についての一考察」, 『大阪商業大学論集』第8巻第1号 (通巻165号) pp. 29 ~ 46, 大阪商業大学
吉武毅人 (2018) 「学校法人会計基準の改正による財務諸表の変遷」『第一薬科大学研究年報』34, pp. 38 ~ 49, 第一薬科大学

14) 牛尾即文 (2013) 「学校法人会計基準の見直しの背景と改正のポイント」『会計・監査ジャーナル』No. 695, pp. 46 ~ 50, 第一法規株式会社
吉武毅人 (2018) 「学校法人会計基準の改正による財務諸表の変遷」『第一薬科大学研究年報』34, pp. 38 ~ 49, 第一薬科大学
渡邊 徹 (2005) 「基準の一部改正と基本会計計算の問題点」『経理情報』No. 109, pp. 43 ~ 49, 中央経済社.
和田義博著 (2005) 「行政改革と会計」——公会計, 公益法人会計, 学校法人会計の理論と実務——明治大学大学院会計職研究科特別

講義、明治大学
日本公認会計士協会（JICPA）[2019]『非営利組織の財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～』. p. 21
15) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会報

告書
濱本明編著（2023）『非営利組織の内部統制不正事例』同文館出版
監査法人ユウワット会計社編（2024）『非営利法人の会計と監査』中央経済社

参考文献

会田一雄（1985）「学校法人会計の計算構造」『産業経理』第45巻第1号, pp. 36～45, 産業経理協会.

あづさ監査法人編（2019）『学校法人会計の実務ガイド（第7版）』中央経済社.

市田浩三（2004）「学校法人のキャッシュ・フロー計算書」『京都マネジメント・レビュー』第6号, 2004年12月.

稻垣富士男（2003）「学校法人会計の企業会計化」『産業経理』第61巻第1号, pp. 4～13, 産業経理協会.

Anthony B. Atkinson・JosePh E. Stiglitz『Lectures on PUBLIC ECONOMICS』LECTURE SIXTEEN pp. 482～487. McGRAW-HILL 1979.

内倉 滋（1986）「学校法人会計基準の批判的検討～基本金の問題を中心として」『産業経理』第46巻, 第2号, pp. 52～78, 産業経理協会.

牛尾即文（2013）「学校法人会計基準の見直しの背景と改正のポイント」『会計・監査ジャーナル』No. 695, pp. 46～50, 第一法規株式会社.

梅田守彦（2013）「基本金についての若干の考察～学校法人会計基準の諸問題に関する検討について（課題整理）に沿って」『中京経営研究』, 第22巻, 第1・2号, pp. 49～57, 中京大学.

梅田守彦著（2019）「学校法人会計基準制定直前の私立大学財政に対する文部省のスタンスについて」『中京企業研究』41号, pp. 1～18, 中京大学

翁長良禎（1998）「学校法人会計基準の問題点～基本金、減価償却及び消費収支額をめぐって～」『商経論集』, 第27巻, 第1号, pp. 65～79, 沖縄国際大学.

加藤伸二（2009）「学校法人委員会研究報告第13号『キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言』について」『学校法人』第32巻5号, 2009年8月.

片山 覚（1986）「私大財政の現状に関する分析～フローとストックの側面から～」『早稲田商学』第314・315合併号, pp. 67～88, 早稲田大学.

片山 覚（2011）「学校法人会計基準の現状と課題」『会計』第179巻, pp. 28～43, 森山書店.

黒木 淳編著（2019）『公会計テキスト』pp. 3～14, 中央経済社.

小藤康夫著（2007）「私立大学の財政赤字をめぐる2種類の解釈——よい財政赤字と悪い財政赤字」『専修ビジネスレビュー』vol. 2, No. 1, pp. 19～36, 専修大学

篠田隆行（2020）「私立大学の経営行動からみる予算制度の実態と課題」『富山短期大学紀要』第56巻, pp. 89～103, 富山短期大学

杉野泰雄著（2019）『わかる使える学校法人会計テキスト』中央経済社.

柴田弘文, 柴田愛子著『公共経済学』東洋経済新報社, pp. 14

J. E. Stiglitz, Economics of the Public Sector . 2nd ed chapter. 3 & 4 McGRAW-HILL, 蔡下史郎訳『公共経済学（上）』東洋経済新報社, 1996年

高橋吉之助・村山徳五郎（1965）「学校法人会計基準について」『会計』第87巻第6号, pp. 1023～1044, 森山書店.

高橋吉之助・村山徳五郎（1969）「学校法人会計基準（案）逐条解説（1）」『産業経理』第29巻第10号, 産業経理協会.

高橋吉之助・村山徳五郎（1969）「学校法人会計基準（案）逐条解説（続）」『産業経理』第29巻第11号, 産業経理協会.

高橋吉之助（1976）「学校法人会計基本金をめぐる問題」『産業経理』第37巻第5号, 産業経理協会.

高橋一利（2014）「学校法人会計基準に関する課題と改善——第1号基本金を中心について」『大学アドミニストレーション研究』第5号, pp. 31～45, 桜美林大学

千葉 洋（2004）「学校法人会計基準における基本金概念の意義」『南山経営研究』第10巻, 第2号, pp. 89～101, 南山大学.

千葉 洋（2012）「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書』『成城・経済研究』第198号, pp. 17～34, 成

城大学

土田三千雄 (1966) 「私学と会計」『企業会計』第18巻第11号, pp. 29 ~ 35, 中央経済社

土田三千雄 (1970) 「資金理論と私学会計の現理」『青山学院大学経営論集』第4号, pp. 1 ~ 11, 青山学院大学。

中野嘉輔 (1974) 「学校法人会計～基本会計概念を中心として～」『企業会計』第26巻4号, pp. 95 ~ 103, 中央経済社。

日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告書第15号, 「基本会計に係る実務上の取り扱いに関するQ&A」2014年。

西野芳夫 (2010) 「学校法人会計基準再考」『産業経理』第70巻, 第2号, pp. 4 ~ 16, 産業経理協会。

文部省, 文部省令第18号 [1971] 「学校法人会計基準」4月1日

文部科学省, 学校法人会計基準の諸課題に関する検討会 [2012a]

「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について, 課題の整理」3月30日。

文部科学省, 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2012b] 8月7日。

国立大学法人会計基準等検討会議 [2003] 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書 3月5日改訂 [2007] 12月12日。

日本私立学校振興・共済事業団, 学校法人活性化・再生研究会 [2007] 「私立学校の経営革新と経営困難への対応」——最終報告——8月1日。

日本公認会計士協会, 学校会計委員会 [1976] 「学校法人会計基準の問題点について」10月12日。

日本会計学会スタディグループ (1969) 「学校法人会計の基本問題～中間報告～」, 『会計』, 第96巻, 第2号, pp. 279 ~ 294, 森山書店。

西土純一 (2003) 「学校法人会計における基本会計の再検討」『産業経済研究』第43巻, 第4号 pp. 635 ~ 662, 久留米大学。

林 直嗣 (2014) 「学校法人会計基準と大学の健全経営=企業会計及び国立大学法人会計との比較分析= (上)」『経営志林』第51巻2号, pp. 1 ~ 16, 法政大学経営学会

林 直嗣 (2014) 「学校法人会計基準と大学の健全経営=企業会計及び国立大学法人会計との比較分析= (下)」『経営志林』第51巻3号, pp. 1 ~ 15, 法政大学経営学会

林 兵磨著 (2017) 「学校法人会計基準を巡る検討～基本会計を巡る議論を中心に～」『常葉大学経営学部紀要』第4巻第2号, pp. 37 ~ 49,

常葉大学

古谷晶子・浅田孝幸 (2004) 「学校法人会計の研究制度会計からの課題と解決方法について」『大阪大学経済学』第54巻第2号, pp. 159 ~ 173, 大阪大学経済学研究科。

藤木潤司 (2014) 「学校法人会計に基づく計算書類の特徴」『龍谷大学経営学論』第53巻第4号 pp. 37 ~ 51, 龍谷大学。

細田 哲著 (1985) 「学校法人会計の問題点について (I) 特に消費収支計算書および基本会計組入計算に関するQ&A」『城西経済学会誌』第20巻第3号, pp. 1 ~ 18, 城西大学

増田正志編 (2019) 『学校法人会計入門 (第8版)』税務経理協会。

丸山文裕 (2002) 「私学経営を取り巻く環境」『相山女学園大学研究論集』第33号, pp. 103 ~ 114, 相山女学園大学

峯岸正教著 (2009) 「学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入に関する一考察——資金収支計算書との関係を中心に——」『埼玉学園大学紀要』9. 経営学部篇, pp. 115 ~ 124, 埼玉学園大学

宮本匡章 (2002) 「学校法人会計へのアプローチ」『企業会計』第54巻第3号, pp. 4 ~ 11, 中央経済社。

村山徳五郎 (2002) 「特別寄稿 学校法人会計基準の行方」『JICPAジャーナル』No. 563, pp. 45 ~ 48, 第一法規出版。

森重 栄 (2003) 「特別寄稿 学校会計のありかたについて」『JICPAジャーナル』No. 579, 第一法規出版。

文部科学省高等教育局私学部参事官付 (2015) 『学校法人会計基準について』文部科学省NEXT. (http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/_pdf/s53_1.pdf).

山本 誠 (2012) 「学校法人会計における基本会計の構造と問題点」『大阪商業大学論集』, 第8巻, 第1号, (通巻165号), pp. 1 ~ 12, 大阪商業大学。

山本公敏著 (2018) 「子ども・子育て支援新制度における就学前施設の経営と会計基準」『常葉大学経営学部紀要』第5巻, 第1・2号, pp. 79 ~ 89, 常葉大学

矢部孝太郎 (2012) 「学校法人会計基準上の会計計算構造についての一考察」『大阪商業大学論集』第8巻第1号 (通巻165号) pp. 29 ~ 46, 大阪商業大学。

有限責任監査法人トーマツ (2022) 『やさしくわか

る学校法人の経営分析』同文館出版

吉武毅人 (2018) 「学校法人会計基準の改正による財務諸表の変遷」『第一薬科大学研究年報』34, pp. 38 ~ 49, 第一薬科大学

渡邊 徹 (2005) 「基準の一部改正と基本金計算の問題点」『経理情報』No. 109, pp. 43 ~ 49, 中央経済社.

和田 聰著 (2009) 「学校法人会計における基本金の機能——第1号基本金を中心に——」『経済経営研究所年報』第31集 pp. 69 ~ 80, 関東学院大学

和田 聰著 (2010) 「学校法人会計における基本金の問題点——拡大コストを組み込んだ消費収支計算——」『経済経営研究所年報』第32集 pp. 138 ~ 145, 関東学院大学

和田義博著 (2005) 「行政改革と会計」——公会計, 公益法人会計, 学校法人会計の理論と実務——明治大学大学院会計職研究科特別講義, 明治大学

渡部芳栄 (2005) 「大学法人の財務分析」『東北大大学院研究科研究年報』第54集・第1号 pp. 157 ~ 75, 東北大学

日本会計研究学会スタディ・グループ「報告目的と計算体系」『学校法人会計の基本問題（中間報告）』日本会計研究学会, 1970

日本会計研究学会スタディ・グループ「予算制度と監査・予算原則・予算監査」『学校法人会計の基本問題』日本会計研究学会, 1973

国立学校特別会計研究会編『国立学校特別会計のあゆみ——国立学校特別会計十年史』第一法規出版, 1976

国立学校財務センター財務システム研究チーム編『国立大学財務システム改革の課題——会計システムを中心にして』『大学の設置形態と財務に関する比較研究』国立学校財務センター, 2001

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい国立大学法人像について（最終報告）」文部科学省, 2002

会計事務研究会編『国立学校会計事務必携（第六次改訂）』第一法規出版, 2003

間瀬泰尚「国立大学の財政, 財務に関する総合的研究」『国立学校財務センター研究報告』第8号, 2003

新日本監査法人編『よくわかる国立大学法人会計基準』白桃書房, 2004

内藤武史「学校法人の財務分析——2007年問題を控えた大学の財務」『DIR Market Bulletin』Vol. 8, 大和総研, 2006

若林洋夫「私立大学の経営と財務——立命館の事例を踏まえ」『大学財務経営研究』第3号, 国立学校・財務センター, 2006

堀 雅晴「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証」『立命館法学』316号, 立命館大学法学会, 2007

両角亜希子「私立大学における施設整備と資金調達」『国立大学法人化後の財務経営に関する研究』国立大学財務・経営センター, 第10号, 2007

中田ちづ子編著 (2020) 『非営利法人の税務と会計』大蔵財務協会

石津寿恵編著 (2023) 『非営利組織会計の基礎知識』白桃書房

監査法人ユウワット会計社編 (2024) 『非営利法人の会計と監査』中央経済社

白山真一 編著 ((2024) 『非営利会計論15講』新世社

小藤康夫著 (2021) 『私立大学の会計情報を読む——成長の源泉をもとめて——』創成社

非営利法人会計研究会編 (2013) 『非営利組織体の会計・業績および税務——理論・実務・制度の見地から』関東学院大学出版会

山口善久著 (2021) 『学校法人会計基準逐条解説』学校経理研究会

杉山学編著 (2003) 『非営利組織体の会計』中央経済社

齋藤力夫編著 (2016) 『学校法人財務諸規程ハンドブック』学校経理研究会

齋藤力夫編著 (2019) 『学校法人会計入門』中央経済社

齋藤力夫編著 (2019) 『学校法人会計のすべて』税務経理協会

増田正志著 (2020) 『国立大学法人会計実務入門』税務経理協会

梅田守彦著 (2023) 『学校法人会計基準に見る私立大学政策』同文館出版

濱本明編著 (2023) 『非営利組織の内部統制不正事例』同文館出版

有限責任監査法人トーマツ編 (2019) 『Q & A学校法人の新会計実務』第一法規株式会社

実藤秀志著 (1994) 『学校法人ハンドブック』税務経理協会

長谷川哲嘉著 (1994) 『非営利会計における収支計算書』国元書房

柴健司編著 (1994) 『公共経営の変容と会計学の機能』同文館出版

リースに関する法人税制のあり方 ——使用権資産認識を検討——

与 喜 多 麗 愛

Proposal for Leasing Tax System

Rea Yogita

Abstract

The purpose of this study is to clarify whether the right-of-use approach adopted in the new lease accounting standards should also be adopted in the lease tax system.

Traditionally, lease treatment has often focused on the lessee's treatment, but this study first establishes a tax system for the lessor and then considers additional tax measures that take into account the relationship between the lessor and the lessee.

This study argues that a tax system for lease income accruing to the lessor should be created in the "lease tax system," and then additional tax measures should be implemented to prevent problems between the lessor and the lessee. Because the lessor's lease income should be the subject of taxation when taxing lease transactions based on the substance of the transaction, we adopted the approach of first considering the lessor's tax system.

Looking at the development of leasing regulations under tax law, even if a transaction is legally a lease, if the economic substance of the transaction is deemed to be a sale, it should be treated as a sale.

A consistent feature of these regulations is a substance-first approach that emphasizes economic substance when considering taxation.

Currently, lease transactions are classified as sales and purchases and leases of money. Under the corporate tax system, the lessor generally treats the leased asset as a sales transaction, recording the transfer price and the transfer cost at the time of delivery and recognizing the difference as a capital gain or loss.

However, because the lessor's income is the interest income for the lease period and not a capital gain, even transactions like finance leases, which are considered to be sales and purchases in economic substance, are considered "sales and purchases and finance" rather than simply "sales and purchases."

In asset leasing, where the legal form and economic substance differ, lease income for the lessor

is considered to be “the collection of the total amount equivalent to the purchase price of the leased asset (principal amount) and interest,” and therefore is considered to be “finance.”

This can be considered the collection of a loan receivable and interest income, and finance leases should be treated as asset sales and purchases, with the sale and purchase transaction converted into a financial transaction.

This study proposes that in the case of lease transactions that are treated as sales and purchases, a method that combines “sales and purchases” and “financial” should be adopted, utilizing the lessor’s treatment in corporate accounting, which is a system for recognizing interest on loan receivables, and recognizing the loan at the start of the lease by the lessor.

Therefore, the conclusion of this study is that treating all transactions as a single transaction on the balance sheet using the right-of-use approach cannot be said to be appropriate information disclosure, and therefore the right-of-use approach should not be adopted in the leasing tax system.

Treatment should reflect the economic reality of each, distinguishing between lease transactions that are treated as sales and lease transactions that are treated as rents of money, and incorporating the “financial” aspect.

要 旨

本研究の問題は、新リース会計基準で採用された使用権アプローチを、リース税制においても採用するべきか明確にすることである。

従来、リースの取り扱いは賃借人の処理に注目されることが多いが、本研究では、さきに賃貸人の課税制度を整備し、その後賃貸人と賃借人との関係を考慮した追加的な課税措置を検討する。これは、『リース税制』¹⁾において、「賃貸人に生ずるリース料収入に対しての課税制度を創り、つぎに賃貸人と賃借人に問題が生ずることのないよう追加的に課税関係への措置を行うべき」と論じており、取引の実態に即してリース取引に課税を行う場合に課税の対象とするべきものは賃貸人のリース料収入であるため、さきに賃貸人の課税制度を検討する方法を採用した。

税法上のリース規制の展開を俯瞰すると、法形式上は賃貸借であっても、取引の経済的実態が売買とみなされるときには、売買があったものとして処理するとして、規制が展開してきた。この規制のなかで一貫しているのは、経済的実質を重視して課税関係をとらえる、実質優先思考といえる。

現在、売買とされるリース取引と金銭の賃借とされるリース取引に区分され、法人税制における賃貸人の原則的取り扱いは、リース資産の引き渡しの時に譲渡対価の額と譲渡原価の額を計上し、その差額として譲渡損益を認識する売買取引としての取り扱いを採用している。

しかし、賃貸人における益金の性質がリース期間の利息相当額であり、益金を譲渡益としないことから、ファイナンス・リース取引のように経済的実態が売買とみなされる取引であっても、単なる「売買」ではなく、「売買と金融」であると捉える。このように資産の賃貸借のうち、法的形式と経済的実態が異なるリース取引については、賃貸人におけるリース料収入の内容が「リース資産の購入代価（元本相当額）と利息相当額の合計額の回収額」であることから、基本的には「金融」であると考えられる。これは、貸付金債権の回収と受取利息と捉えることができ、ファイナンス・リースは資産の売買取引と、その売買取引を金融取引に転換したものと取り扱うべきであ

る。本研究では、売買とされるリース取引の場合、貸付金債権の利息を認識する仕組みである企業会計上の賃貸人の取り扱いを活用し、リースの開始日に賃貸人において貸付金を認識する、「売買」と「金融」を併せた方法を採用すべきと考える。

したがって、本研究の結論としては、どのような取引も一括して使用権アプローチでオンバランス処理を行うのは、適切な情報開示を行っているとは言えないため、リース税制において使用権アプローチを採用すべきではない。

それぞれの経済的実態を反映した取り扱いを行い、売買とされるリース取引の場合と、金銭の賃借とされるリース取引の場合に、区分し「金融」としての側面を取り入れた、取り扱いを行うべきである。

キーワード：ディスクロージャー、フルペイアウト、中途解約、セールアンドリースバック、サブリース、実質優先思考、ASBJ、ROA

目 次

第1章 はじめに

第1節 研究の背景

第2節 研究の問題意識

第3節 研究の目的と方法

第4節 先行研究

第5節 本論文の構成

第2章 リースの会計基準と税制

第1節 会計制度と税制

第2節 リースに関する会計基準の沿革

第1項 1998年「商法計算書類規則」の改正

第2項 1994年「旧リース会計基準」の制定・適用開始

第3項 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等〔2007年〕

第3節 リースに関する税制の沿革

第1項 1968年最高裁判所判決 昭和43年8月27日言渡

第2項 1978年昭和53年直法2-19（例規）・直所3-25（国税庁通達「53年通達」）

第3項 1988年昭和63年直法2-7（例規）・直所3-7・査調4-5（国税庁「63年通達」）

第4項 1998年平成10年法人税法施行令136の3

第5項 2008年平成19年法人税法令64の2

第6項 現在の取り扱い

（1）売買とされるリース取引

（2）金銭の賃借とされるリース取引

第7項 まとめ

第4節 新リース会計基準

第1項 オンバランス化

第2項 リース定義の拡大

（1）リース契約の識別の検討

（2）リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

第3項 リース期間の定義の変更

第4項 BS・PLの財務悪化の影響

第5節 まとめ

第3章 連結内取引と税務の対応

第1節 親子会社間の不動産リース

第2節 税法上の対応

第4章 結論

第1章 はじめに

第1節 研究の背景

2024年9月に、ASBJ（企業会計基準委員会）は、オペレーティング・リース取引を含むリースについて、資産及び負債を認識することを規定する会計基準第34号「リースに関する会計基準」を公表した。

この基準はIASB（国際会計基準審議会）が公表する国際財務報告基準第16号「リース」（以下、IFRS16）と整合する内容となっている。ASBJは2027年4月から新基準を強制適用すると発表した。

発表されてからわずか2年あまりであり、対応に向けての作業時間が少ない。

また、新たなリース会計基準が公表された

2024年以降、新基準に対応したシステムやソフトウェア、企業向けコンサルティングなど関連ビジネスに関心が高まっている。固定資産に特化した会計システムの開発会社であるプロシップでは、新リース会計に関するオンラインセミナーに、それまでの5倍に当たる500人余りの人たちが集まる盛況ぶりである。²⁾

では、これほどの注目度があるのは、なぜなのか。新リース会計基準は旧基準とどの程度変わるのであるのか。税制はどのように対応するだろうか。これらが論文執筆に至った背景である。

第2節 研究の問題意識

本研究の問題意識は、「新リース会計基準で採用された使用権アプローチを、リース税制においても採用するべきか。」にある。

日本において、リースは事務処理の簡便性、賃貸借処理でのオフバランス、物融の形をとる新たな金融手段としての利用など、様々なメリットから実務に広く採用されてきた。

会計基準変更³⁾により所有権移転外ファイナンス・リースが原則売買処理に変更されたことから、オペレーティング・リース取引の範囲が拡大し実務で賃貸借処理が求められている。

また、傘下に複数の企業を抱える企業グループでは、日常的に親会社と子会社、子会社同士の賃貸借取引が行われている。

例えば、親会社が保有する物件に、子会社が入居する場合を考えてみる。これまでこうした契約は、賃貸借契約として行われてきたため、子会社が支払う家賃と親会社の家賃収入とは当たり前だが同じであった。

しかし、新リース会計基準の適用でこの構図は大きく変わる。親会社からすれば引き続き賃貸借契約でも、子会社は新基準にしたがって処理しなければならない。そうなると子会社側の決算では賃借物件の費用を、使用権資産の減価償却費と支払利息という名目で計算することになる。

それに対し親会社が認識するのは従来どおりの家賃で、賃貸期間は一定の金額となる。

つまり、同じ期間、同じ物件であるにもかかわらず、親会社と子会社とで費用と収益の額が食い違うことになる。

金融商品取引法会計において新たな会計基準が発出された際に、会社法会計においても、税法においても、これに対応する動きがある。

したがって、税制は会計基準の改正に伴い、会計基準に対応するための改正が予想される。

第3節 研究の目的と方法

現在、高齢社会の影響からサブリース、セルアンドリースバックによる物件不動産のリースが増えている。また、このようなビジネスモデルが発端に起こるトラブルも増えている。

ゆえに、新リース会計基準、これに対応するリース税制に、多くの注目が集まっている。

以上のことから、本研究の目的は、新リース会計基準とリースに関する税制の在り方を今いちど確認し、リース取引の経済的実態が「金融」の側面を有していることを論証し、リース税制において使用権アプローチを採用するべきかを明らかにする。

第4節 先行研究

本研究では、以下の著書を先行研究として考察を展開していく。

朝長英樹、大塚直子、新沼潮、池田祐介『リース税制』法令出版〔2012〕、井上雅彦『改正リース会計の手引き公開草案対応版』税務経理協会〔2023〕では、現在のリース法人税制の取引の形式別での取り扱いが法的形式、または経済的実態を重視した場合のそれぞれ述べられているため、問題点を挙げ、解決へ向けての考察を展開していく。

加藤久明『現代リース会計論』中央経済社〔2007〕、有限責任監査法人トーマツ、神谷陽一、宗延智也『実務解説 新リース会計基準のすべて』中央経済社〔2025〕、佐藤行弘、河崎照行、角ヶ谷典幸、加賀谷哲之、古賀裕也『リース会計制度の経済分析』中央経済社〔2018〕、菱山淳〔2024〕「リースに関する会計

と税務」、公益社団法人リース事業協会「リース事業協会50年史」[2021]、「特集新リース会計の衝撃」『週刊東洋経済社』第7214号[2025]では、旧会計基準と新会計基準での違いや、新会計基準の実務においての取り扱いが述べられているため、新会計基準に対して税制がどのような対応を行うべきかを考察していく。

『リース税制』⁴⁾では賃貸人に生ずるリース料収入に対しての課税制度を創り、つぎに賃貸人と賃借人に問題が生ずることのないよう追加的に課税関係への措置を行うべきと論じている。

リースの取り扱いは賃借人の処理に注目されることが多いが、前述したように「リース税制」では賃貸人の処理をさきに検討している。この点で、多くの研究とは、軸になる観点が異なるため、新たな考察が展開できると期待し、先行研究として採用した。

本研究においても、まずは賃貸人に生ずるリース料収入を中心とし、課税をどのように行うのかリース取引の実態を反映させた制度を検討する。その制度をつくる上で、使用権アプローチを活用するべきかの考察を展開していく。

第5節 本論文の構成

序章では、会計上のリース取引、法人税法上のリース取引の沿革を調べ、当時の社会の状況を鑑み、どのような影響から改正に至ったのかを検討する。

そして、2024年（令和6年）9月13日に公表された新リース会計基準等（企業会計基準第34号、企業会計基準適用指針第33号）の概要を確認する。

サブリース、セールアンドリースバックによる物件不動産のリース、親会社、子会社間のリース取引を、旧基準と新基準での差異を検討する。

つぎに、リース契約の識別を行う。まずは契約がリースを含むかどうかを検討する。その契約は複数で結合して単一の契約として会計処理を行うのか、結合せず区分して会計処理を行うのかを検討する。

財務諸表の影響を考える。

具体的な企業を挙げ、BS、PLそれぞれ影響額を算定する。

さいごに、適用される新リース会計基準にいかにして対応するか。

今後、公表されるであろうリース税制はどのように対応するかを予測し、対応策を提案する。

第2章 新リース会計基準

第1節 会計制度と税制

わが国の会計制度及び税制は、トライアングル体制と言われており、会計制度と税制が密接な関係にある（図1参照）。

法務省は、会社法を実施する等、会社法会計を司る日本の行政機関である。会社法会計は、会社法に基づいて、すべての会社を対象に、債権者保護を目的として遂行される会計をいう。

金融庁は、金融商品取引法会計を司る日本の行政機関である。また、金融庁はASBJ基準を指定する機関でもある。金融商品取引法会計は、金融商品取引法に基づいて、上場企業を対象に、投資家保護を目的として遂行される会計である。

金融商品取引法は、上場企業などに対して「財務諸表」を含む「有価証券報告書」の作成、金融庁への提出、会計監査人による財務諸表の会計監査を義務付けている。

財務省は、税法を司る日本の行政機関である。

税法は、税の納付に関する国と国民との間の法律関係を規定する公法⁵⁾であり、すべての会社を対象に、課税を目的として実施される。

これら法務省の会社法会計、金融庁の金融商品取引法会計、財務省の税法の3つがトライアングルに機能している。

わが国の会計基準の設定は、財務大臣の諮問機関である企業会計審議会が担っていたが、2000年代以降は、民間団体が設立したASBJが中心的な役割を担い、わが国の会計基準を国際的な会計基準であるIFRSと調和させていく方向で会計基準の開発が進められている。

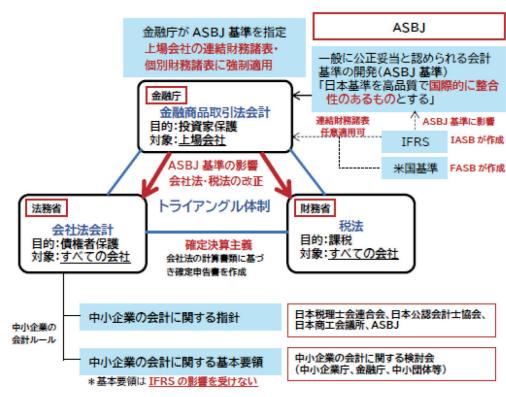


図1 トライアングル体制と日本の会計制度⁶⁾

これらのように、金融商品取引法会計において新たな会計基準が発出された際に、会社法会計においても、税法においても、これに対応する動きがある。

また、リースにおいても会計基準と税制の調整を図るために、国税庁において、法人税の通達⁷⁾や法人税法施行令が発出されてきた。

第2節 リースに関する会計基準の沿革

第1項 1998年「商法計算書類規則」の改正

わが国において、リース会計に関する規定が初めて置かれたのは、1988年（昭和63年）の会社計算規則（旧商法計算書類規則）の改正時である。

米国基準、国際基準においてファイナンス・リース取引がオンバランスされていることを背景として、商法計算書類規則が改正された。

当時の金融商品取引法（旧証券取引法）における開示規則に先んじて、「リース契約により使用する重要な固定資産は注記しなければならない。

ただし、資産の部に計上されるものはこの限りではない。」と、重要なファイナンス・リース取引について注記することが求められた。また、ユーザーのオンバランスを容認する規定を追加した。

この注記が求められた趣旨は、当時の担当官の解説⁸⁾によると、ファイナンス・リース取引

は金融的性質を持ち貸借対照表に計上すべきこと、割賦販売によって購入した資産の処理と均衡を失していることが挙げられている。⁹⁾

トライアングル体制が構築されているなか、リースを金融または売買として扱う会計基準を導入することは税務上のリース否認にもつながり、リース事業の存立にかかる重大な問題である。¹⁰⁾

第2項 1994年「旧リース会計基準」の制定・適用開始

1993年（平成5年）6月に、旧大蔵省企業会計審議会より「リース取引に係る会計基準」（以下「1993年リース会計基準」という）が公表され、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分し、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理することとされた。

制定の背景は、以下のようになっている。企業会計審議会は、会計基準の国際的調和、充実の観点から、1989年3月の同審議会の総会において、リース会計を審議テーマに取り上げることを決定、1992年5月から同審議会の第一部会及び同小委員会の合同会議において、国際会計基準と同様のリース会計基準をわが国に導入するに審議を開始した。¹¹⁾

そして、1993年リース取引会計基準と同時に公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(企業会計審議会第一部会)では、制定の理由について次のように記述されている。

我が国の現行の企業会計実務においては、リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従って、賃貸借取引として処理されている。

しかしながら、リース取引の中には、その経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものがかなり増加してきている。

かかるリース取引について、これを賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表に的確に反映するものとはいがたく、こ

のため、リース取引に関する会計処理および開示方法を総合的に見直し、公正妥当な会計基準を設定することが、広く各方面から求められてきている。¹²⁾

1993年リース会計基準は、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類する点や、借手がリース資産を固定資産として計上する点など、当時の国際会計基準および米国会計基準と平仄を合わせるものであった。

しかし、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、例外的に売買処理を行った場合と同等の情報を注記することを要件として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理（以下、本章において「例外処理」という）を行うことができるものとされている。この例外処理が認められた理由としては、明示はされていないものの、法人税法がリース取引を賃貸借として扱っていることと平仄を合わせたものであるといわれている。

1993年リース会計基準を適用していた大半の企業においてはこの例外処理が採用されていたと指摘されている。¹³⁾

このような取引は、契約を仕組む行為であり、賃貸借取引を選好する恣意的な会計操作と言えるだろう。また、基準の見直しは、当然ながら必要と考えられる。

第3項 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等 [2007年]

2001年11月に、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、テーマ協議会から例外処理の再検討について次のような提言を受けた。

「現在、例外的に認められている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理（オフバランス処理）は、国際的に例のない会計処理にもかかわらず、我が国における実務では主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時に障害となることも予想され、会計処理の再検討が必要である。」

2002年7月より、ASBJは、これらのテーマに関する審議を開始し、2002年7月23日、ASBJはリース会計専門委員会を設置した。

2004年3月24日、ASBJは「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」を行った。

ここで、ASBJにおける検討結果を中間的に取りまとめ、今後の審議の進め方について報告した。所有権移転外ファイナンス・リース取引の存続・廃止の両論併記、合意形成が難しい状況にあるため、審議を一時的に中断、解決の方向性を、リースビジネスを営む関係業界（当協会）に検討を依頼する。

2005年、3月29日、当協会「リース会計基準に関する検討について（検討状況の報告）」を行った。売買処理と賃貸借処理の選択制とされている現行のリース会計基準が最も望ましいとの基本的立場を明らかにした。¹⁴⁾

現行のリース会計基準は有用であり、その維持が最も望ましい。現行の会計基準と異なる考え方を検討したがいずれも問題点が多い。ASBJは4年にわたる審議を行い、その問い合わせを公表した。

しかし、2006年12月にASBJ公開草案「リース会計基準（案）」「リース会計基準適用指針（案）」（所有権移転外FLのオフバランス処理廃止）が公表され、2007年3月には、ASBJ「リース会計基準」「リース会計基準適用指針」を公表された。

これは、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオフバランス処理廃止で、2008年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

第3節 リースに関する税制の歴史

本研究では、実質優先思考の観点から、考察を展開していくため、契約形式ではなく実質を重視する起点となった税法上の規制を挙げ、税制の歴史を順に追って、確認していく。

第1項 1968年最高裁判所判決 昭和43年 8月27日言渡

リース取引としての課税上の取り扱いは当初、個別の事案に即して行われていたことから、一方では「賃貸借取引」、もう一方では「売買取引」と、個々の取引によって扱いが異なっていた。このことに起因し、個別の事案に対して通達が発遣されることや、賃借人の賃借料の損金算入を否定する更正処分がしばし行われた。

そのような状況のなかで出された、最高裁1968年8月27日判決は、その後のリース取引の課税上の取り扱いに大きな影響を与えたと言われている。

機械の使用料を損金経理した事業者に対して、機械の取得が行われたとみて、減価償却費限度額を超える損金計上額を否認したことによる端を発する係争に対する判決である。判決では、機械の使用料は機械買入代金の分割弁済額と利息と認められること等から、当該取引を賃貸借取引ではなく、割賦払約款附売買にあたると判断。つまり、契約形式よりも実質（中身）で捉える必要がある。

第2項 1978年昭和53年直法2-19（例規）・ 直所3-25（国税庁通達「53年通達」）

その後もリース取引は、機械設備等の新たな調達手段として多くの企業に利用されることになる¹⁵⁾が、ファイナンス・リース取引において、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、企業等が設備を取得して減価償却した場合と比べると、リースのユーザーは経費処理を早期にできることになり、ファイナンス・リース取引と取得の課税上の公平を保つことができないことから、昭和53（1978）年7月20日、個別通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取り扱いについて」（国税庁通達「昭和53年通達」）が発遣された。

昭和53年通達が対象とするのは、同通達発遣の背景からわかるように、ファイナンス・リース取引であり、さらにフルペイアウトと中途解約禁止の要件を満たすリース取引である。

課税上の処理の統一を図るために、ファイナンス・リース取引の要件を定めた上で、リース期間がリース物件の法定耐用年数より「相当短い」¹⁶⁾場合は「前払費用」として取り扱うほか、リース期間終了後にリース物件を無償でユーザーに譲渡する場合は、税務上、売買があったものとして取り扱うこととした。

なお、昭和53年通達では、売買として取り扱うリース取引及び金銭の貸借として取り扱うリース取引のいずれにも該当しないリース取引についてはその取扱いを規定していないため、そのようなリース取引については原則的な賃貸借取引として取り扱うこととなる。

以上が昭和53年通達で示された内容であるが、ここから多くの部分が採用され、同通達が現行の制度の基礎になっている。また、以前のようなリース取引に関する統一的な取り扱いが明示されていなかった状況からすると、同通達の影響は非常に大きく、意義は十分であったと考える。

第3項 1988年昭和63年直法2-7（例規）・ 直所3-7・査調4-5（国税庁「63年 通達」）

1980年代半ばから匿名組合等を利用した節税商品として、航空機等のレバレッジド・リース取引が急速に拡大した。レバレッジド・リース取引は法定耐用年数よりも相当長いリース期間を設定することにより、リース期間の早期に多額の減価償却費の計上が可能となり、所得の減少による節税効果をもたらし、リース期間の後半にあたっては、リース料が減価償却費の額を上回り、リース取引に係る利益の繰り延べを実現していた。このような課税上の弊害を是正する目的で国税庁は昭和63（1988）年3月30日、個別通達「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取り扱いについて」（昭和63年通達）を発遣した。

リース期間を法定耐用年数よりも長くすることにより、賃貸人側において、収入（リース料）と比べて費用（減価償却費）が先行して大きくな

計上される。

昭和63年通達では、前述したような背景から、リース期間がリース物件の法定耐用年数の120%を超える場合は、税務上、金融取引又は売買取引として取り扱うとした。リース取引のうち一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上の弊害のあるものがある場合には、経済的実質に応じた課税を行うことを狙いとしている。昭和53年通達による取り扱いを引き継ぎながらも、とくにレバレッジド・リース取引に代表されるような賃貸借期間が法定耐用年数よりも長いリース取引について規制の範囲に含めることが意図されている。

同通達の発遣により、レバレッジド・リース取引は金融取引又は売買取引として扱われることとなつたため、節税商品としての効果は薄くなり課税上の課題が解決されたことで、さらにリース取引の取り扱いを進展させた。

第4項 1998年平成10年法人税法施行令136の3

それまでの通達行政を見直すことを目的に、ファイナンス・リース取引は金融取引としての性格を有している一方で賃貸人がリース資産の減価償却を行つており、一般の減価償却ルールを適用することが合理的ではなく、法制上の整備が必要とのことから、平成10（1998）年度税制改正では、昭和53年通達及び昭和63年通達の内容を法令化した。旧法人税法施行令136条の3に規定され、その後同施行令を踏まえた基本通達が発遣された。

同施行令の内容は、売買とみなされるリース取引の判定基準（153の3①）およびリース取引の定義（ノンキャンセラブル、フルペイアウト）が1993年リース会計基準と整合的な表現で再定義されたが、概ね昭和53年通達及び昭和63年通達をまとめたため、既に通達に規定されていた内容に改正はなく踏襲したものであった。

第5項 2008年平成19年法人税法64の2

平成18（2006）年には、企業会計において例外処理が廃止されることが検討されたことにより、税務上においても、所有権移転外リース取引に係る取り扱いについての検討がされることとなり議論が行われた。

平成18年12月の政府の税制調査会による「平成19年度の税制改正に関する答申 経済活性化を目指して」では、リース会計見直しへの対応として「リースの税制上の取り扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計上の変更を踏まえ、取引の経済的実態を適切に反映させるような措置をすべきである。」と述べられている。

このようなことから平成19（2008）年度税制改正において、法人税法においてリース取引に係る所得の金額の計算規定が新設され、リース取引について売買があったとみなして所得計算を行う旨が規定され、リース取引に係る所得の金額の計算の規定が法人税法施行令から法人税法に格上げされ、法人税法64条の2が創設されるなど既定の整備がされた。

第6項 現在の取り扱い

法人税制においては、資産の賃貸借のうち、中途解約不能要件とフルペイアウト要件に該当するものを「リース取引」と定義している。¹⁷⁾

中途解約不能要件は、賃貸借契約が賃貸借期間の中途においてその解除をできないものであること又はこれに準ずるものであること、というものである。¹⁸⁾

また、フルペイアウト要件は、賃貸借に係る賃借人が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされていること、というものである。¹⁹⁾

これらの二つの要件は、通常の賃貸借取引とは異なる経済的実態を有するファイナンス・リース取引とそれ以外のリース取引を区分する最も基本的な要件と考えられている。

平成19年度改正では、ファイナンス・リース取引について、その取引の経済的実態に応じた取り扱いを行うため、課税上の弊害の有無にかかわらず、実態に応じて売買取引又は金銭貸借取引として扱うこととされた。

法人税制においては、税法上のリース取引は、リース資産の引き渡しのときにリース資産の売買があったものとして取り扱うリース取引と、賃貸人から賃借人に対して金銭の貸付けがあったものとして取り扱うリース取引の二つに区分される。さらに、売買とされるリース取引は、「所有権移転外リース取引」と「所有権移転リース取引」に区分される。

ここからは、売買とされるリース取引と、金銭の貸借とされるリース取引の具体的な取り扱いを確認していく。

(1) 売買とされるリース取引

原則的には、賃貸人から賃借人に対するリース資産の引き渡しのときにそのリース資産の売買があったものとして、各事業年度の所得の金額の計算を行うこととなる。²⁰⁾

賃貸人は、まず、サプライヤーからリース取引の目的となる資産の取得をし、賃借人へのリース資産の引き渡しのときに資産の譲渡をしたものとして、譲渡損益（譲渡対価と譲渡原価の差額）を一括して計上する。

この際には、通常の売買取引と同様に、その譲渡対価の額と同額の売掛金債権を認識し、リース期間中のリース料の受け取りは、売掛金債権の回収となる。

一方、賃借人もリース資産の引き渡しのときにリース料総額を取得価額としてリース資産の取得をするものとする。そして、同時に、その金額と同額の未払金債務を認識し、リース期間中のリース料に支払いは、未払金債務の支払いとする。また、リース資産の法的所有権は、賃貸人にあるが、売買とされるリース取引については、賃貸人から賃借人へのリース資産の引き渡しのときに売買があったものとされることから、賃借人が実質的にリース資産を所有しているものとして、賃借人が減価償却の計算を行う

こととなる。²¹⁾

原則的取り扱いに限定した場合には、賃貸人においてはリース資産の引き渡しの時に全ての収益が実現し、一時に課税が行われることとなる。しかし、ファイナンス・リース取引は、長期に渡ってリース料を回収する取引であることから、納税資金を含めた資金の回収は、1年や2年ではなく、数年以上に渡って行われることが多いため、賃貸人にとって原則的取り扱いは、リース資産の引き渡し時には納税資金が不足しやすく、一時の税負担が加重になる制度となる。

このため、長期の商品の割賦販売や延払条件付譲渡と同様の趣旨で、特例的取り扱いとして、法人税法63条の規定に基づき、譲渡対価の額と譲渡原価の額を繰り延べる三つの方法が認められている。

特例的な三つの方法は、「述払基準（賦払金割合）による方法」、「延払基準（利息法）による方法」及び「特例的計上基準（20%利息法）による方法」である。²²⁾

(2) 金銭の賃借とされるリース取引

譲渡人（賃借人）から譲受人（賃貸人）に対する賃貸を条件に資産の売買を行った場合において、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借と認められるときには、譲渡人（賃借人）から譲受人（賃貸人）に対する資産の売買はそもそもなかったものとして、かつ、譲受人（賃貸人）から譲渡人（賃借人）に対して金銭の貸付があつたものとして、各事業年度の所得の金額を計算することとされている。

第7項 まとめ

以上がリース取引に対する税制の沿革である。簡潔に述べると、昭和53（1978）年通達はユーザー側の課税上の問題への対処、昭和63（1988）年通達はリース会社側の課税上の問題への対処であり、その後の平成19（2007）年度の税制改正「法人税法」でリース会計基準と税務の調整を行うことで現在の形態に整備された。

また、税法上のリース規制の展開を俯瞰すると、賃貸借に対する課税について統一的な規制を持たない段階から税法上の規制は開始され、通達、施行令そして本法による規制へと段階的に規制を強化する形で展開してきたことが確認できる。法形式上は賃貸借であっても、取引の経済的実態が売買とみなされるときには、売買があったものとして処理するとして、規制が展開されてきた。

この規制のなかで一貫しているのは、経済的実質を重視して課税関係をとらえる、実質優先思考といえる。²³⁾ これは、本研究の実質優先という点では一致している。

法人税制における賃貸人の原則的取り扱いは、リース資産の引き渡しの時に譲渡対価の額と譲渡原価の額を計上し、その差額として譲渡損益を認識する売買取引としての取り扱いを採用している。

しかし、賃貸人における益金の性質がリース期間の利息相当額であり、益金を譲渡益としないことから、ファイナンス・リース取引のように経済的実態が売買とみなされる取引であっても、単なる「売買」ではなく、「売買と金融」であると捉える。

また、リース取引の中でも、ファイナンス・リース取引は、賃借人の注文に合わせた特別仕様の物件を対象とするため賃貸人が物件の瑕疵担保責任や保守修繕義務を負わないこととされていたり、その契約の中途解約が不能とされていたりするという特徴を有する。このような特徴から、ファイナンス・リース取引は、その対価として賃貸人が受け取るリース料は、その経済的実態からすれば、「リース資産の使用の対価」ではなく、「リース資産の購入代価（元本相当額）と利息相当額の合計額の回収額」となっている。ゆえに、賃貸人のファイナンス・リース取引に係る収益の経済的実態から「金融」という捉え方を導くことができる。²⁴⁾

金銭の賃借とされるリース取引も、同様に「金融」という考え方に対する取り扱いを行うべきと考える。

第6項(2)で述べたように、現在の税制では、既に、経済的実態を反映した「金融」としての取り扱いを行っていることから、今後も「金融」としての取り扱いを行うべきである。

以上のことから、資産の賃貸借のうち、法的形式と経済的実態が異なるリース取引については、賃貸人におけるリース料収入の内容が「リース資産の購入代価（元本相当額）と利息相当額の合計額の回収額」であることから、基本的には「金融」であると考えられる。これは、貸付金債権の回収と受取利息と捉えることができ、ファイナンス・リースは資産の売買取引と、その売買取引を金融取引に転換したものと取り扱うべきである。

本研究では、ファイナンス・リース取引の収益である貸付金債権の利息を認識する仕組みである企業会計上の賃貸人の取り扱いを活用し、リースの開始日に賃貸人において貸付金を認識する、「売買」と「金融」を併せた方法を提案する。ゆえに、使用権アプローチの観点からオンバランス処理を行うのではなく、それぞれの経済的実態反映した取り扱いを行うため、売買とされるリース取引の場合と金銭の賃借とされるリース取引に区別し、取り扱うべきである。

様々な側面から課題解決のために働きかけられ税制改革がなされたこと、ひとつひとつが現在の税制を構成する基礎になっており、平成19（2007）年度税制改正が行われ、現在の適用されている税制に至っている。通達や改正のすべてに意義があることがわかる。

第4節 新リース会計基準

ここからは、「特集新リース会計の衝撃」『週刊東洋経済社』第7214号〔2025〕²⁵⁾をもとに、現行の会計基準から変更した部分に要点をまとめ、新リース会計基準をみていく。

今回の改正でとくに重要な点は、オンバランス化、定義の拡大、期間の定義の変更の3つである。

第1項 オンバランス化

今回のリース会計基準の改正は、リースの「貸し手」にとってはおおむね現行どおりであるが、「借り手」にとってはかなり大きな変更になる。

最大のポイントは、これまであった「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」というリースの契約の分類が廃止されたことである。

これまでオペレーティング・リース取引はリース期間中、リース料を定額で費用に計上してきた。しかし、今後は定額ではなくファイナンス・リース取引、同様の会計処理となる。

BSでは、資産側に使用権資産を、負債側にリース負債を計上する。一方PLでは、費用計上の方法が大きく変わることに伴って、減価償却費と支払利息（利息相当額）を計上する単一モデルを適用しなければならない。

リースにはこれまで2種類があった。リース期間の途中での契約解除ができず、使用に伴うコスト（取得価額や金利、固定資産税、保険料など）のほぼすべてを実質的に借主が負担する「ファイナンス・リース取引」とファイナンス・リース取引以外の「オペレーティング・リース取引」である。要するに、ファイナンス・リース取引は実質的な資産と捉えられるもの、オペレーティング・リース取引はレンタルのようなものである。

オペレーティング・リース取引の例としては、契約形態や使用状況にもよるが賃借不動産に入っているオフィスや倉庫、運送業務で業務委託をしているトラック、そのほか営業車や住宅といったものも対象になる。

こうしたオペレーティング・リース取引はこれまでオフバランス化ができたので、通常の賃借取引に準じた処理で差し支えなかった。

ところが、今後はリースの区分がなくなり、オンバランス化する必要が生じるため、原則的にすべてリース会計のルールにのっとって処理しなければならなくなる。

しかしながら、一部例外もあり、「短期リース」、「少額リース」が適用される。借り手のリース期間が12か月以内で購入オプションがない「短期リース」と、契約1件当たりの金額が300万円以下、もしくは新品時の原資産の価値が500ドル以下のいずれかを満たす「少額リース」については、オフバランス処理が可能となる。

第2項 リースの定義の拡大

新基準でのリースの定義は、「特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約または契約の一部」とされている。

ここからは、井上雅彦『改正リース会計の手引き公開草案対応版』税務経理協会〔2023〕をもとに、定義を分解し、リースの識別、リースを構成する部分としない部分の区分をみていく。

(1) リース契約の識別の検討

資産が特定されているものであり、その資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利と、その資産の使用を支配する権利がある場合に、会計上のリースに該当するということである。

資産は、通常は契約に明記されることにより特定される。顧客（借り手）が使用することができる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部分である場合には、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しない。ただし、顧客（借り手）が当該資産の使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する場合、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する。

顧客（借り手）が資産の使用を支配する権利を有する場合とは、一般的にサプライヤー（貸し手）から顧客（借り手）に当該権利が移転した場合と考えられる。ここで、「資産の使用を支配する権利が移転する場合」とは、顧客（借り手）が特定された資産の使用期間全体を通じて、顧客（借り手）が特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し、かつ、顧客（借り手）が特定さ

れた資産の使用を指図する権利を有する場合をいう。

「顧客（借り手）が資産の使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有している場合」で、「顧客（借り手）が特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する場合」ならば、顧客（借り手）が当該資産の使用を支配する権利を有するため、契約はリースを含むこととなる。これに対して、サプライヤーが資産の使用を指図する権利を有している場合、契約はリースを含まない。

（2）リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

リース契約には、リース以外のサービス等を含む場合がある。このため、リース契約には、リースを構成する部分とリースを構成しない部分（サービス等）を区分すべきか否かが問題となる。特定された資産の使用を支配する権利を有する主体でいえば、使用する資産が特定されており、顧客（借り手）が資産の使用を支配している契約はリースであり、サプライヤーが資産の使用を支配している契約はサービスである。リースを構成する部分は、資産・負債を貸借対照表に計上する一方、サービス等リースを構成しない部分は資産・負債をオンバランスしないため、リースを構成する部分とサービス等リースを構成しない部分の区分は重要になる。

つまり、契約書に「リース契約」や「賃貸借契約」といった文字が書かれていなくても、実態として特定資産の使用を支配していれば、当該契約はリース取引と識別される。

したがって、これまでにはリース取引に該当しなかった契約もリース取引に該当し、「実質リース」や「隠れリース」となる可能性があり、会計情報の有用性を損なうと考える。

第3項 リース期間の定義の変更

以前まで、契約期間の延長が可能なリース取引は、契約期間がリース期間とされてきた。

しかし、改定されたリース会計では、期間を

延長することの蓋然性が相当程度高く、経済的インセンティブが生じる場合は、「合理的に確実」と判断し、リース期間は延長期間も含めるとする。

ここから、具体例を用い確認していく。

契約期間が1年6か月で、1年経つと解約できるオプションと、契約終了後に1年延長できるオプションがついている契約とする。この場合、これまでであれば、契約期間の1年6か月がリース期間とされてきた。しかし、延長することが「合理的に確実」と判断される場合、例えば賃借不動産に、容易には移転しない本社のようなオフィスが入居している場合については、延長オプションも含めた2年6か月がリース期間とされることになる。

第4項 BS・PLの財務悪化の影響

ここからは、東洋経済社が作成した全上場企業を対象にした財務悪化リスクランキングをもとに、考察を展開したい。

自己資本比率の悪化は、新基準によって総資産が膨らむ企業ほど、自己資本比率が悪化する。

自己資本比率悪化ランキングの首位は、建設業の東建コーポレーションである。東建コーポレーションは、主要事業として不動産のサブリース事業を手がけているため、オペレーティング・リース取引が多く、新基準の影響が上場企業のなかでもトップクラスであることがわかる。不動産のサブリース（セールアンドリースバック）事業とは、地主に対して賃貸住宅経営を提案し、土地も含めたアパートを大家から丸ごと借り上げ、それを別個の入居者に転貸することである。

2位は首位と同じく建設業のパルマ、3位はサービス業のさくらさくプラスと、いずれも東京証券取引所グロース市場に上場する新興企業であることがわかる。そのため新基準でオンバランスすることになる未経過リース料の絶対額こそ小さいものの、自己資本が小さいことが響いた結果である。

また、首位の東建コーポレーションの自己資

本比率減少幅は53.9ポイント、2位の同業他社のパルマの30.9ポイントと、圧倒的に新基準適用による影響が大きいことがわかる。

つぎに、収益性の指標であるROA（総資産利益率）が新基準の適用でどの程度悪化するか試算したROA悪化ランキングを見ていく。首位は不動産業のレオパレス21である。レオパレス21は東建コーポレーションと同じく、アパート関連のサブリース契約が多いことが要因とされる。

また、大東建託は自己資本比率ランキング4位、ROA悪化ランキング5位といずれも上位である。特に不動産・建設業はその影響が大きいことがわかる。

以上のことから、実態は変わらないものの新基準の適用により財務悪化と判定される。財務諸表利用者がこれを投資意思決定に資する情報とするため、新基準を適用するにあたって慎重に検討し、追加情報の開示などのフォローが必要になると考える。

第5節 まとめ

先述したように、いずれのリースの定義、リース期間の定義の変更も形式的なものではなく、実態に即して判断するという趣旨の改正であることがわかる。この形式ではなく実態を重視する、実質優先思考は、リース会計で以前から採用されている考え方である。

また、BS・PLの影響としては、実態は変わらないが、基準の改正により財務状態が悪化しているように捉えられる。これは、財務情報の開示として正しいとは言えない。

2009年3月期から適用が開始されている、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」および企業会計基準適応指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」では次のように適用されている。

同基準では、実質優先思考の観点からリース取引の実質が「購入+資金調達」つまり、「売買」と「金融」という二つの側面を有するものと考えられる。²⁶⁾ 物件の売買と経済的実態が同様の

リース取引については、ほぼ例外なく売買取引に準じた会計処理が義務づけられている。²⁷⁾

これらのことから、段々と、取引の実質、実態を財務諸表に反映させる実質優先思考を主とした、財務報告を行う動きが強くなっている。

第3章 連結内取引と税務の対応

第1節 親子会社間の不動産リース

これまで確認してきた新リース会計基準は、連結内取引にも影響が及ぶとされる。

連結内取引について、梅垣勇人「特集新リース会計の衝撃」『週刊東洋経済』第7214号[2025]²⁸⁾をもとに確認していく。

傘下に複数の企業を抱える企業グループでは、日常的に親会社と子会社、子会社同士の取引が行われている。

例として、親会社が保有する物件に、子会社が入居する場合を考え、検討していく。

これまでこうした契約は賃貸借契約として扱われてきたため、子会社が支払う家賃と親会社の家賃収入は同じであった。

しかし、新リース会計基準の適用でこの構図は大きく変わる。親会社からすれば引き続き賃貸借契約でも、子会社は新基準に従って処理しなければならない。

先述したように、子会社側の決算では賃借物件の費用を、使用権資産の減価償却費と支払利息という名目で計上することになる。

それに対し親会社が認識するのは従来どおりの家賃で、賃貸期間中は一定の金額である。つまり、同じ期間、同じ物件であるにもかかわらず、親会社と子会社とで費用と収入の認識が食い違うことになる。

会計と税務はこれまで考え方の違いがあり、損益計算書上などでは「税効果会計」ほかの項目で、金額の調整を行ってきたため、親子会社間での認識の食い違いも、そのような調整が必要となる。

第2節 税法上の対応

会計と税務の考え方の違いによる対応として、税効果会計による金額の調整を行うべきである。米²⁹⁾ や独³⁰⁾ では、新リース会計基準適用後も現行の規制と変わらぬ同じ課税が行われている。この二か国では、これまでと同様の税務指針やリース判決に基づいて、契約がリースであるか、条件付きの売買であるか判断している。

そして、日本でも従来と変わらぬ課税を行う場合には、財務諸表の作成者に対して、リース契約ごとに当該リースがオペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引のいずれであるかを把握させ、リース料の損金計上額と減価償却費の限度額の計算を行わせることが必要となる。また、当該金額をどのように確認するか、税務上の追加的な対応も必要となる。

第4章 結論

本研究の問題は、「新リース会計基準で採用された使用権アプローチを、リース税制においても採用するべきか。」である。

第2章で述べたように、会計基準と税法において、契約の法的形式ではなく、実態に即して判断するという、経済的実質を重視した趣旨の改正であることがわかる。本研究で、リース取引の変革を確認してきた結果、実質優先思考は、今後の会計と税務での動きにおいて中核をなす思考といえる。

新リース会計基準の適用によりリース取引のすべてにオンバランス処理が開始されたが、会計と税務において中核をなす実質優先思考の観点から、税法ではそのすべてをオンバランスすることはなく、従来どおりの条件を満たすものにオンバランスを適用することが最適であると考える。

注

- 1) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012]
- 2) 田島靖久「エクセル管理では限界新サービスで商機」『週刊東洋経済社』第7214号、p. 57

具体的に、本研究では、売買とされるリース取引の場合、貸付金債権の利息を認識する仕組みである企業会計上の賃貸人の取り扱いを活用し、リースの開始日に賃貸人において貸付金を認識する、「売買」と「金融」を併せた方法³¹⁾を採用するべきと考える。

第6項(2)で述べたように、金銭の賃借とされるリース取引の場合、現在の税制で、既に、経済的実態を反映した「金融」としての取り扱いを行っていることから、同様に「金融」という考え方へ即した取り扱いを行うべきと考える。

したがって、本研究の結論としては、どのような取引も一括して使用権アプローチでオンバランス処理を行うのは、適切な情報開示を行っているとは言えないため、リース税制において使用権アプローチを採用するべきではない。

それぞれの経済的実態を反映した取り扱いを行い、売買とされるリース取引の場合と、金銭の賃借とされるリース取引の場合に、区分し「金融」としての側面を取り入れた、取り扱いを行うべきである。

謝辞

本論文の作成にあたり、終始適切な助言と丁寧な指導をしてくださった鯖田豊則教授に心より感謝申し上げます。

調査および分析にあたり、奥倫陽教授には細部にわたる指導をいただきました。ここに感謝の意を表します。

また、研究テーマについて核となる観点を見つけ、考察を展開できたことは、今後論文を執筆する上で、糧となる出来事でした。今後の研究により深い探求ができると思います。

支えていただいたみなさまのご厚意に深く感謝申し上げます。

- 3) 企業会計基準第13号 [2007年平成19年] 所有権移転外ファイナンス・リース取引は例外として注記を条件に賃貸借処理を認めていたが、例外処理を廃止とし、売買取引となる。

4) 朝長英樹, 大塚直子, 新沼 潮, 池田祐介『リース税制』法令出版 [2012]

5) 税務大学校「税法入門 令和7年度版」国税庁 (2025) p. 20

6) FASB : Financial Accounting Standards Board (米国財務会計基準審議会)

7) ここでの通達とは、基本通達である。基本通達とは、各税法の基本的に重要な事柄を網羅的に定めたものであり、多くの内容が盛り込まれているのが特徴である。

さらに、個別通達では、その時々の事例の取り扱い、税法改正時における取り扱いを個々に定めたものであり、各税法ごとに非常にたくさんのが出されている。

これらふたつは法令解釈通達といわれる。

法令解釈通達とは、税金に関することは、公平で妥当な法律解釈が統一的に行わなければならないことから、国税庁で税法解釈の統一を行い、長官が下部組織に命令して税務職員が行う税法運用の統一を図るものである。税務大学校「税法入門 令和7年度版」国税庁 (2025) p. 25

8) 大谷禎男法務省民事局参事官（当時）「計算書類規則の改正について」商事法務No. 1151 (昭和63年7月5日号)

9) 有限責任監査法人トーマツ、神谷陽一、宗延智也『実務解説 新リース会計基準のすべて』中央経済社 (2025) p. 2

10) 公益社団法人リース事業協会「リース事業協会50年史III—1990年代規制緩和の進展—」p. 17

11) 公益社団法人リース事業協会「リース事業協会50年史」(2021) p. 26

12) 有限責任監査法人トーマツ、神谷陽一、宗延智也『実務解説 新リース会計基準のすべて』中央経済社 [2025] pp. 2-3

13) 宗延智也『実務解説 新リース会計基準のすべて』中央経済社 [2025] p. 3

14) 大和総研—制度調査部情報—「リース会計の見直しに向けた動向」

15) 松田安正 [2001] 「リースの理論と実務 改訂版」p. 21

16) リース期間を法定耐用年数の70%未満（法定耐用年数が10年以上の場合は60%未満）とする場合が該当する。「70%（60%）ルール」と言われている。公益社団法人リース事業協会 [2021] 「リース事業協会50年史概要」p. 20

17) 法人税法64の2③

18) 法人税法64の2③一

19) 法人税法64の2③二

20) 法人税法64の2①

21) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012] pp. 90-91

22) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012] pp. 91-92

23) 菱山 淳 [2024] 「リースに関する会計と税務」p. 8

24) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012] pp. 433-434

25) 木村憲二「特集新リース会計の衝撃」『週刊東洋経済』第7214号 [2025] p. 42-44

26) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012] p. 434

27) 佐藤信彦 他 [2021] 「スタンダードテキスト 財務会計論II応用論点編」p. 69

28) 梅垣勇人「特集新リース会計の衝撃」『週刊東洋経済』第7214号 [2025] p. 50

29) 米では、税法上はこれまでと同様に、ある契約がリースであるか条件付きの売買であるかについては、アメリカ内国歳入庁 (Internal Revenue Service) による税務指針 (Revenue Ruling) 55-540を適用して判断する。また、リースに関する税務上の費用計上については内国歳入法典 (Internal Revenue Code) Section162aを適用して判断する。菱山 淳 [2024] 「リースに関する会計と税務」p. 10

30) 独では、「リース判決」と「リース通達」の二つの税法上の規制がある。「リース判決」では、リース資産が誰に帰属するかについての判断を、法的所有権に基づいて行うのではなく、経済的な帰属関係（実質的に売買であるか否か）に基づいて行うことが示された。二つの税法上の規制はmIFRS16号が適用されている現時点において変更はない。菱山 淳 [2024] 「リースに関する会計と税務」p. 11

31) 朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介『リース税制』法令出版 [2012] pp. 433-434

参考文献

【書籍】

・朝長英樹、大塚直子、新沼 潮、池田祐介 [2012]

『リース税制』法令出版

・加藤久明 [2007] 『現代リース会計論』中央経済社

- ・井上雅彦 [2023] 『改正リース会計の手引き公開草案対応版』 税務経理協会
- ・佐藤行弘, 河崎行照, 角ヶ谷典幸, 加賀谷哲之, 古賀裕也 [2018] 『リース会計制度の経済分析』 中央経済社
- ・菱山 淳 [2024] 「リースに関する会計と税務」
- ・公益社団法人リース事業協会 [2021] 「リース事業協会50年史」
- ・東洋経済社 [2025] 「特集新リース会計の衝撃」
『週刊東洋経済社』 第7214号

[文献]

- ・有限責任監査法人トーマツ, 神谷陽一, 宗延智

競馬事件における所得区分についての一考察

——大阪事件と札幌事件——

島崎 麻世

A Consideration of Income Categories in Horse Racing Incidents

—The Osaka and the Sapporo Incident—

Mayo Shimazaki

Abstract

Regarding the classification of income related to horse racing ticket refunds, they have traditionally been considered temporary income, and as long as horse racing fans enjoy them as entertainment, there are no issues.

However, in recent court decisions regarding horse racing ticket refunds, including cases in which people make a living from betting on horse racing tickets, there have been some cases in which they have been deemed to be miscellaneous income.

In this article, we will examine the criteria for determining whether income qualifies as temporary or miscellaneous income.

In doing so, we will examine the Osaka and Sapporo cases.

We found that the criteria for determining whether income qualifies as temporary or miscellaneous income are primarily as follows: “Income derived from continuous activities with a profit-making purpose is classified as miscellaneous income, not as temporary income. Whether income derives from continuous activities with a profit-making purpose should be determined in light of the text and taking into consideration a comprehensive range of factors, including the duration, frequency, and other aspects of the activities, the scale, duration, and other circumstances of the profits generated.” The criteria in the Osaka case and the Supreme Court decision will serve as an important precedent for determining cases related to horse racing ticket refunds, which are likely to continue to arise frequently.

However, not all precedents necessarily fall within the scope of the criteria set out in the Supreme Court decision in the Osaka case, and so we believe that the only option is to make a careful judgment after comprehensively considering the income classification for each case.

To that end, we strongly hope that the inadequacies in the criteria set out in the Supreme Court decision in the Osaka case will be resolved in a fair and impartial manner through various discussions in the future.

Keywords: Temporary income, miscellaneous income, the criteria for determining, Ōsaka cases, Sapporo cases

要　旨

馬券の払戻金に関する所得区分については、従来から一時所得とされており、競馬ファンが娯楽として楽しむ限りにおいては問題が生じないと考える。

しかし、馬券収入で生計を立てている場合も含めて、近年の馬券の払戻金にかかる判決において、雑所得に該当するとされる事例もある。

そこで本稿では、一時所得と雑所得に該当性する判断基準はどのようなものなのかを検討していく。検討するにあたって、大阪事件と札幌事件の判例を探り上げた。

一時所得と雑所得を区分する判断基準は、主に「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」とされていることが分かった。大阪事件・最高裁判決における判断基準は、今後も多発していくであろう馬券払戻金の事案において先例として重要な判断の枠組みである。

しかし、必ずしも大阪事件・最高裁判決による判断基準の射程内に収まる判例ばかりではないため、所得区分について事案ごとに総合考慮を行った上で、慎重に判断していくしかないと考える。

そのためにも、大阪事件・最高裁判決の判断基準に対する不十分要素は、今後の様々な議論によって公正且つ公平に解決されていくことを強く望む。

キーワード：一時所得、雑所得、判断基準、大阪事件、札幌事件

目　　次

- I. はじめに
- II. 大阪事件
- III. 学説の状況
- IV. 札幌事件
- V. 学説の状況
- VII. おわりに

I. はじめに

馬券の払戻金に関する所得区分については、従来から一時所得とされており、競馬ファンが娯楽として楽しむ限りにおいては問題が生じないと考える。

しかし、馬券収入で生計を立てている場合も含めて、近年の馬券の払戻金にかかる判決にお

いて、雑所得に該当するとされる事例もある。雑所得と判断された場合、外れ馬券の購入費用を必要経費に算入でき、馬券収入で生計を立てている者にとっては、購入金額の累計額が高額であるため、一時所得と比較すると課税負担に大きな差が出る。一時所得と雑所得の区分においては、「営利を目的とする継続的行為」が焦点となっている。そして、近年の判決後、課税庁が敗訴した場合に、所得税基本通達の改正が行われたものの、所得区分は、基本的には一時所得であり、当該の判決に応じた注釈の追加に留まっている。

本稿では、一時所得と雑所得に該当性する判断基準はどのようなものなのかを検討していく。検討するにあたって、大阪事件と札幌事件の判例を採り上げる。

なお、いずれの判例においても、主な争点は、馬券の払戻金について一時所得になるのか雑所得になるのか、どちらに該当するのかという「所得区分」である。

本稿では、研究目的にフォーカスするため、「所得区分」に係る部分を主に採り上げる。

II. 大阪事件¹⁾

1. 事件の概要と事実関係

本件は、大阪府内に居住し、給与所得のほか、馬券を自動的に購入できるソフトを使用してインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を上げていた被告人（以下、「X」という。）が、その所得につき正当な理由なく確定申告書を期限までに提出しなかったという所得税法違反の事件である。

Xは、平成16年から同21年にかけて、自宅のパソコン等を用いてインターネットを介してチケットレスでの購入が可能で代金及び当たり馬券の払戻金の決済を銀行口座で行えるという日本中央競馬会（以下、「JRA」という。）が提供するA-PAT²⁾を利用し、馬券を自動的に購入

できる市販のソフトを使用して馬券を購入していた。Xは、同ソフトを使用して馬券を購入するに際し、馬券の購入代金の合計額に対する払戻金の合計額の比率である回収率を高めるように、インターネット上の競馬情報配信サービス等から得られたデータを自らが分析した結果に基づき、同ソフトに条件を設定してこれに合致する馬券を抽出させ、自らが作成した計算式によって購入額を自動的に算出していた。この方法により、Xは、毎週土日に開催される中央競馬の全ての競馬場のほとんどのレースについて、数年以上にわたって大量かつ網羅的に、一日当たり数百万円から数千万円、一年当たり10億円前後の馬券を購入し続けていた。Xは、このような購入の態様をとることにより、当たり馬券の発生に関する偶発的要素を可能な限り減殺しようとするとともに、購入した個々の馬券を的中させて払戻金を得ようとするのではなく、長期的に見て、当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の合計額との差額を利益とすることを意図し、実際に本件の公訴事実とされた平成19年から平成21年までの3年間は、平成19年に約1億円、平成20年に約2,600万円、平成21年に約1,300万円の利益を上げていた。

Xは、「所得税法34条1項は、一時所得について、『一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。』と規定している。そして、同法35条1項は、雑所得について、『雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。』と規定している。したがって、所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否か

は、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」³⁾として、雑所得に該当すると主張した。

これに対して、検察官は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、所得や行為の本来の性質を本質的な考慮要素として判断すべきであり、当たり馬券の払戻金が本来は一時的、偶発的な所得であるという性質を有することや、馬券の購入行為が本来は社会通念上一定の所得をもたらすものとはいえない賭博の性質を有することからすると、購入の態様に関する事情にかかわらず、当たり馬券の払戻金は一時所得である」⁴⁾と主張した。

2. 裁判所の判示

(1) 大阪地方裁判所（平成25年5月23日）⁵⁾

地裁では、「一時所得は、一時的かつ偶発的に生じた所得である点にその特色があるといえる。したがって、所得発生の基盤となる一定の源泉から繰り返し収得されるものは一時所得ではなく、逆にそのような所得源泉を有しない臨時的な所得は一時所得と解するのが相当である。そして、そのような意味における所得源泉性を認め得るか否かは、当該所得の基礎に源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解するのが相当である。所得の基礎が所得源泉となり得ない臨時的、不規則的なものの場合、たとえこれが若干連続してもその一時所得としての性質に何ら変わることろはない。しかし、一回的な行為として見た場合、所得源泉とは認め難いものであっても、これが強度に連続することによって、その所得が質的に変化して上記の継続性、恒常性を獲得し、所得源泉性を有することとなる場合があることは否定できない。そして、このような所得源泉性を有するか否かについては、結局、所得発生の蓋然性という観点から所得の基礎となる行為の規模（回数、数量、金額等）、態様その他の具体的な状況に照らして判断することになる。」⁶⁾と判示し、所得源泉性を有すること

とが一時所得の判断基準であるとした。

また、一般的な馬券購入行為から生じた所得については、「競馬に興じる者の多くは、その投票により払戻金を獲得するという営利の目的を有していることは否定できない。しかし、競馬の勝馬投票は、一般的には、趣味、嗜好、娯楽等の要素が強いものであり、馬券の購入費用は一種の楽しみ貨に該当し、馬券の購入は、所得の处分行為ないし消費としての性質を有するといえる。またレースの結果についても、出走した馬の着順には、天候、出走馬の体調等様々な事象の影響があり、さらに、そうした事象が及ぼす影響力はレースごとに異なると考えられる。

そのため、一般的には、馬券購入による払戻金の獲得は多分に偶発的である。また、馬券の購入を継続して行ったとしても、一般的には、上記のとおり馬券購入が払戻金獲得に結び付くかは偶然に左右されることに加え、馬券購入者は投票ごとにその都度の判断に基づいて買い目を選択し馬券を購入しているといえることからすれば、各馬券購入行為の間に継続性又は回帰性があるとは認められず、繰り返し馬券を購入したとしてもその払戻金に係る所得が質的に変化しているとはいい難い。よって、原則として、馬券購入行為については、所得源泉としての継続性、恒常性が認められず、当該行為から生じた所得は一時所得に該当する。」⁷⁾と判示した。

しかし、Xの本件馬券購入行為は、「一般的な馬券購入行為と異なり、その回数、金額が極めて多數、多額に達しており、その態様も機械的、網羅的なものであり、かつ、過去の競馬データの詳細な分析結果等に基づく、利益を得ることに特化したものであって、実際にも多額の利益を生じさせている。またそのような本件馬券購入行為の形態は客觀性を有している。そして、本件馬券購入行為は娯楽の域にとどまるものとはい難い。」⁸⁾として、「一連の行為として見れば恒常に所得を生じさせ得るものであって、その払戻金については、その所得が質的に変化して源泉性を認めるに足りる程度の継

続性、恒常性を獲得したものということができるから、所得源泉性を有するものと認めるのが相当である。」⁹⁾ とされ、本件の払戻金は雑所得に該当するとした。

(2) 大阪高等裁判所（平成26年5月9日）¹⁰⁾

地裁判決の結論と同様に雑所得に該当するとして、検察官の控訴が棄却された。なお、一時所得の判断基準については、「もっとも、原判決がいう所得源泉性がどのような概念かは上記判断要素によてもなお不明確である上、一時所得や雑所得をも課税対象とした現行の所得税法の下で、これを一時所得かどうかの判断基準として用いるのには疑問がある。また、原判決は、一回的な行為として見た場合所得源泉とは認め難いものであっても、強度に連続することによって所得が質的に変化して（所得の基礎に源泉性を認めるに足りる程度）継続性、恒常性を獲得すれば、所得源泉性を有する場合がある旨説示するのであるが、結局、所得源泉という概念から継続的所得という要件が導かれるわけではなく、どのような場合に所得が質的に変化して所得源泉性が認められるのかは明らかでなく、それ自体に判断基準としての有用性を見いだせない。」¹¹⁾ と所得源泉性の有無を判断基準とすることを否定している。

加えて、「一時所得に当たるかどうかは、所得税法34条1項の文言に従い、同項の冒頭に列挙された利子所得から譲渡所得までの所得類型以外の所得のうち、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』で『労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの』かどうかを判断すれば足り、前者については、所得源泉性などという概念を媒介とすることなく、行為の態様、規模その他の具体的な状況に照らして、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得』かどうかを判断するのが相当である。」¹²⁾ と判示した。

(3) 最高裁判所（平成27年3月10日）¹³⁾

高裁判決においても、原判決が支持され、検

察官の上告は棄却された。

本件払戻金の所得区分については、所得税法34条1項を、同法35条1項に触れた上で、「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」¹⁴⁾ とし、「所得税法の沿革を見ても、およそ営利を目的とする継続的行為から生じた所得に關し、所得や行為の本来の性質を本質的な考慮要素として判断すべきであるという解釈がされていたとは認められない上、いずれの所得区分に該当するかを判断するに当たっては、所得の種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、所得及びそれを生じた行為の具体的な態様も考慮すべきであるから、当たり馬券の払戻金の本来的な性質が一時的、偶發的な所得であるとの一事から営利を目的とする継続的行為から生じた所得には当たらないと解釈すべきではない。また、画一的な課税事務の便宜等をもって一時所得に当たるか雑所得に当たるかを決するのは相当でない。よって、検察官の主張は採用できない。以上によれば、被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。」¹⁵⁾ と判示した。

3. 検討

(1) 一時所得と雑所得について

一時所得とは、「利子所得、配当所得、不動

産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」と規定されている。(所得税法34条1項)

また、雑所得は、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」と規定されている。(所得税法35条1項)つまり、雑所得は、9種類の所得に該当しない所得のことである。

(2) 一時所得と雑所得の判断基準

大阪事件における主な争点は、本件における馬券の払戻金に係る所得は、一時所得となるのか雑所得になるのかという点である。

最高裁の判決では、所得税法34条1項と同法35条1項に触れた上で、「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」と判示したことから「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」については、雑所得に該当するとした。また、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」以外は一時所得であるということが最高裁判決から読み取ることができる。

上記の判示内容である「行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断」された結果、「馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる」という判示内容は、馬券事件における所得区分の判断基準が示されたものだと考える。

本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる」と説示された。

つまり、最高裁判決では、総合考慮の結果から、本件における馬券の払戻金に係る所得は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」である雑所得に該当するとした。

本件における大阪事件・最高裁判決の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」という判示内容と「馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる」という判示内容は、馬券事件における所得区分の判断基準が示されたものだと考える。

III. 学説の状況

大阪事件・最高裁判決の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」という判示内容は、現行の判例であり、馬券事件における一般論である。¹⁶⁾

また、本件の一時所得に該当する要件は、①

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得の8種類の所得に該当しないこと②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のこと③一時の所得であることと最高裁判決の内容から考えていると思われる。最高裁判決は、②によって「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」として、具体的に「行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮」するということである。上記の総合考慮の結果から、最高裁判決は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当すると判断していることがわかる。¹⁷⁾

なお、大阪事件における最高裁判決で説示された「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」という部分と「馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる」というこの2箇所がわが国における馬券判例の事実上の拘束力を持つレイシオ・デジデンダイにあたるとされている。¹⁸⁾

IV. 札幌事件¹⁹⁾

1. 事件の概要と事実関係

馬券の的中による払戻金に係る所得を得ていたX（原告、控訴人、被上告人）が、平成17年分ないし同21年分の所得税に係る申告期限後の確定申告及び平成22年分の所得税に係る申告期限内の確定申告を行い、その際原告が得た馬券の的中による払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）は雑所得に該当するとして総所得金額及び納付すべき税額を計算していた。

しかし、所轄税務署長Y（被告、被控訴人、上告人）から、本件競馬所得は一時所得に該当し、上記各年の一時所得の金額の計算において外れ馬券の購入代金を総収入金額から控除することはできないとして、平成17年分ないし同21年分の所得税に係る各更正及び各無申告加算税賦課決定を、平成22年分の所得税に係る更正及び過少申告加算税賦課決定を、それぞれ受けたため、本件各処分は違法であるとして、本件各更正処分のうち確定申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

Xは、自宅のパソコン等を用いてインターネットを介して馬券を購入することができるサービス（A-PAT）を利用し、平成17年から同22年までの6年間にわたり、中央競馬のレースで、1節²⁰⁾当たり数百万円から数千万円、1年当たり合計3億円から21億円程度となる多数の馬券を購入し続けた。Xは、日本中央競馬会に記録が残る平成21年の1年間においては、中央競馬の全レース3,453レースのうち2,445レース（全レースの約70.8%）で馬券を購入した。

具体的な馬券の購入方法はおおむね次のとおりである。

まず、日本中央競馬会に登録された全ての競走馬や騎手の特徴、競馬場のコースごとのレース傾向等に関する情報を継続的に収集し、蓄積する。そして、その情報を自ら分析して評価

し、レースごとに、競争馬の能力、騎手（技術）、コース適性、枠順（ゲート番号）、馬場状態への適性、レース展開、競争馬のコンディション等の考慮要素を評価、比較することにより着順を予想する。その上で、予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小との組合せにより、購入する馬券の金額種類及び種類ごとの購入割合等を異にする複数の購入パターンを定め、これに従い、当該レースにおいて購入する馬券を決定する。馬券購入の回数及び頻度については、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標とし、上記の購入パターンを適宜併用することで、年間を通じての収支（当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての有効馬券の購入代金との差額）で利益が得られるように工夫していた。

このような購入方法により、Xは、平成17年から同22年までの各年において、全ての有効馬券の購入代金の合計額に対する当たり馬券の払戻金の合計額の比率である回収率がいずれも100%を超えており、その収支上、同17年に約1,800万円、同18年に約5,800万円、同19年に約1億2,000万円、同20年に約1億円、同21年に約2億円、同22年に約5,500万円の利益を得ていた。

2. 裁判所の判示

(1) 東京地方裁判所（平成27年5月14日）²¹⁾

地裁は、「本件競馬所得については、一時所得に該当するか否か、具体的には、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得』であり、かつ、『労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの』という一時所得に該当するための要件を満たすか否かが問題となる。」¹⁹⁾として、次のように述べた。

「Xによる馬券の購入は、Xの陳述によても、レースの結果を予想して、予想の確度に応じて馬券の購入金額を決め、どのように馬券を購入するのかを個別に判断していたというもの

であって、その馬券購入の態様は、一般的な競馬愛好家による馬券購入の態様と質的に大きな差があるものとは認められず、結局のところ、レース毎に個別の予想を行って馬券を購入していたというものであって、自動的、機械的に馬券を購入していたとまではいえないし、馬券の購入履歴や収支に関する資料が何ら保存されていないため、Xが網羅的に馬券を購入していたのかどうかを含めてXの馬券購入の態様は客観的には明らかでないことからすると、Xによる一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するというべきほどのものとまでは認められない。そうすると、本件競馬所得は、結局のところ、個別の馬券が的中したことによる偶発的な利益が集積したにすぎないもの」²²⁾であるとして、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当しないとした。また、「Xは、本件競馬所得を構成する収入である払戻金の交付者であるJRAに対して何ら役務を提供していない。また、競馬の払戻金は、購入した馬券が的中することによって生ずるものであり、仮にXが購入する馬券の選択に当たって何らかのノウハウを活用したとしても、それによって必ず払戻金を得られるわけではない」²³⁾として、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないとして、一時所得に該当すると判示した。

(2) 東京高等裁判所（平成28年4月21日）²⁴⁾

地裁判決とは一転し、高裁は「Xは、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回かつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして100%を超える回収率を実現することにより多額の利益を恒常に上げていたものであり、このような一連の馬券の購入は一体の経済活動の実態を有することができる。」²⁵⁾とし、大阪事件における馬券の購入方法に触れて、「馬券を自動的に購入するソフトを使用する際に用いた独自の条件設定と計算式も、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得

る独自のノウハウといい得るものであり、……（中略）……馬券の購入方法に本質的な違いはないものと認められる。」²⁶⁾ と判示して、雑所得に該当するとした。

（3）最高裁判所（平成29年12月15日）²⁷⁾

高裁判決を是認し、「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成26年（あ）第948号同27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434頁参照）。

これを本件についてみると、Xは、予想の確度の高低と予想が的中した隙の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って馬券を購入することとし、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標として、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら、6年間にわたり、1節当たり数百万円から数千万円、1年当たり合計3億円から21億円程度となる多数の馬券を購入し続けたというのである。このような被上告人の馬券購入の期間回数、頻度その他の態様に照らせば、被上告人の上記の一連の行為は、継続的行為といえるものである。そして、被上告人は、上記6年間のいずれの年についても年間を通じての収支で利益を得ていた上、その金額も、少ない年で約1,800万円、多い年では約2億円に及んでいたというのであるから、上記のような馬券購入の態様に加え、このような利益発生の規模、期間その他の状況等に鑑みると、Xは回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえるのであって、そのようなXの上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったということができる。以上によれば、本件所得は、営利を目的とする継続

的行為から生じた所得として、所得税法35条1項にいう雑所得に当たると解するのが相当である。」²⁸⁾ としてYの上告を棄却した。

3. 検討

（1）一時所得と雑所得の判断基準

札幌事件の主な争点は、大阪事件と同じく本件における馬券の払戻金に係る所得は、一時所得となるのか雑所得になるのかという点である。

札幌事件の最高裁による判決でも、大阪事件の判決である「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」という判示内容が引用された上で、札幌事件の最高裁判決では、「年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標として、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら、6年間にわたり、1節当たり数百万円から数千万円、1年当たり合計3億円から21億円程度となる多数の馬券を購入し続けたという」馬券の「購入の態様に加え、このような利益発生の規模、期間その他の状況等に鑑みると、回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえる」として、「一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったということができる。以上によれば、本件所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であることから一時所得所得を否定して、雑所得に該当するとした。

大阪事件の判示内容を引用しているものの、継続的行為を導き出す要件である「行為の期間回数、頻度その他の態様」というメルクマールは「馬券を自動的に購入するソフトを使用」しているとされていたが、札幌事件・最高裁判決では、「期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」を有していることから、必ずしもソフトを使用することが

重要ではないと札幌事件の判決から読み取ることができる。

しかし、馬券の払戻金に関する所得を区分する上で、納税者の馬券の購入方法や客觀性など必ずしも一致しているものではなく、全ての事柄が判明しているわけではないと考える。

このことから、大阪事件・最高裁判決で説示された判断基準の一つである要件から外れてしまうため、札幌事件は大阪事件の射程範囲外であると考える。

大阪事件・最高裁判決の馬券による所得区分の判断基準は不十分であることが分かる。

V. 学説の状況

札幌事件・最高裁判決は、馬券を自動的に購入するソフトを使用せずとも馬券による払戻金が雑所得に該当するとされたため、非常に重要な事例である。²⁹⁾

また、馬券払戻金を雑所得とするか一時所得にするかの事情が必ずしも明らかではい。そのため、馬券の払戻金による一般論は未だ不安要素が残る。³⁰⁾

大阪事件・最高裁判決のメルクマールである「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」という判示内容と「馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる」という判示内容か

ら札幌事件のような馬券を購入する方法は、大阪事件・最高裁判決の射程から外れてることが分かる。³¹⁾

VI. おわりに

本稿では、馬券による払戻金の所得区分の基準について考察してきた。

一時所得と雑所得を区分する判断基準は、主に「営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」とされているが分かった。大阪事件・最高裁判決における判断基準は、今後も多発していくであろう馬券払戻金の事案において先例として重要な判断の枠組みである。しかし、大阪事件と札幌事件を検討したが、札幌事件のように必ずしも大阪事件・最高裁判決による判断基準の射程内に収まるわけではないため、所得区分について事案ごとに総合考慮を行った上で、慎重に判断していくしかないと考える。

そのためにも、大阪事件・最高裁判決の判断基準に対する不十分要素は、今後の様々な議論によって公正且つ公平に解決されていくことを強く望む。

謝 辞

投稿論文を完成するにあたって担当指導教官である鯖田豊則教授に深く感謝申し上げます。

講義を通じて、私がつまずいてしまった部分の結論をすぐに教えて下さるのでなく、アドバイスやつまずいてしまった部分の成り立ちから何度も指導してくださったため、より理解を深めながら投稿論文を完成させることができました。

元々、所得区分について興味があつたため、馬券事件についてもいつかは、研究してみたいと

思っていました。学生でありながら、このような貴重な機会を与えてくださったことについても感謝しております。

博士論文を執筆するにあたってもこのような貴重な経験を活かせるよう努力してまいります。

注

- 1) 最高裁判所 平成27年3月10日判決 (LEX/DB 文献番号 25447123)
- 大阪高等裁判所 平成26年5月9日判決 (LEX/DB 文献番号 25503853)
- 大阪地方裁判所 平成25年5月23日判決 (LEX/DB 文献番号 25445678)
- 2) パソコン、携帯電話及びプッシュホン電話により馬券を購入することができ、利用時の馬券の購入金の支払い及び払戻金の受領等の決済は全て、加入時に開設したA-PAT専用の銀行口座 (PAT 口座) を通じて行われる。(大阪地方裁判所・前掲注1)
- 3) 最高裁判所 平成27年3月10日判決 (LEX/DB 文献番号 25447123)
- 4) 最高裁判所・前掲注3
- 5) 大阪地方裁判所 平成25年5月23日判決 (LEX/DB 文献番号 25445678)
- 6) 大阪地方裁判所・前掲注5
- 7) 大阪地方裁判所・前掲注5
- 8) 大阪地方裁判所・前掲注5
- 9) 大阪地方裁判所・前掲注5
- 10) 大阪高等裁判所 平成26年5月9日判決 (LEX/DB 文献番号 25503853)
- 11) 大阪高等裁判所・前掲注10
- 12) 大阪高等裁判所・前掲注10
- 13) 最高裁判所・前掲注3
- 14) 最高裁判所・前掲注3
- 15) 最高裁判所・前掲注3
- 16) 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第3版]』(弘文堂・2022年) 248頁
- 17) 酒井教授『二訂版 裁判例からみる所得税法』(大蔵財務協会・2021年) 452-453頁
- 18) 渡辺 充「馬券事件を再び考える——4つの租税事件の比較検討——」月刊税理4月号(2018) 3頁
- 19) 最高裁判所 平成29年12月15日判決 (LEX/DB 文献番号 25449120)
- 東京高等裁判所 平成28年4月21日判決 (LEX/DB 文献番号 25542863)
- 東京地方裁判所 平成27年5月14日判決 (LEX/DB 文献番号 25540993)
- 20) 競馬開催日又はこれが連続する場合における当該連続する競馬開催日を併せたもの等をいう。(東京地方裁判所・前掲注19)
- 21) 東京地方裁判所・前掲注17
- 22) 東京地方裁判所・前掲注19
- 23) 東京地方裁判所・前掲注19
- 24) 東京高等裁判所・前掲注19
- 25) 東京高等裁判所・前掲注19
- 26) 東京高等裁判所・前掲注19
- 27) 最高裁判所・前掲注19
- 28) 最高裁判所・前掲注17
- 29) 中田 実『租税判例百選 [第7版]・一時所得と雑所得の区別』(有斐閣・2021年) 295頁
- 30) 佐藤英明・前掲注16・248頁
- 31) 酒井克彦・前掲注17・461頁

参考文献

池本征男『所得税法——理論と計算 [8訂版]』(税務経理協会, 2014)

小田 満『所得税重要項目精解』(大蔵財務協会, 2011)

金子 宏『租税法 [第20版]』(弘文堂, 2015)

金子 宏『所得課税の基礎理論 上巻』(有斐閣, 1995)

金子 宏編『租税法の基本問題』(有斐閣, 2007)

金子 宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010)

金子 宏他編『租税法と市場』(有斐閣, 2014)

清永敬次『税法 [新装版]』(ミネルヴァ書房,

2013)

酒井克彦『所得税法の論点研究』(財経詳報社, 2011)

酒井克彦『クローズアップ課税要件事実論 [第3版]』(財経詳報社, 2014)

酒井克彦『いわゆる馬券訴訟にみる一時所得該当性——最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決及び東京地裁平成27年5月14日判決を素材として——』『中央・ロージャーナル』第12巻第3号, 2015年12月

酒井克彦『二訂版 裁判例からみる所得税法』(大

大蔵財務協会, 2021)
佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正3版〕』(弘文堂, 2014)
田中 実『一時所得と雑所得の区分 租税判例百選〔第7版〕』(有斐閣, 2021)
谷口勢津夫『税法基本講義〔第8版〕』(弘文堂, 2025)
注解所得税法研究会編『注解所得税法〔5訂版〕』(大蔵財務協会, 2011)
野水鶴雄『要説所得税法』(税務経理協会, 2014)
一杉 直『所得税法の解釈と実務』(大蔵財務協会, 2009)
水野忠恒『租税法〔第5版〕』(有斐閣, 2011)

渡辺 充『馬券事件再び考える——4つの租税事件の比較検討——』(月間税理, 2018・4)
大阪高等裁判所 平成26年5月9日判決 (LEX/DB 文献番号 25503853)
最高裁判所 平成27年3月10日判決 (LEX/DB 文献番号 25447123)
東京高等裁判所 平成28年9月29日判決 (LEX/DB 文献番号 25561805)
東京地方裁判所 平成28年3月4日判決 (LEX/DB 文献番号 25533815)
最高裁判所 平成29年12月20日不受理決定 (LEX/DB 文献番号 25560181)

○東京国際大学大学院紀要編集及び刊行に関する規程

2016年9月30日制定

(目的)

第1条 この規程は、東京国際大学（以下、「本学」という）大学院における教育研究を助長し、学術的な教授研究の成果を学会及び広く社会に公表する手段として刊行する学術雑誌（以下、「大学院紀要」という）の編集・刊行に関する事項及びその他関連事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本学が編集・刊行する大学院紀要は、次の2編とする。

- (1)『人文・社会科学研究—東京国際大学大学院』（英語名称：The Graduate School Bulletin of Social Sciences and Humanities, Tokyo International University）
- (2)『臨床心理学研究—東京国際大学大学院臨床心理学研究科』（英語名称：The Graduate School Bulletin of Clinical Psychology, Tokyo International University）

(編集・刊行組織)

第3条 大学院紀要の編集及び刊行は、本学FD委員会（以下、「委員会」という）の責任において行う。
2 委員会の下FD委員及び研究科長により構成される「大学院紀要編集会議」（以下、「編集会議」という）を置き、委員長の指示により編集及び刊行の実務を担当せしめる。
3 「大学院紀要編集会議」の責任者は、FD委員の中から委員長が推薦し学長が指名するものとし、本規程における委員長の職務を都度委嘱することができる。

(掲載する学術的な教授研究成果の種類)

第4条 大学院紀要に掲載する学術的な教授研究の成果は、学術論文、研究ノート及びその他学術研究の成果と委員長が編集会議の意見を徵し判断したもの（以下、「大学院紀要掲載論文等」という）とする。

(査読制度等)

第5条 大学院紀要掲載論文等のうち「学術論文」については、査読制度により掲載の可否を判定するものとする。
2 学術論文の査読は、委員長の嘱託する査読審査委員が行う。
3 委員長は、査読審査委員の中の主査から提出された委員長宛て査読審査結果報告及び各査読審査委員の報告書に基づき、編集会議の意見を徵し掲載の可否を判定する。

(査読制度の非適用)

第6条 学術論文を除く大学院紀要掲載論文等については、前条の査読制度は適用しない。但し、編集会議は、大学院紀要掲載論文等の形式等につき、著者に修正を指示することができるものとし、当該指示に正当な理由なく著者が従わない場合、掲載を認めないことがある。

(寄稿資格)

第7条 大学院紀要への寄稿資格を有する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本学大学院研究科に所属する学生
- (2) 本学大学院研究科修了後3年以内の者
- (3) 前各号の他、編集会議の意見を徵し委員長が適當と認めた者

(大学院紀要掲載論文等の形式等)

第8条 大学院紀要掲載論文等の形式、提出方法等に係る詳細は、別に定める「東京国際大学大学院紀要掲載論文等執筆・提出要領」（以下、「要領」という）による。

- 2 大学院紀要掲載論文等の形式等は、原則として APA (American Psychological Association) 方式とするが、当該論文等の分野において確立した標準の書式・形式等がある場合には、それに従うことも可とする。
- 3 大学院紀要掲載論文等の原稿は、著者の責任において作成された完成原稿とし、形式が整っていない原稿若しくは完成原稿とみなし得ない原稿は、受理しない。
- 4 大学院紀要掲載論文等の掲載原稿の校正等は、著者の最終責任においてこれを行う。

(使用言語)

第 9 条 大学院紀要掲載論文等の執筆に使用する言語は、日本語又は英語とする。

(発行の形態)

第 10 条 大学院紀要の発行の形態は PDF 等の電子媒体とし、本学ホームページ等において公表する。

- 2 刊行された大学院紀要は、「国立情報学研究所 (NII : National Institute of Informatics) が運営する学術論文や図書・雑誌等の学術情報データベース」CiNii での公開、国立国会図書館の NDL-OPAC への収載、海外における同様な方法での公表等により、適切に周知するものとする。

(発行者)

第 11 条 大学院紀要の発行者は、東京国際大学学長とする。

(発行時期等)

第 12 条 大学院紀要の刊行は、各編とも原則として毎年度 1 回とし、編集会議において発行予定期日、原稿締切日等を設定する。

(転載)

第 13 条 大学院紀要に掲載された大学院紀要掲載論文等を執筆者が他所に転載する場合には、委員長の了解を得るとともに、初出が大学院紀要であることを明示しなければならない。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

附 則：

1. この規程は、2016 年 9 月 30 日より施行する。
2. この規程の施行に伴い、以下に記載する「東京国際大学大学院研究科紀要刊行に関する規程」は廃止する。
 - (1) 「商学研究—東京国際大学大学院商学研究科」刊行に関する規程
 - (2) 「国際関係学研究—東京国際大学大学院国際関係学研究科」刊行に関する規程
 - (3) 「応用社会学研究—東京国際大学大学院社会学研究科」刊行に関する規程
 - (4) 「経済研究—東京国際大学大学院経済学研究科」刊行に関する規程
 - (5) 「臨床心理学研究—東京国際大学大学院臨床心理学研究科」刊行に関する規程

執筆者紹介（掲載順）

内山	旭	商学研究科博士課程（前期）	2025年度在籍	租	税	法
安達	秀明	商学研究科博士課程（前期）	2024年度修了	会	計	学
与喜多	麗愛	商学研究科博士課程（後期）	2025年度在籍	租	税	法
島崎	麻世	商学研究科博士課程（後期）	2025年度在籍	租	税	法

人文・社会科学研究 東京国際大学大学院 第9号

2025（令和7）年12月20日発行
〔非売品〕

編集者 東京国際大学大学院
人文・社会科学研究紀要編集委員

発行者 平山龍水

発行所 〒350-1197 埼玉県川越市的場北1-13-1
TEL (049) 232-1111

印刷所 株式会社 東京プレス
〒161-0033 東京都新宿区下落合3-12-18 3F

BULLETIN OF SOCIAL SCIENCES AND HUMANITIES

Graduate School

TOKYO INTERNATIONAL UNIVERSITY

No.9

Articles

A Study on Ex-post Facto Evaluation of the Policy Effectiveness of
the Tax System to Promote Investment in a DX Akira Uchiyama

Research on the Changes and Trends of the Accounting System for
School Corporations and Capital Funds —Exploring the Essence
Through Trends of Changes in the System— Hideaki Adachi

Proposal for Leasing Tax System Rea Yogita

A Consideration of Income Categories in Horse Racing Incidents
—The Osaka and the Sapporo Incident— Mayo Shimazaki
